

この像は神宮寺の遺佛と傳へ安禪寺に安置したものであつたが同寺廢絶の後當寺に譲り受けたものである。

- 一觀 世音菩薩像 木 堂 坐 像木 高壹尺六寸七分 舟後光以下全長四尺參寸六分 壹 體
- 舊觀音堂本尊
- 一達 磨 大師像 開山堂 倚 像木 高壹尺六寸 壹 體
- 一大 權修理菩薩像 開山堂 倚 像木 高壹尺七寸 壹 體
- 一弘 法 大師像 本 堂 坐 像木(大)高壹尺壹寸參分 像木(小)五寸五分 貳 體
- 右の内壹體(大)は瀨泊町中より祀つて居る
- 一承 陽 大師像 開山堂 倚 像木 高壹尺九寸 壹 體
- 一一 庭 禪 師像 開山堂 倚 像木 高壹尺八寸 壹 體
- 一歷 代住持木牌 拾 四 基
- 一須 彌 壇 木 製 高參尺六分 前幅七尺四寸 入四尺貳寸五分 壹 基
- 一前 机 高貳尺九寸五分 前幅六尺貳寸 入壹尺七寸五分 壹 脚
- 一花 瓶 龜女作 青銅製 高貳尺壹寸四分 壹 對
- 一燭 臺 龜女作 青銅製 高貳尺壹寸五分 壹 對
- 一香 爐 青銅製 直徑壹尺貳寸參分 壹 個

佛具

- 一金 燈籠 青銅製 高參尺參寸五分 臺六寸壹分 壹 對

高月院岩永妙照大師五拾回忌菩提之爲大正四年六月十七日瑞光山永昌寺現住第二十四世鐵山真支代功徳主長崎市新橋町石田熊吉同フミ

- 一吊 籠 六角形 青銅製 甲高參尺五寸五分 徑壹尺壹寸 乙高貳尺八寸 徑壹尺四寸 丙高貳尺貳寸 徑壹尺貳寸五分 參 對

江戸町志賀氏寄附甲乙は大間用丙は上間用

- 一磬 子 高壹尺壹寸七分 徑壹尺四寸 壹 口

明治三十六年九月瑞光代功徳主柳仁平外二十一名

- 一小 磬 高四寸貳分 徑七寸 壹 口

十一月

- 一木 魚 高壹尺五寸 徑壹尺五寸七分 壹 口

明治四十五年新調 真支代

- 一殿 鐘 高壹尺六寸五分 徑壹尺貳寸五分 厚壹寸壹分 壹 口

- 一梵 鐘 高貳尺九寸四分 龍頭七寸壹分 直徑貳尺六分 厚貳寸七分 壹 口

厥質未形 何處相尋 形既成矣 百八圓音 眞斷幻夢 頓破幽陰
祝釐盛典 警策寶箴 永昌寺宇 瑞光山林 檀度福德 法海俱深
天和歲旅癸亥嘉平佛成道日 當寺第五世傳衣住持義堂銘

夫鐘者法器之上首也三界醒長夜之夢回生停幽陰之苦降伏魔怨救濟怨親頓破地獄直赴覺場者莫先於鐘也報晨昏節起上緇素同知方者莫要於擊鐘也況至返聞聞寂滅現前則其德之難測者唯佛與佛乃能知之而已茲有橫尾氏宗悅居士者平生信因果好作善孝順以爲己之務嘗聞梁武故事重志公寶調屢捨淨財鑄大鐘小鐘數十以掛諸方而今此鐘亦其一數也其意蓋在資助父母先祖菩提總利恩有其志亦美哉嗟夫人生危脆如風燈之叵期世財如霜露難保世之而今居士一念信心不堅之財化爲正剛正體揚大悲之法音於末代利法界之含靈於永劫者其德誠不勝而且大乎所希依此偉勳天下泰平神明歡喜檀門佛門但增榮福海壽海同添流永與鐘體比有慶云

三界萬靈六親眷屬七世父母

- | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|
| 經響宗壽 | 量響壽悅 | 悅三淨喜 | 圓響淨喜 | 涼月妙夏 | 衍響自休 |
| 寶響妙壽 | 消泡童女 | 榮三妙心 | 本響妙覺 | 幻春童子 | 清響淨心 |
| 春響壽伯 | 露秋童女 | 樂響月信 | 眞響宗德 | 花知童子 | 繁響淨應 |
| 香順眞清 | 月童榮室 | 宗仙信士 | 眞響妙德 | 涼夢童子 | 淨響妙榮 |
| 遠響幽支 | 支機宗順 | 理響照智 | 幽響儀春 | 道順沙彌 | 釋尼妙響 |
| 石響上人 | 三響和尚 | 閱悅和尚 | 寶山道雨 | | 性故沙彌 |

維時正德二歲壬辰孟夏吉旦
奉寄進三十五之內

- | | |
|----|----------|
| 鑄師 | 谷口吉三郎 |
| 施主 | 橫尾宗壽 |
| | 橫尾宗伯 |
| | 橫尾宗悅 |
| | 橫尾八三郎(銘) |

- | | | | | |
|-----------|------|------------------|---|---|
| 佛 | 佛 | | | |
| 畫 | 畫 | | | |
| 一釋迦如來像 | 紙本 | 鑄四尺七寸
橫貳尺五寸八分 | 壹 | 幅 |
| 一唐釋迦像 | 紙本淡彩 | 鑄參尺八寸七分 | 壹 | 幅 |
| 一出山釋迦像 | 紙本 | 鑄四尺貳寸四分 | 壹 | 幅 |
| 一佛祖曼陀羅 | 紙本着色 | 鑄四尺七寸九分 | 壹 | 幅 |
| 一涅槃像 | 紙本着色 | 鑄四尺五寸貳分 | 壹 | 幅 |
| 一觀世音三十三身像 | 絹本着色 | 鑄八尺壹寸八分 | 壹 | 幅 |
| 一達磨大師像 | 鐵僊筆 | 鑄五尺六寸八分 | 壹 | 幅 |
| | 紙本 | 鑄四尺參寸七分 | 壹 | 幅 |
| | 紙本 | 鑄壹尺九寸參分 | 壹 | 幅 |
| | 紙本 | 鑄參尺壹寸參分 | 壹 | 幅 |

- 一 達磨大師像 大内青髻筆 絹本 竪四尺壹寸壹分 横壹尺九分 壹 幅
- 一 巖上羅漢像 神文筆(大正七年) 紙本 竪五尺五寸六分 横參尺六分 貳 枚
- 一 十六羅漢像 支那貫休畫(石摺) 紙本 竪參尺八寸八分 横壹尺六寸貳分 拾六 幅
- 一 十六善神像 武井キタヨの寄附に、係り來由記事の末に乾隆廿九年八月僧明水恭記あり。 絹本着色 竪四尺五分 横壹尺九寸四分 壹 幅
- 一 三祖像 傳翁贊赤城筆 神光慧能洞山 絹本 竪參尺四寸六分 横壹尺參寸六分 壹 幅
- 一 大白淨、永平、孤雲三祖像 絹本 竪參尺四寸六分 横壹尺參寸六分 壹 幅
- 一 歷代住持像 着色 五 幅
- 一 五代義堂 自題 絹本着色 竪參尺六寸貳分 横壹尺參寸五分 壹 幅
- 一 八代祥香 自題 永田壽稔筆 紙本着色 竪參尺貳寸五分 横九寸七分 壹 幅
- 一 十一代圓瑞 自題 絹本着色 竪參尺壹寸四分 横九寸參分 壹 幅
- 一 十三代越宗 義天題 永田壽稔筆 紙本着色 竪參尺七寸 横壹尺七寸六分 壹 幅
- 一 十四代惠宗 義天題 南陽筆 絹本着色 竪貳尺九寸六分 横壹尺壹寸貳分 壹 幅
- 一 海雲傳翁和尚像 自贊筆者不詳 絹本 竪參尺貳寸壹分 横壹尺四寸壹分 壹 幅
- 一 法泉無得像 紙本 竪參尺貳寸六分 横壹尺七分 壹 幅
- 一 月舟禪師書 銀盤盛雪あり 紙本 竪參尺壹寸貳分 横壹尺參寸貳分 壹 幅

- 一 永平宏振禪師書 紙本 竪壹尺八寸六分 横壹尺八寸 壹 幅
- 一 斷崖獨橋書 竪壹尺貳寸 横壹尺六寸八分 壹 幅
- 一 爲霖和尚歲旦詩 竪四尺五寸 横壹尺八寸六分 壹 幅
- 一 爲霖和尚書 壽山 紙本 竪四尺四寸 横壹尺參分 壹 幅
- 一 祖玄和尚書賀偈 竪貳尺九寸 横壹尺七寸 壹 幅
- 一 總持素童禪師書 麓外風無竹有聲 紙本 竪四尺五寸八分 横壹尺壹寸貳分 壹 幅
- 一 傳翁書 金剛般若波羅密 頤石默頭 紙本 竪參尺參寸五分 横九寸六分 壹 幅
- 一 俱胝和尚筆和歌 紙本 竪參尺四寸 横七寸 壹 幅
- 一 海雲玉仙和尚書良玄和尚還曆頌 古の事を聞てもさなへても我行にせずばかひなし 千年丹頂鶴 萬歳縁毛龜 紙本 竪四尺六寸 横壹尺壹寸 壹 幅
- 一 海雲傳翁書七佛布薩 紙本 竪參尺七寸四分 横壹尺七寸四分 壹 幅
- 一 天童山圖 紙本 竪貳尺四寸六分 横貳尺六寸八分 壹 幅
- 一 金剛經七重塔圖 竪五尺參寸四分 横壹尺七寸八分 壹 幅
- 一 蓮圖 財津春月筆 紙本 竪四尺六寸 横壹尺參寸四分 壹 幅
- 一 松圖 松窓筆 紙本墨繪 竪五尺八寸四分 横貳尺八寸四分 壹 幅

一大般若經

一境内及び附屬境外墓地圖

一江戸方當地に御越御家來方取置年普控

紙本
横九寸八分
横四尺四寸五分
横四尺五分
半紙型假綴

六百卷
壹幅
壹冊

長崎奉行黒川與兵衛家來固庵宗堅信士萬治元年四月廿七日歿以降徳永石見守家來一道良心信士慶應三年十月朔日歿まで當地に客死せる歴代奉行家來百四十四人及び長崎在勤目付家來廿貳人計百七拾六人の過去帳である。

一過去帳 正保四年三月以美濃
一墓籍臺帳 明治十八年五月美濃

一額 永昌禪寺・林道榮筆

一額 齊觀・辛亥春玉仙書(圓形)

一額 瑞光山

一額 虛通寂靜明安樂

一額 掃蕪和合

一額 圓通殿

一聯 道場不宅紫陌紅塵有佛土(左)
覺樹無種開竹見桃是妙因(右)

木堂
木堂
木堂
山門
木堂
木堂
觀音堂
黄泉無著筆

横參尺壹寸(内縁六寸)
横五尺八寸四分
直徑貳尺六寸
(内縁壹寸四分)
横參尺貳寸(内縁七寸)
横七尺四寸
横壹尺五寸八分
横五尺五分(内縁貳寸六分)
横壹尺七寸貳分(内縁壹寸)
横四尺貳寸壹分(内縁七寸)
横四尺壹寸
横八尺參寸五分
横七寸

拾參冊
壹冊
壹冊
壹冊
壹冊
壹冊
壹冊
壹冊
壹冊
壹冊

一聯

十方所有諸衆生願離憂患常安樂
護得甚深正法利滅除煩惱盡無餘(右) 金峰書

横參尺九寸貳分
横參寸八分

一對

歴代住持世系

開基

一庭融頓 勅賜了外廣覺一庭融頓大和尚禪師

正保三年
萬治二年七月九日示寂

二代

洲山泉益 洲山泉益(一書には融益とあり)大和尚禪師
正保三年より寛文八年迄在職貳拾參年
寛文八年十一月二十七日示寂

三代

嘿雲愚門 嘿雲愚門(一書融門とあり)大和尚禪師
寛文八年より延寶六年迄在職拾壹年
示寂年月日不詳

四代

愚泉戒瑤 愚泉戒瑤(一書融瑤とあり)大和尚禪師
延寶六年より同八年迄在職參年
延寶八年十二月二十八日示寂

五代

義堂如實 義堂如實大和尚禪師
延寶八年より寶永四年迄在職貳拾八年
示寂年月日不詳

六代

揚州洞禪 揚州洞禪大和尚禪師
寶永四年より享保七年迄在職拾六年
示寂年月日不詳

七代

丹林良府 位牌記載無し

享保七年より同十四年六月六日迄在職八年。
示寂年月日不詳。

洞禪再住 享保十四年より同十六年迄參年。

祥香梅瑞 祥香梅瑞(大和尚禪師)

享保十六年より寶曆八年迄在職貳拾八年。
示寂年月日不詳。

九代

玉瑞鳳林 玉瑞鳳林(大和尚禪師)

寶曆八年より明和四年迄在職拾年。
明和四年七月十五日示寂。

此の間梅瑞看坊壹ヶ年

十代

祥應禪瑞 位牌記載無し

明和四年より安永六年迄在職拾壹年。
示寂年月日不詳。

十一代

鐵眼祥龍 鐵眼祥龍(書圓瑞あり)大和尚禪師

安永六年より寛政元年迄在職拾參年。
文化十年五月十四日示寂。

十二代

低山聯芳 低山聯芳(大和尚禪師)

寛政元年より文化元年迄在職拾六年。
文化五年二月二十一日示寂。

十三代

吳山越宗 吳山越宗(大和尚禪師)

十四代

文化元年より同十年三月迄在職拾年。
文化十年三月二十一日示寂。

嫩桂惠宗 嫩桂惠宗(大和尚禪師)

文化十年より文政三年三月迄在職八年。
文政三年三月朔日示寂。

十五代

春中義天 春中義天(大和尚禪師)

文政三年三月二十二日より天保四年迄在職拾四年。
示寂年月日不詳。

十六代

鐵水梵航 鐵水梵航(大和尚禪師)

天保四年より同十一年迄在職八年。
安政五年七月十三日示寂。

十七代

俊嶺卓立 俊嶺卓立

天保十一年より嘉永三年迄在職拾壹年。
示寂年月日不詳。

十八代

祖門賢宗 祖門賢宗

嘉永三年より安政三年迄在職七年。
安政三年七月二十六日示寂。

十九代

天胤祖龍 天胤祖龍

就任退職及び示寂年月不詳。(天胤再住三年)

二十代

俊童良機 俊童良機

文久二年三月退職。
就任及び示寂年月日不詳。

二十一代

正山祖宗

文久三年月日より慶應二年三月迄在職四年。示寂年月日不詳。

二十二代

廓菴道淳

慶應二年十二月より退任年月日不詳。明治十一年一月十二日示寂。

二十三代

大芳謙乘

就退任年月日不詳。明治三十九年十一月二十日示寂。

二十四代

徹參良玄

明治四十年六月二十四日より。

第三節 德光山高林寺

正保三年開創

所在

所在 長崎市中川郷字樽角貳百六拾七番地 此處は維新前長崎代官支配地内肥前國彼杵郡長崎村中川郷樽角で維新後明治十一年長崎縣西彼杵郡同村同郷同二十一年同縣同郡上長崎村中川郷七百八拾四番戸となり大正九年十月一日長崎市に編入せられて現在の地番となつた。

德光山高林寺は松山一にて向分と稱す漢字綴の麓に在りて縣立長崎中學校に近く鳴瀧川を隔て、城の古址と相對し、その背後は山林である。

沿革 當寺は皓臺寺重興開山一庭が正保三年長崎奉行の許可を得て禪僧天宗融察と謀り蘭通詞名村猪股兩氏の援助を得て玉園山の南麓なる今の長崎商品陳列所の北側に創建したものである。その際一庭は馬町爐柏町及び西山の檀徒を以て當寺に附屬せしめた。それで當寺は一庭を開基と景仰し、天察を第二代と認めて居る。

寛文八年全覺融子が天察の席を繼いで當寺第三代の住持となつた。全覺は舊寺地の狹隘なるを慨き新に山上を開きて殿堂をそこに移し、山門を建立した。享保十年八月六代鐵柱は南馬町なる林久左衛門後室の喜捨によりて梵鐘一口を

開創 蘭通詞名村猪股兩氏援助

三代全覺後山を開き殿堂を移し、山門を建立す

梵鐘鑄造

鑄造した。

異變の際鍋島
甲斐守陣場に
充てらる

文化六年十六代覺文は鍋島甲斐守の請ひにより異變の際には當寺を鍋島氏の陣場に供することを承諾した。

諸堂修復

文政十一年八月兩度の暴風の爲め本堂、本門庫裡その他が大に破損したので第二十二代逸仙は修繕工事に着手し、翌年七月に至りて竣工した。

天保八年九月二十三代天巖は觀音堂を修復した。

天保十四年三月より八月迄當地詰支配勘定卯木武十郎が當寺に止宿した。それで後に至りその手當として銀參百四拾參匁を下附された。

全焼

安政四年九月二十日の夜二十六代梅嶺の時當寺本堂より火を失して寺内の諸堂全焼し記録、文書、什物等殆ど皆烏有に歸した。この日諏方神社では大祭用の注連繩を大國主命の社の前で焼却して居たが、其處の四隅にたててあつた葉つきの竹にかけ渡せる長き注連繩に火移り、忽にして大國主命の社殿焼失し、それから拜殿その他灰燼と化して了つた。諏方の火事は日中であつたが、その夜に至り諏方社宮司邸右側下手なる當寺の本堂より發火し殿堂焼失せしにより、時人は諏方社の飛火と噂し合ふたものである。さて寺内の建物全焼したので住持梅嶺

再建

天滿宮及び稻荷社を境内に移す
觀音堂新築

は檀徒に寄進を勤めて再建工事に著手し、翌安政五年十月に至り先づ庫裡を建て、それから本堂の工事に及び、元治元年八月にはその上梁式を挙げ、翌慶應元年五月には入佛會を舉行した。

明治維新後神佛混淆を禁せられたので、境内鎮守天滿宮と稻荷社とを境外に移し、同時に爐粕町なる荒神社に祀れる準提觀世音菩薩像傳行基菩薩作壹體を境内に移し、新に觀音堂間口參間奥行壹間半を建てた。

池崎新吉シヤ
△佛を當寺に
献す

明治四十年十一月十日三十代親源の時上長崎村中川郷なる知足庵にありし釋迦如來銅像壹體を當寺に遷して當寺の本尊となし、入佛安座の式を舉行した。この佛像はもと暹羅國王の勅願寺たるサケート寺に安置してあつたものである。長崎の人池崎新吉が十有餘年間かの國滯留中この佛像を日本の寺院に祀りたきにつき是非讓受たし、該寺の住持大僧正プラタム、ターナーチャーソンに懇望して漸く之を獲たので知足庵に奉安したのである。

大僧正が池崎氏に與へた贈與狀は左の通りである。

池崎新吉君に呈す此の立像の鐵鉢を持たる御佛はサムセンに存在する勅祭寺ヅシット寺に奉安され給ひたる古佛を百五十年前サケート寺に下賜され

ウツパンコットに移し参らせたる高貴の御佛像なれども今回日本の寺院に奉祀するとの君の申出に付余は喜んで之を贈る就ては爾後相當の禮を以て奉祀されんことを乞ふものなり 茲に署名す

百二十六年七月十三日

プラタム、ターナーチャー
ン

池崎新吉殿

サケト寺プラタム、ターナーチャー
ン

池崎新吉はこの佛像を知足庵に寄贈するに際し左の如き書簡を知足庵に贈つた。

- 一 釋尊像 高六尺 壹體
- 一 鐵鉢 壹個
- 一 袈裟 壹衣
- 一 佛用團扇 壹個
- 一 佛用袋 壹個

右は當國王室の建立御勅祭に係るサケト寺大僧正プラタム、ターナーチャー
ン殿より日本佛教信者に對し寄贈致度旨を以て小生に下附相成候儀

に付今回貴山へ寄進仕度候條御開濟相成可然位置に御安置御奉祭の程願
上候也追而鐵鉢以下四種の品は釋尊の附屬品として並に下附相成候もの
に付書添置候

明治四十年四月二日

在暹羅國磐谷府

池崎新吉

長崎縣西彼杵郡上長崎村

知足庵御中

池崎新吉は知足庵主多比良泰心及び同庵信徒なる八坂町佐々木養朴等と年
來相識の間柄なりしを以て右の佛像を獲るや、先づ養朴等と議し、之を知足庵に
贈ることなし、明治四十四年四月右の佛像の長崎に著するや、直に之を同庵に
奉安した。然るに同庵は皓臺寺の末庵で無格なるを以て、この由緒ある暹羅佛を
安置するに不相當なりとの輿論があつたので、その處置に關し長崎市内各寺院
住職の協議會が開かれた。その際長崎崇福寺が南部支那關係の寺院なるを以て
同寺に奉祀すべしと説く者もあつたけれども、高林寺住職神源無功は高林寺が

諏訪社と諏訪公園とに近くて長崎の要地に在ること、堂宇改築計畫中なる事
を理由として右の佛像を同寺に申請したき旨を陳べて、各寺住職一同の賛成
を得た。そこで無功は檀徒と協議の上正式に各寺院の承諾とその筋の許可とを
得て入佛安座式を挙げたのである。此の時當寺よりその筋への届書は左の通り
であつた。

佛像安置届

一釋尊銅像(金像にして御丈六尺)

壹

體

外に附屬品鐵鉢壹個、袈裟壹衣、佛用團扇壹個、佛用袋壹枚、

右は在暹羅國磐谷府池崎新吉より去る本年四月二日付を以て上長崎村知
足庵宛寄送せられ今日迄同庵に假安置の處今般雙方信徒協議の上拙寺に
於て永遠安置可致様相決候間別紙寫池崎新吉より知足庵住職宛書狀相添本寺並
に拙寺檀家總代連署を以て此段御届申上候也

明治四十年十一月八日

長崎市爐粕町高林寺住職

利源 無功

本寺皓臺寺住職

霖 玉 仙

高林寺檀家總代

森 田 就 道
瀬 戸 口 光 太 郎
相 川 武 平
茂 辰 次 郎

上長崎村中川郷知足庵住職

多 比 良 泰 心

右信徒總代

佐々木 養 朴
吉村 音 次 郎
藤 醫 勘 吉

長崎縣知事荒川義太郎殿

かくて暹羅佛安置の件落著するや、當寺の本尊たりし釋迦如來坐像木製高壹尺
七寸、臺座四寸五分、作者不詳を暹羅國サケート寺に贈りて同寺に奉祀を求めた。

明治四十二年の冬、知足庵主多比良泰心及び高林寺住職利源無功はその筋の

許可を得て、知足庵 當庵は天保五年四月海雲山二十代俱胝和尚が栖雲庵を購ひて知足庵と改名したものである。を高林寺に併合し、高林寺を知足庵の地に移轉することとなし移轉改築の工事に著手したが、同四十五年七月に至り竣工したので爐粕町の舊寺地は社宅用地として三菱長崎造船所に賣却した。正保三年當寺開創以來實に貳百六拾七年目であつた。

社會事業

現住河野武翁は力を社會教育に用ひ、或は日曜學校及び參禪會を設けて宗教的精神の向上に寄與し、或は縣立長崎圖書館の回覽文庫を利用して讀書趣味を鼓吹し、或は後山一圓を開放して兒童園となし、或は野球庭球等のコートを設けて運動を奨勵するなど、成績の見るべきものが少くはない。

現狀
年中行事

現時寺僧參人檀家六十戸、信徒五百戸で、年中行事は皓臺寺のそれと同一である。

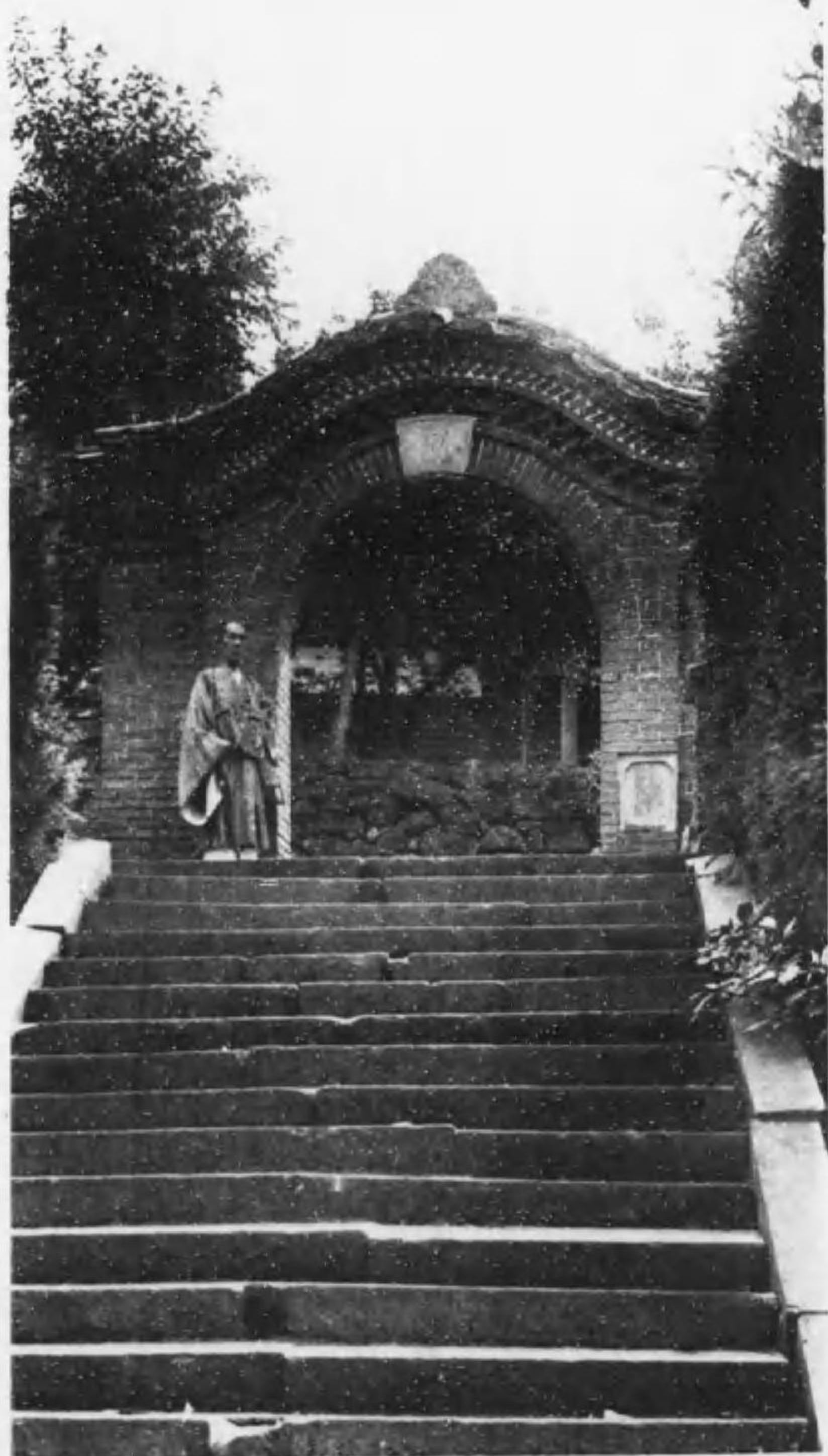
組合及び法類

組合及び法類 永昌寺のそれと同じく曹洞宗長崎縣第壹宗務所第壹組に屬し、大分縣速見郡佛光寺、朝鮮黃洲祠源寺等はその法類である。

境内坪數

境内 九百參拾六坪

東西貳拾四間、南北參拾九間



高林寺山門と寺本堂前に安置する長崎最初の石藏



舊寺地坪數
及び殿堂

地 租 金七圓拾錢

右の外附屬山林 九反貳畝貳拾八步

序に爐粕町なる舊寺地坪數建物等は左の通りである。

寶永四年

百五拾坪拾間に拾五間

地子銀拾匁

門前屋敷貳ヶ所表口八間四尺七寸奥行拾五間

地子銀貳拾八匁貳分五厘

本堂 參拾九坪六間に六間半

本尊 釋迦 脇侍 迦葉 阿難

庫裡 拾七坪五合貳間半に七間

門 八間

門前借屋竈貳軒

明和年間 百五拾坪

明治八年 四百四拾九坪

長崎市史地誌編 高林寺

境内建物

本堂 瓦葺平屋建 六間半に五間

庫裡 瓦葺平屋建 拾間半に六間

観音堂 瓦葺平屋建 参間に壹間半

總門 煉瓦間口貳間半

境内建物
本堂

境内建物 境内には、本堂、鐘樓堂、山門、観音堂、庫裡、不動堂、籠堂等の建物がある。本堂 西面せる木造、瓦葺、單層、入母屋造四拾貳坪貳合五勺方六間半、前面幅參尺の濱椽附の建物である。右側に拾貳坪貳間に六間、後側に九坪七合五勺六間半に壹間半の外屋がある。前者は住宅で、後者は開山堂及び位牌堂に充てゝある。堂内各室の配置は恰も眞宗寺院のそれに酷似して居る。中央内陣五坪貳間半に貳間には本尊暹羅佛脇侍文殊、普賢二菩薩の像と、今上皇帝聖壽萬歳の尊牌とを奉安し、須彌壇の兩側には青銅製燈籠が供へてある。宮殿の左右に佛壇があつて、観世音菩薩三十一體が安置してある。左室四坪貳間方の壇にはもと爐粕町荒神堂所祀の準提觀世音菩薩像及び不動尊像厨子入を祀り、右室には二壇ありて右壇には弘法大師像、知足庵傳來のもの、左壇には阿彌陀如來、誕生佛、弘法大師等の像が安置し、大

開山堂之位牌

観音堂

不動堂

鐘樓堂

山門

間 六坪貳合五勺方貳間半には、人天蓋が懸けてある。此等の諸室の外に上間下間共に五坪貳間半に貳間下間には暹羅皇帝肖像及び優婆塞の木札を掲ぐ。八尺軒拾貳坪貳間方の室、参間等がある。

開山堂及び位牌堂 本堂後側外屋内九坪七合五勺中央開山堂には永平道元禪師、皓臺寺一庭禪師を始とし、當寺歴代住持の位牌を祀り、その兩側には檀徒十一家の佛壇がある。又この室内に貳體の弘法大師の石佛があるが、その一は中川郷より、他は爐粕町中より祭つて居る。この堂は安政火災後建てられし爐粕町なる高林寺の本堂を移轉改修したものである。

観音堂 本堂左側下段に在る木造、瓦葺、平屋七坪半、参間に貳間半の建物で爐粕町なる舊寺地より移して、明治四十五年に竣工したものである。

不動堂 背後山嶺に在る木造、瓦葺、單層壹坪方壹間の建物である。

鐘樓堂 本堂の右側前面に在りて、高貳尺の石壇上に立てる木造、瓦葺、單層四脚柱參坪參合參勺方壹間五尺の建物で爐粕町より移轉したものである。

山門 煉瓦造、破風造、高貳間内方高七尺内方横六尺、柱厚壹尺四寸五分、袖垣七尺、で正面に知足庵の三字を刻せる標石、壁八寸四分、横壹尺をはめ、左柱の下部には、寄進本下

町馬木建助明治九年三月建之の十八字を刻せる記念石、縦壹尺四寸、横壹尺壹寸が挿入してある。

籠所 本堂背後山上なる木造、瓦葺、平屋八坪、四間に二間の建物で、本尊は不動尊である。この堂は明治四十五年に新築したものである。

庫裡 木造、瓦葺、二階建、四拾八坪、六間に八間の建物で、本堂の左側に附設してある。この建物は知足庵の舊庫裡に修繕を加へたもので、大黒及び韋駄天の像が此の内に安置してある。

書院 木造、瓦葺、平屋拾七坪、貳間半に七間の建物である。庫裡に附設、明治四十五年に新築したものである。

無縁塔

無縁塔 本堂北側前面、參拾坪、九尺角、七重塔、全長壹丈參尺

大正三年四月二日長崎衛生講話會の發起によりて建てられたもので、頂上に地藏尊の像を安置し、無縁者の遺骨を藏むる所である。

松山曰峰禪師碑

松山曰峰禪師碑 高五尺七寸(内蓋壹尺參寸) 幅貳尺五寸 壹基

山門の内側、本堂の下段に在る自然石の碑である。碑面磨蝕して文字讀むべからざるも、全文は釋大潮の著述に係る瓊浦遊草に載せてあるからそれをこゝに

援引しておく。

師諱海皓字曰峰族姓目賀多氏母某氏近江八幡人也十四剃落于州之永源而師事南嶺禪師厥後謁峩山照古佛執侍含玉禪師年二十五去參黃檗千駄和尚久之領旨尋受印可依止十餘年矣會值千和尚示寂乃齋遺骨徑來長崎初寓崇福而獲一座具地於松山誅茅以居之因祠千和尚而祀焉木茹澗飲影不出山者蓋二十年山名二靈庵號棲雲世稱曰松山禪師云忽一日乃起董席尾張東輪一住五載已又遷近江正明居僅三載奧藩主聞師風請住六年大提宗綱住十三載書偈坐化于室中實爲寬保三年六月十八日也世壽七十有五法臘六十二用閣維法收靈骨葬于洛之山科福聚院而塔焉嗣法弟子堆雲龍等凡五人云堆雲重修二靈奉師爲開山始祖師初扁室曰牛欄後更今名堆雲詣予旅館曰龍恒懼先師之功泯沒不徵於後也幸座下表之予於是撰松山碑惟師出處詳見語錄予故不述創二靈始焉

寶曆癸酉七月十八日 甘露元皓大潮和南撰

八十八佛點眼供養碑

八十八佛點眼供養碑 曰峰碑左側自然石 高六尺壹寸 內蓋壹尺貳寸 幅貳尺九寸 自然石

壹基

知足庵俱胝禪師於庵後山中昔年欲建立高野大師八十八尊石像機緣不就而入定孝孫泰心禪衲繼先師意風化道俗而志願已成明治三己十月廿一日請海雲大

長崎市史地誌編 高林寺 六八二

象點眼供養因導師傳翁禪師拈香曰從今日宜稱金剛嶺知足庵云々愚禿一悟見聞此事實法感不啻恭書吾大師密傳法印種字喜伏願十方結緣縑素八口周旋連名同增長家國萬方之福因云爾

南祀高野山智性院一悟謹誌

當寺建物坪數の變遷表を左に掲ぐ。

名	稱	寶永四年	明治八年	大正十年
本堂	觀音堂	壹五、〇〇坪 六間半に	參〇、〇〇坪 六間に	四貳、貳五坪 方六間半
開山堂	不動堂	四、五〇坪 參間半に		八、七五坪 參間半に
鐘樓	山門			九、七五坪 壹間半に
龍山	所			壹、〇〇坪 壹間方
庫裡	院	壹五、〇〇坪 六間半に	六參、〇〇坪 拾間半に	貳、貳五坪 壹間半方
書院				高八、〇〇坪 貳間
				四八、〇〇坪 六間に
				壹七、五〇坪 七間半に

佛像・什寶物古文書記録等目錄

一今上皇帝聖壽萬歲尊牌 高壹尺九寸 幅五寸 壹基

- 一釋迦如來像 木 尊 立像 銅 高五尺七寸 重壹千斤 壹體
 - 一殊菩薩像 脇 侍 坐像 木 高六寸貳分 舟後光以下全長壹尺九寸 壹體
 - 一普賢菩薩像 脇 侍 坐像 木 高六寸貳分 船後光以下全長壹尺九寸 壹體
 - 一阿彌陀如來像 木 堂 立像 木 高貳尺參寸五分 壹體
 - 一誕生佛像 木 堂 立像 銅 高六寸 壹體
 - 一準提觀世音菩薩像 木 堂 立像 木 高五尺五寸 壺壹尺八寸 壹體
 - 一觀世音菩薩像 木 堂 坐像 木 高壹尺七寸位 拾九體
 - 一不動明王像 木 堂 坐像 木 高壹尺參寸 拾貳體
 - 一章歌天像 木 堂 立像 木 高五寸八分 壺壹寸四分 壹體
 - 一大黑天像 木 堂 立像 木 高六寸五分 壺貳寸五分 壹體
 - 一弘法大師像 木 堂 坐像 石 高貳尺六寸 壺貳尺六寸(嗣子入) 四體
 - 一觀世音菩薩像 山 中 石 像 高一定せず 七體
- 長崎市史地誌編 高林寺 六八三

佛具

長崎市史地誌編 高林寺

六八四

- 一地 藏菩薩像 山中立像石 高一丈七寸 拾參體
 - 一弘 法大師像 山中坐像石 高約壹尺貳寸 壹百體
 - 一地 藏菩薩像 本堂前立像石 高參尺貳寸 壹體
 - 一須 彌壇 木製朱塗 高參尺參寸壹分 壹基
 - 一前 机 木製朱塗 前幅五尺壹寸入幅四尺 壹脚
 - 一花 瓶 木製 高參尺五寸前幅五尺壹寸 壹對
 - 一燭 臺 木製 高九寸 壹對
 - 一香 爐 木製 高壹尺貳寸九分 壹對
 - 一燈 籠 青銅製 高八寸壹分 壹對
 - 一磬 子 高壹尺壹寸 壹個
 - 一 小 磬 高九寸 壹個
- 大正四年三月戒會啓建日高林廿九世祖源無功代(銘)
- 明治三十六年三月入彼岸日 長崎縣肥前國長崎市長崎町高林寺廿八世高木龍法新調(銘)

一殿

梵音海潮音 勝彼世間音 高壹尺四寸九分 壹口

金剛嶺上月 知足瞻仰心 口徑壹尺厚八分

明治六年第三月 海雲傳翁叟銘

太平隱居奉教 東瀛町 古屋喜六

金剛嶺知足庵法室 看坊 泰心代新添

銀屋町 銘工 福田藤次良

一梵

南无大師遍照金剛 南无大師遍照金剛 高參尺五分 龍頭七寸貳分 壹口

本紙屋町 久田九曉 本下町 森田熊吉 諏訪町 小田貞三

寄進施入世話人 西濱町 西川丈吉 諏訪町 横田三次郎

本石灰町瀬戸喜右衛門

大日本國肥之前州彼杵郡長崎邑德光山高林禪寺巨鐘銘并序

梵鐘元起彌膩吒王依業成千頭魚王劍輪受苦之緣而始祇園精舍之金鐘從之無不有於塵々刹土佛閣鐘當山高林禪寺鑄鐘無善者而久闕有此大鐘是故當邑林久左衛門後妻湛心元澄大姉爲先夫善餘友慶居士及有緣無緣亡靈命息氏鑄此梵鐘一口度二尺三寸以修自己菩提冥福善哉曉天鳴則周覺煩惱之夢暮雲響則

長崎市史地誌編 高林寺

六八五

齊生無常之心伏冀此善功德遍滿法界遠運菩提聖果云爾因爲序銘此鐘

銘曰

梵鐘新鑄 洪音忽揚 下震地府 上徹天堂 鬼脫衆苦 人得心涼
無常念起 攀緣情亡 諷誦佛殿 跏趺禪床 聖賢所讚 功德已彰
所冀檀越 子孫繁昌 法界群類 同生寂光

高林現住鐵柱心謹銘

昔享保十歲次乙巳仲秋吉日

施主 當邑南馬町 林久左衛門後室湛心元澄

鑄工 安山 彌兵衛國久

一大 鼓 橫貳尺貳寸 徑壹尺九寸貳分 壹 個

一釋迦如來行狀曼陀羅 明治三十四年七月十八日德光山高林禪寺高木龍法新添 橫四尺七寸貳分 壹 幅

一出山釋迦像 小曾根乾堂畫 絹本着色 橫四尺參寸 壹 幅

一涅槃像 環溪禪師贊 紙本着色 橫四尺四寸貳分 壹 幅

一龍泉卓立禪師偈 慶應貳年霜月吉旦 扶桑華洛平井環畫之(銘) 紙本 橫四尺五寸五分 壹 幅

整參尺六寸八分 橫九寸 壹 幅

記 錄

一北島雪山書德光山高林寺緣起 殿堂誤自作灰塵復向口心嘗苦辛間得布金護法力舊觀不日舊觀新 癸亥仲春下院偈以贈高林寺之折布鼓開人 長八尺七寸五分 壹 卷

一松山岳峰禪師碑記 暗臺寺二十七代金峰玉仙手識 長參尺貳寸 壹 卷

一大 黑略緣起 本文參照 幅壹尺壹寸七分 壹 卷

抑當山に安置し奉る摩阿伽羅大黒尊天は尋も 人皇一百十代明正天皇の御宇開山一庭禪師東照神君の臺命を蒙り長崎の邪宗を教化し給ふ時不思議なるかな一夜夢見玉ふは青衣峨冠白鬚の老翁來りて大黒の尊像と砂金一囊を捧て申けるは此大黒尊天こそ昔弘長の初め日蓮上人鎌倉におゐて一宗を草創の御願ありといへども災難しばしば起りて草創なりがたしこのゆへに伊勢天照大神宮の神勅を蒙り此尊像を一刀三禮して彫り信心日夜懈怠なくし玉へば災難自然と鎮り一宗をこそ弘め玉へ今より此尊像に祈り玉は邪宗教化の塞命に隨ふべしといひ畢りて老人は消うせけり是より後一庭禪師ののたまはく昔日蓮上人此尊像を信じ玉ひて一宗を弘め玉ふさて日々尊像に對して法華經をよみ玉へば邪宗も遂にしづまりて暗臺寺をこそ御建立被爲成一庭禪師を開山と請し玉ふ是れ即ち大黒尊天の靈驗なり實に佛神の世を照し玉ふは火の金石に有が如し一度出ればよくもろくのやみを照す人の佛神の感應を得るもみな如是夫大黒天は法身盧舍那佛の化現なりと密經及び南海寄歸傳に審かなり又神道にては大己貴の尊といふ昔叡山長樂寺に顯れ玉ふ其靈驗ことの及ぶ所にあらず一度此大黒尊天の御姿を拜する輩は金銀財寶は申すに及ばずことごのぞみて幸を蒙る事影の形に隨ふが如しいでや人々たさび假鸚の聲も眞鸚を誘ひ齒龍

のわざも眞龍を來すと言ふをのく功徳を得玉ふべし 穴賢

美濃假綴

八冊

正保四年以降

壹冊

一過 帳

壹冊

一墓 籍臺帳

六百卷

明治二十六年七月十六日 紺屋町山田助三郎寄附

末 庵

末庵 當寺第六代の鐵柱の時小川庵と云ふ一庵長崎村西山郷小川に存在し
たるよしなれども史料なきためその沿革を知ることができぬ。

歴代住持

歴代住持世系

開山

一庭融頓 勅賜了外廣覺禪師一庭融頓大和尚

二代

天宗融察 天宗融察大和尚禪師

三代

全覺融了 全覺融了大和尚禪師

四代

不觀全超 不觀全超大和尚禪師

五代

古天道觀 古天道觀大和尚禪師

六代

鐵柱爲心 鐵柱爲心大和尚禪師

七代

曇屋一枝 曇屋一枝大和尚禪師

八代

愚谷恒神 愚谷恒神大和尚禪師

九代

岱山現成 岱山現成大和尚禪師

十代

又玄無觀 又玄無觀大和尚禪師

十一代

白英智源 白英智源大和尚禪師

十二代

寶曆十三年より安永二年迄在職拾壹年。
安永四年十月十六日示寂(十一日あり)

- 十二代 了覺普曉 了覺普曉大和尚禪師
安永二年より天明元年迄在職九年。
寛政十一年十二月七日示寂。
- 十三代 不觀良瑞 不觀良瑞大和尚禪師
天明元年より同八年迄在職八年。
示寂年月日不詳。
- 十四代 了覺普曉 了覺普曉大和尚禪師
天明八年より寛政十一年十二月迄在職拾貳年。
寛政十一年十二月七日示寂。
- 十五代 月山玉峰 月山玉峰大和尚禪師
寛政十二年より文化三年迄在職七年。
示寂年月日不詳。
- 十六代 無印覺文 無印覺文大和尚禪師
文化三年より同八年迄在職六年。
示寂年月日不詳。
- 十七代 佛燈禪國 佛燈禪國大和尚禪師
文化八年より同十三年八月迄在職六年。
文化十三年八月十六日示寂。
- 十八代 大應 弘宗魯然大和尚禪師
文化十三年より文政七年迄在職九年。
文政七年八月十三日示寂。
- 十九代 密道禪旨 密道禪志大和尚禪師

- 二十代 文政七年より文政十年迄在職四年。
示寂年月日不詳。
- 二十代 大宗逸仙 太宗逸仙大和尚禪師
文政十年より天保三年迄在職六年。
弘化三年八月二日示寂。
- 二十一代 柔道潜立 柔道潜立大和尚禪師
天保三年より同五年迄在職參年。
天保五年六月十五日示寂。
- 二十二代 鐵山大牛 鐵山大牛大和尚禪師
天保五年より同八年迄在職四年。
弘化五年十月十三日示寂。
- 二十三代 天巖道然 天巖道然大和尚禪師
天保八年より弘化元年迄在職八年。
弘化元年四月八日示寂。
- 二十四代 香龍見了 香龍見了大和尚禪師(乾亮ともあり)
弘化元年より嘉永五年迄在職九年。
嘉永五年十二月十七日示寂。
- 二十五代 俊芳道哲 俊芳道哲大和尚禪師
嘉永五年より退任及び示寂年月日不詳。
- 二十六代 天外梅嶺 天外梅嶺大和尚禪師
就任年月不詳慶應三年二月迄。
明治三年二月十五日示寂。

二十七代

温嶽耕堂 温嶽耕堂大和尚禪師
慶應三年二月より明治十四年一月二十六日迄在職拾五年。
示寂年月日不詳。

二十八代

心翁萬靜 心翁萬靜大和尚禪師
明治十四年より同十八年迄在職五年。
明治十八年十月七日示寂。

二十九代

龍法祖吟 龍法祖吟大和尚禪師(俗姓高木)
明治十九年六月三日より同三十七年四月七日迄在職拾九年。

三十代

萬年無功 萬年無功大和尚禪師
明治三十七年七月十日より大正九年八月二十九日迄在職拾七年。
大正九年八月二十九日示寂世壽六拾七。

三十一代

河野武翁
大正九年八月三十日より。

第四節 月桂山光雲寺

正保三年開創

所在

所在 長崎市出来大工町四番地 維新前肥前國彼杵郡長崎出来大工町内維新後出来大工町区制實施後長崎縣第一大区三小区肥前長崎出来大工町四番戸市制實施後現今の番地 門前は出来大工町通り 大正九年七月十日長崎區出来大工町四番戸市制實施後現今の番地

背後は堂門川に臨んで居る。

沿革

沿革 當寺は正保三年曹洞宗の僧松雲宗融が皓臺寺重興開山一庭と共に長崎奉行馬場三郎左衛門に請ひその許可を得て、出来大工町堂門川畔現在の地に開創したものである。當寺は一庭を開山と仰ぎ宗融を第二代の住持となして居る。

二代宗融

傳へ云ふ。當寺はもと長崎村本河内郷字昌源に在りて高來郡一乘院行基開創の古刹で同院末寺三千坊中の一院であつたが、吉利支丹宗門の隆盛につれて衰微して居たのを宗融が復興して是の歳出来大工町に移し一庭に請ふてその開法としたのである。現今も昌源附近の墓地を總稱して、光雲寺墓地と云ふさうである。

慶安中二代宗融の時唐通事穎川官兵衛及び陸一官等が唐人の齋らした釋迦、文殊、普賢の像を獲て之を當寺に安置したので當寺では之を本尊として奉祀することになった。今の本尊が即ちそれである。光雲禪寺三尊靈像記によればこの佛像はもと唐土普陀山に祀つてあつたのを唐人等が靈夢に感じて切に請ふて當地に舶載したものである。當寺安置後承應元年四月に火災ありて當寺の殿堂はみな焼失したけれども靈像には別狀なく寛文三年三月の大火や寛文五年四月の火事にも亦無事であつた。併し三度の火災を経たことゝ多少の損傷は無論免れなかつたので、寛文七年の春に至り當寺第四代の住持積外は自ら三像を奉じて京都に上り之に修飾を加へた。然るにその秋八月に至りこのこと長くも太上法皇及び明正天皇の天聽に達したので、特に勅して右の佛像を内裏に迎へさせ給ひて、天覽を賜ふた。眞に無上の瑞縁とも謂ふべきであつた。積外の大坂逗留中に築田隱岐守直次から積外に與へた左の書狀はこの邊の消息を傳ふる窟竟なる史料である。

御狀令拜見候然者去る時分光雲寺本尊
法皇様

後水尾天皇

女院御所様叙覽被遊難有被存之段尤之御事候貴僧彌御無爲至大坂未御逗留之由得其意候被入御念
恭存候尙期後音之時恐惶謹言

築田隱岐守

直次花押

八月十六日

光雲寺

梵鐘

避難所

山門改築
地藏堂建設

寶曆五年十月第八代了美は白井、山田、薄井三氏の喜捨により梵鐘一口を鑄た。文化五年英船狼藉のことありたる後、長崎奉行は爾後非常事變の際には當寺を濱手町の内大黒町の老幼婦人等の避難所と爲すべき旨を當寺に通告した。文政五年十月第十六代祖悅は山門を改築した。そして同時に地藏堂を境内に建て、等身の地藏菩薩の石像を其處に安置し、従前大井手町より祀れる地藏像二體壹體は延寶三年作をも之に合祀した。

文政十一年八月兩度の大風のため本堂及び練塀が破損された。

安政元年十一月當寺の鎮守たりし松島稻荷社は本河内に移された。今の正一位松島稻荷大明神の社が即ちそれである。

文政の大風
鎮守松島稻荷
神社

維新後廢佛棄釋の聲盛んに起りて佛教衰頽の極に達するや、當寺も亦殿堂の維持いよ／＼困難なるに至りしにより明治十五六年の頃に至り觀音堂羅漢堂位牌堂等を取除きてその址に書院と庫裡とを移し建てた。

明治十六年大井手町に火災ありて當山門の向隣までも延焼し當寺も一時危かりしが幸にして事なきを得た。鎮火後町内有志五六人打連立ちて當寺に來り寺僧の努力によりて鎮火の功を奏したことを謝した。その語る所によれば火勢の盛んなる頃緇衣の一僧現はれて火炎の中を奔走して大に防火に努めしが、その神速にして而かも沈著なる人をして驚歎せしめ、鎮火の後悠々として當寺内に入つたと云ふことであつた。併し寺僧は寺内の消防に急にして一人も外出したものがなかつたので、ありのまゝを告げしに町内有志は奇異の思をなして辭し去つたが歸途その中の一人が地藏堂の佛體の焼け黒ずんで居るのを發見したので、彼等は昨夜の一僧はこの地藏尊なりしかと打驚きてうや／＼しく之を伏し拜みて、ひたすら靈驗著しきに感動したさうである。爾來遠近相傳へ、火事除け地藏と稱して參詣するものが甚だ多い。

明治二十一年一月當寺は大井手町中の喜捨によりて聖德太子堂を境内に建

聖德太子
新設



光雲寺本尊釋迦如來と觀覽狀

此像は光雲寺の本尊釋迦如來と觀覽狀
明治二十一年一月當寺は大井手町中の喜捨によりて聖德太子堂を境内に建

托枳尼天祭

立し、明治二十三年十月には江戸町高木與作の寄進により鐘樓堂を改築した。同三十三年四月第三十代陳亮は三河國豊川閣に請ふて托枳尼天即ち所謂豊川稻荷の分靈を境内に勸請した。托枳尼天祭は爾來毎年五、九兩月十八日に行はれ參詣するものが少くはない。

現時寺僧參人檀家僅に五十餘戸に過ぎないけれども維新前には諏訪社大宮司青木氏瀧川前園の兩社家、町使松下氏、長崎村庄屋森田氏、外科醫吉雄氏、八幡町乙名木下氏等が當寺の重なる檀越であつた。

組合及び法類

組合及び法類 組合は永昌寺のそれと同一で北高來郡諫早村天祐寺はその法類である。

境 内

境内 四百拾五坪七合八勺 以上は市役所土地臺帳に記載する所なれども當寺に於ては裏口拾五間五合、裏口堂門川に沿ふ所貳拾四間參合

地 價

地價 九百九拾七圓八拾七錢

寶永四年

八拾四坪半 表口四拾四間壹尺五寸

地子銀四拾八匁壹分壹厘

門前借屋竈 四軒

長崎市史地誌編 光靈寺

明治八年

境内建物

四百五拾六坪 東西北拾參間四合
南北拾五間五合
裏貳拾四間參合
境内建物 境内には本堂、地藏堂、鐘樓堂、山門、托枳尼天堂、聖德太子堂、庫裡等がある。

本堂

本堂 南面せる木造、瓦葺、單層、入母屋造四拾坪半七間に六間半の建物で正面に貳坪貳間に壹間の向拜がある。而して左方に縁側幅參尺右方に位牌堂六坪外屋壹間に六間が附設してある。堂内中央なる内陣五坪(貳間半)に貳間には本尊釋迦如來脇侍文殊普賢の兩菩薩等の像を安置し其の前に觀世音菩薩像等及び今上皇帝聖壽無疆の尊牌を奉安してある。本尊像の前兩側に獨尊佛樹不妨與狗使餐、叡妙法輪方好共時對轉の對聯がある。内陣の外大間五坪(貳間半)に貳間上間八坪方貳間(貳室)下間八坪方貳間(貳室)八尺間七坪半(壹間に六間半)等ありて。八尺間には月桂山と題せる大額がかけてある。

開山堂

開山堂 參坪七合五夕貳間半に壹間半には、もと羅漢堂本尊たりし大權修理菩薩像達磨大師、承陽大師、一庭禪師等の木像及び歷代住持位牌が安置してある。位牌堂にはもと長崎村庄屋森田氏を始め十一家の靈牌が安置してある。尙ほ

位牌堂

地藏堂

本堂右内側に十二家分の位牌壇がある。本堂の建築修理等の年代は詳かでない。地藏堂 本堂の前面なる木造、瓦葺、單層、寄棟造壹坪方壹間の建物である。大井手町中より祀る所の火事除け地藏尊像參體が安置してある。大井手町上中下の三區いを祀つて居る。この地藏尊は靈驗殊に著しいさうである。この堂は文政五年十月に月建設したもので、その格天井貳拾五區劃には花卉雲龍が描いてある。毎年七月十六日及び二十四日は其の大祭日である。この堂に接する一堂壹坪内に附近町内に祀る所の地像尊石像貳拾八體が安置してある。此等の石像は維新後附近の町より此處に集められたもので尙ほ堂内に觀世音菩薩像が貳體ある。

鐘樓

鐘樓堂 本堂の前面石壇高貳尺八寸
廣貳間方上にある木造、瓦葺、單層、切妻造四脚柱貳坪貳合五勺方壹間半の建物で、明治二十三年十月江戸町高木與作の寄附によりて建立したるものである。

山門

山門 大井手町に面せる木造、瓦葺、單層、切妻造貳坪貳合五勺方壹間半の建物で、創建年代は詳かでない。文政五年十二月二十三日高杉善八、岩永利、平太の喜捨によりて改建したものである。

托枳尼天堂

托枳尼天堂 地藏堂の右側に在るコケラ葺平屋貳坪壹間に貳間の建物で明治

聖徳太子堂

庫 裡

書 院

建物の今昔

三十三年五月に建造されたものである、
 聖徳太子堂 本堂の右側に接せる木造、瓦葺、單層入母屋造八合五尺に壹間の建物で、明治二十一年一月、大井手中より建てたもので、聖徳太子の外弘法大師をも併祀し、毎年二月二十二日大祭を執行する。往時は總町大工、左官等集りて盛大なる祭典を執行したものである。
 庫裡 本堂左側なる木造、瓦葺、平屋切妻造參拾壹坪九間に參間半、一部分を二階とするの建物で明治十六年に建てたものである。
 書院 本堂の左側なる下屋六坪七合五夕(壹間半に四間半)で、明治十六年に建てられたものである。
 建物の今昔左の如し

名 稱	寶 永 四 年	明 治 八 年	大 正 十 年
本 堂	二九、二五 ^坪	三二、五〇 ^坪	四五、五〇 ^坪
觀 音 堂	六間半に四間半	六間半に五間	七間に六間半
聖 徳 太 子 堂	四、〇〇	五、〇〇	八三
托 枳 尼 天 堂	方貳間	貳間半に貳間	五尺に壹間
			壹間に貳間

地 藏 堂	位 牌 堂	鐘 樓 堂	庫 裡 門	山 門
一、〇〇	六、七五	二、二五	三五、〇〇	二、二五
方壹間	四間半に壹間半	方壹間半	七間に五間	九尺
			二九、二五	
			六間半に四間半	
			方壹間半	
			三二、五〇	
			九間に參間半	
			方壹間半	
			二、二五	

現時開山堂參坪七合五勺貳間半に壹間半書院六坪七合五勺 四間半に壹間半位牌堂等は皆本堂の下屋内に設けてある。

蘇鐵 本堂前に三股の蘇鐵がある。幹はあまり長大ではないがたしかに古木である。

佛像、什寶物、記録、古文書等

佛 像	一 今上天皇聖壽無疆尊儀	本尊像 右側奉安	高壹尺九寸 横四寸五分	壹 基
	一 釋迦如來像	木尊	高壹尺參寸參分壹尺參寸 舟後光以下全長參尺八寸七分	壹 體
	一 文殊菩薩像	木尊	高壹尺八分壹尺 舟後光以下全長貳尺七寸五分	壹 體
	一 普賢菩薩像	木尊	高壹尺八分壹尺 舟後光以下全長貳尺七寸五分	壹 體
	一 釋迦如來像	木尊	高壹尺八分 舟後光以下全長貳尺七寸五分	壹 體

嗣子に収めてある元羅漢堂に祀つて居たが今は開山堂に安置す。

- 一 誕生佛像 本堂 立像青銅 高四寸五分 壹體
 - 一 觀世音菩薩像 本堂 立像木 高壹尺七分 壹體
 - 一 大權修理菩薩像 本堂 倚像木 高壹尺六寸 壹體
 - 一 阿難尊者像 書院 立像銅 高壹尺參寸 壹體
 - 一 達磨大師像 本堂 倚像木 高壹尺六寸 壹體
 - 一 地藏菩薩像 地藏堂本尊 立像石 高一ハ容身大一ハ參尺 高九寸 參體
 - 一 托枳尼天像 托枳尼天堂 倚像木 高九寸 壹體
 - 一 羅漢像 書院 坐像青銅 高七寸參分 貳體
 - 一 聖德太子像 聖德太子堂本尊 立像木 高貳尺壹寸五分 壹體
 - 一 弘法大師像 弘法大師堂本尊 坐像木 高壹尺參寸五分 壹體
- 元羅漢堂に在つたが今は書院に置いてある傳來由緒は本文に在り今僅に貳體を存するのみで他は悉く紛失した。
- 高九寸 參體 (以上立像)
- 高七寸參分 貳體
- 高壹尺參寸五分 壹體
- 高壹尺六寸 壹體
- 高壹尺參寸 壹體
- 高壹尺六寸 壹體
- 高一ハ容身大一ハ參尺 高九寸 參體
- 高九寸 壹體
- 高七寸參分 貳體
- 高貳尺壹寸五分 壹體
- 高壹尺參寸五分 壹體

佛具

- 一 道元禪師像 在開山堂 倚像木 高貳尺 壹體
- 一 庭禪師像 在開山堂 倚像木 高貳尺 壹體
- 一 歷代住持靈牌 殿 木製 高五尺四寸 前幅七尺八寸 貳尺貳寸五分 壹體
- 一 宮彌壇 殿 木製 高參尺四寸五分 前幅七尺八寸 參尺八寸五分 壹體
- 一 須彌壇 殿 木製 高貳尺九寸 前幅五尺七寸 參分 入壹尺九寸九分 壹體
- 一 前机 殿 木製 高壹尺參寸 徑九寸 壹體
- 一 花瓶 殿 青銅製 高貳尺參寸 壹分 壹體
- 一 燭臺 殿 青銅製 高八寸 徑七寸 壹體
- 一 香爐 殿 青銅製 高壹尺壹寸 口徑壹尺參寸五分 壹體
- 一 磬子 殿 青銅製 高壹尺八寸 參分 徑壹尺參寸五分 壹體
- 一 殿鐘 殿 青銅製 高壹尺八寸 參分 龍頭厚壹寸五分 壹體
- 一 梵鐘 殿 冶工 肥前左嘉住 谷口安左衛門清次(銘) 高貳尺八寸 直徑貳尺五寸 厚貳寸 壹體

月桂山光雲寺鐘銘并引

我山雖佛堂僧舍略備常以巨鐘未備闕典矣却後戊寅秋當我開祖了外廣覺禪師

一 百年遐忌豫今茲乙亥冬結制衆以標報恩之志茲信心檀越曰井山田薄井等之
 諸氏同謀而範梵鏡欲整叢社箴規且資先凶幽魂也謂護法偶勉因余爲之銘銘曰
 龍簾高騰 鯨音遠鳴 吼破苦海 覺動夢城 開無舌口 發有聞聲
 豐山霜白 江水文明 衆魔潛跡 人天今行 曹山心裂 雲門膽驚
 警晨戒夕 透雲呼晴 回互宛轉 圓通縱橫 光雲繡錦 月桂飛瑛
 皇圖佛運 永與爾盛

寶曆萬年第五龍乙亥十月吉旦

勅任總持後董稱名現光雲大休良美謹誌

凜霜徹寒居士 智清心光大姉

祖透良關居士 秋山智高大姉

釋 貞道信士 釋 妙壽信士

全譽良永居士 圓入妙悟信女

歸郷吟山居士 正譽受永大姉

施主 長崎之住 山 井氏 田氏

佛 畫

一十 六 善 神 像

文政戊子十一月朔終功栖雲拜寫(銘)

絹本着色

竊參尺七寸四分

壹 幅

一 道 元 禪 師

紙本着色

竊參尺八寸五分

壹 幅

一 庭 禪 師

一丈元長和尚
勅書之贊

紙本着色

竊參尺八寸七分

壹 幅

一 歷 代 住 持 像

紙本着色

五 幅

一 四 代 天 慧 積 外

海雲古岳贊
石崎元德筆

竊參尺八寸七分

壹 幅

一 十 一 代 悟 雲 禪 契

東向天中贊

竊參尺九寸五分

壹 幅

一 十 二 代 大 雄 英 仙

海雲泰山題

竊參尺九寸四分

壹 幅

一 十 五 代 德 峰 義 哲

前金山龍麟贊

竊參尺九寸四分

壹 幅

一 十 九 代 梵 潮 海 音

海雲大機贊

竊參尺九寸六分

壹 幅

一 十 六 代 祖 悅 書

四代の分を除く他に何れも紙本

紙 本

竊參尺五寸四分

壹 幅

崎陽住御用石火矢冶工

薄 井氏

安山大隅藤原實豐

一本 尊 叙 覽 狀

奉書半切

竪五寸五分
橫參尺貳寸參分

壹 卷

一申 渡

奉書

竪九寸五分
橫四尺七寸九分

壹 卷

一光雲禪寺三尊靈像記

文政八年五月暗臺寺住持俱瓶が同寺末大同庵住持に關し與へたる免許狀である。

竪九寸四分
橫六尺壹寸貳分

壹 卷

光雲禪寺三尊靈像記

北肥長崎鎮月桂山光雲禪寺釋迦文殊普賢三尊像者原自身每國而造於南海普陀山寺者也。普陀者誌云往昔吾本朝橘太后聞禪法之興于大唐而慕之甚乃使沙門慧萼入聘而請。義空禪師次萼遊五臺山偶獲觀音大士像既及返朝則載而東之。乃過南海山下船閣住不動人皆異之。萼且負像上岸則船泛如故。萼遂安其像鎮于此地而普陀名亦始于茲。抑光雲寺三尊像者吾慶安中大明商船陳氏某等通商於日本因禮普陀大士而於寤寐中感得佛言曰我欲東矣爾等俱從我往哉。某等默然而起借歎奇哉。黎明詣寺則獲禮三尊像各知感夢之有徵也。於是乎某等具說寺主以所夢狀懇請而得其靈像共奉而東矣。已抵崎則譯司陳氏官兵衛陸氏一官協力固請奉安於光雲寺舍。嘗供養道俗瞻依如堵。越承應元年壬辰夏四月崎災殿堂皆焚而下及靈像。寬文三年癸卯春三月同五年夏四月又災而不及三像。寧可靈圖之

所致乎。雖然寺累災者三豎脫被其弊。歟寬文七丁未春寺主積外公躬奉三像入京師再加莊嚴。秋八月日偶覃

太上法皇後水尾天皇也

女院帝

始稱本院明照天也。父後水尾天皇也。母皇太后東福門院也。大相國源

秀忠公女也。

寂聞特勅入於大內。寵禮稱奇。悅甚。時憲臺築田隱岐守與積外書略審其事。又有白鷺水比丘草思者與積外舊好。為記澄之。然而未備。著者以為闕典久之。當代住持滿眼因修造堂舍。屬余重補。以藉諸輒。仍舊貫畧述梗概云。

嘗

延享二乙丑春三月吉日

寂 泰 撰

一筑紫肥前長崎月桂山光雲禪寺釋迦如來及兩侍文殊普賢三像記

一過 去 帳

延寶五年以降

小奉書 參册
美濃型 五册
中紙

竪壹尺八分
竪參尺參寸五分
假 綴

壹 拾 參 冊

一申 渡

奉書

竪七寸八分
橫五寸八分

壹 卷

文政八年五月暗臺寺住持俱師が同寺末大同庵住持に關し與へたる免計狀である。

一 備附佛具什物帳 文久三年調 奉書 竪七寸八分 横五寸八分 壹冊

一 額 月桂山 大清道光二十八年吳門龔文藻 竪七寸 横七寸 壹面

一 聯 獨尊佛樹不妨與狗使餐勸賜洞宗宏振觀(左)寂妙法輪方好共時撥轉永平元透老人書 竪六尺五寸壹分 横七寸 壹對

歷代住持世系

開 山 一庭融頓 勸賜了外廣覺一庭融頓大和尚禪師 萬治二年七月九日示寂。

二 代 松雲宗融 松雲京融大和尚禪師 正保四年より承應三年迄在職八年。 寬文五年乙巳正月四日示寂。

三 代 見室大應 見室大應大和尚禪師 明暦元年より寬文元年迄在職七年。 延寶元癸丑年二月三日示寂。

四 代 天慧積外 中興天慧積外(二本願外あり)大和尚禪師 寬文二年より延寶四年迄在職拾五年。 貞享四年丁卯年八月八日示寂。

五 代 拙心周存 拙心周存大和尚禪師 延寶五年より元祿十四年迄在職貳拾五年。

六 代 癡頑愚道 癡頑萬道(二本に素道あり)大和尚禪師 元祿十五年より享保十九年迄在職參拾參年。 元文五庚戌年七月十二日示寂。

七 代 滿眼鐵宗 滿眼鐵宗大和尚禪師 享保二十年より寬延元年四月三日迄在職拾四年。 寬延元戊辰年四月三日示寂。

八 代 大休了美 大休了美(二本其美に作る)大和尚禪師 寬延元庚子年十月八日示寂。

九 代 大活實仙 大活實仙大和尚禪師 寶曆八年より同十三年迄在職六年。 明和元甲申年九月五日示寂。

十 代 元峰瑞享 元峰瑞享大和尚禪師 明和元年より安永七年迄在職拾五年。 寬政六甲寅年九月十三日示寂。

十一 代 悟雲禪契 悟雲禪契大和尚禪師 安永七年より天明五年迄在職八年(一書には安永六年より九ヶ年あり) 文化九壬申年九月二十一日示寂世壽七拾壹。

十二 代 大雄英仙 大雄英仙大和尚禪師 天明五年より文化二年迄在職貳拾壹年。 文政三庚申十二月十八日示寂世壽七拾參。

- 十三代 悅巖大機 悅巖大機大和尚
- 十四代 高翁鐵牛 高翁鐵牛大和尚(高は一に耕に作る)
右十三代悦巖大機及び十四代高翁鐵牛は住持職に就かざりしも十五代義哲より本山へ願ひ出でて、世代に加へたものであると云ふことである。
- 十五代 德峰義哲 德峰義哲大和尚禪師
文化二年より同七年十二月迄在職六年。
文化七年庚午年十二月二日示寂世壽四拾貳。
- 十六代 喜運祖悅 喜運祖悅大和尚禪師(二に祖祝あり)
文化七年より文政十二年迄在職貳拾年。
文政十二年己丑年三月二十三日示寂。
- 十七代 寶洲固山 寶洲固山大和尚禪師
文政十二年より同十三年迄在職貳年。
弘化三丙午年四月十五日示寂。
- 十八代 覺道泰仙 覺道泰仙和尚
天保元年より天保四年迄在職四年。
明治八年八月十七日示寂。
- 十九代 梵潮海音 梵潮海音大和尚禪師
天保四年より同十四年迄在職拾壹年。
安政六年己未年十月二十一日示寂。
- 二十代 德巖瑞應 德巖瑞應大和尚禪師(本覺寺十世)
就退職年月不詳。
嘉永二年己酉年三月十日示寂。

- 二十一代 梅峰仙英 梅峰仙英大和尚禪師
天保十四年より文久二年迄在職貳拾年。
文久二年壬戌年十月三日示寂。
- 二十二代 佛庵大成 佛庵大成大和尚
就退職及び示寂年月日不詳。
- 二十三代 富山國榮 富山國榮大和尚
慶應三年二月迄就任及び示寂年月不詳。
- 二十四代 龍海芳洲 龍海芳洲大和尚
慶應三年二月より退職年月及び示寂年月日不詳。
- 二十五代 祖道 祖道和尚(俗姓無着)
就退職及び示寂年月不詳。
- 二十六代 法名不詳
就退職及び示寂年月日不詳。
- 二十七代 大法百雄 大法百雄大和尚禪師(俗姓百谷川)
就退職年月不詳。
明治二十九年丙申一月二日示寂。
- 二十八代 知點 知點大和尚
就退職及び示寂年月日不詳。
- 二十九代 宜禪 宜禪大和尚

就退職及び示寂年月日不詳。

三十代

惠點陳亮 惠點陳亮大和尚

明治三十三年二月五日より大正五年三月六日迄在職拾七年。

三十一代

伊東寅男

大正五年四月六日より。

二十代
二十一代
二十二代
二十三代
二十四代
二十五代
二十六代
二十七代
二十八代
二十九代
三十代

（Faint text, likely names and dates for generations 20-30, mostly illegible due to fading.)

第五節

瑠璃光山妙相寺

延寶七年創立

所在 長崎市本河内郷字奥山九拾壹番地 維新前は長崎代官支配地であつたが明治五拾壹番戸となり大正九年十月一日に至り長崎市に編入され番地は元の通りた。 村九で烽火山と日見嶺との間なる谿谷に在りて、本河内水道の上流に臨み、周圍は風致の佳い處である。

吉村 迂齋

擬向匡廬弄晚晴。謝公蠟屐偶方成。尋春興似逢花蝶。避俗心如出谷鶯。群樹雪消開秀色。前溪水解響新聲。此中自有瑠璃佛。如信高山不負名。

黄泉

離得城中寺來兼老圃。交池魚三尺。水梁燕一拳。巢新樹分疎。密逝川觀幻。泡清風來入戶。不見別人敲。

中島 廣足

妙相寺にて 新さをしかも分てや庭にかやうらん峰もひとつのしのゝをすゝき

宗圓寺

宗圓寺を再興して妙相寺と改稱す

本河内に移轉す

龜井戸天満宮

梵鐘鑄造

終大明神

秋葉大権現

唐人避難所となる

沿革 瑠璃光山妙相寺はもと今籠町大音寺の側に在りて宗圓寺と稱し、寛永十九年に創建され、その本尊たる薬師如來は一時大に世人の尊信を受けたものであつたと云ふことである。その後當寺は衰微して、殆ど廢絶せんとして居たのを延寶七年に至り、晴臺寺第五世住持逆流が再興し、瑠璃光山妙相寺と改稱して、晴臺寺の末寺となり、自らその住持を兼ねた。それで當寺は逆流を以てその開基と仰いで居る。

寶永四年 説書に元年とある。當寺第三代毒龍は長崎村本河内なる。吉川儀部右衛門の所有地を購ひて當寺を移轉した。即ち今の地である。

享保二年四月、毒龍は本堂背後なる山中に天満宮を勸請して新に石祠を建て、石橋を架し、石階を設け、其の規模東都龜井戸天満宮に擬した。それでこの天満宮は世に龜井戸天満宮と稱せられた。それから享保十七年八月第四代石淵は梵鐘一口を鑄造した。

寛政四年十一月第十代活歩は終大明神の石祠を建て、尋いて翌寛政五年また秋葉大権現の石祠を設けた。

文化五年當寺は長崎異變の際興福寺及び崇福寺に避難せし唐人等の再避難

上宮秋葉権現

水徳神石

暴風

諸堂の新改築

佛像の修飾

本堂變更

暴風

所に充てらるべきことになつた。爾後唐船主等は當寺に參詣するを例となし、且つ時々參詣するを例とした。

文化六年七月當寺第十一代泰嶽は上宮秋葉権現祠と毘沙門堂とを再建した。而して文化十一年三月第十三代大廣は水徳神石を龜井戸天満宮の下手なる瀧壺の上に建てた。然るに同年九月暴風の爲め當寺の諸建物が大損害を受けたので、この機を利用して漸く頽破せんとしつゝ、ありし諸堂の修繕、新築、再建立等を企て、本堂衆寮を瓦葺に改め、山門、石門、鐘樓堂、秋葉神社々殿を再建し、天満宮、不動堂、終神社拜殿、庫裡等を新設し、本尊薬師如來、脇侍、日天、月天、十二神將、釋迦如來觀世音菩薩、大権修理菩薩、達磨大師、弘法大師、辨才天、高祖道元、開山逆流、中興毒龍等の像を修飾し、聯額等を新調したので、天保三年頃に至りては當寺の内容外觀を一新するに至つた。

明治の始め頃年月不詳併し明治八年以前本尊を釋迦如來に改めた。其の理由も不明であるけれども、蓋し長崎に於ける他の曹洞宗寺院の例に倣つたのであらう。明治七年七月暴風のため衆寮及び鐘樓堂は吹き倒され、秋葉神社も亦大破し、自餘の諸堂も亦多少の損害を受けた。併し當寺は此等の建物を再建し、或は修繕

鐘樓堂再建

するだけの餘裕をもたなかつたが、明治十八年に至り第二十一代霖玉仙は鐘樓堂を現在の場所に再建した。

石門移轉

明治二十一年本河内水道の新設せらるゝに當り、山門前なる當寺所有の山林畑合計五千參百五拾七坪は水道用地として買収せられたので、第廿二代石田道戒はそこに在つた石門を現在の場所に移し建てた。

開墾禁止地

大正三年五月長崎縣林第三七二號を以て當寺所有に係る山林貳町七反七畝餘は開墾禁止地に指定せられ同じく寺有水田貳反壹畝餘畑六畝餘も亦開墾制限地に指定せられた。

開墾制限地

現在僧侶貳人檀家拾戸、年中行事は皓臺寺のそれと同一である。

現 状

境内總坪數 貳萬千參百四拾坪南北貳百間 東西六拾八間 壹寸五分

組合及び法類

境内 寺地 壹千六百七拾參坪
地價貳百六拾七圓六拾八錢
地租六圓六拾九錢五厘(寺地在此内)

田 壹町貳拾參歩
地價貳百參拾七圓六拾參錢
地租拾壹圓拾六錢五厘

畑地 貳町貳反貳拾九歩
地價八拾壹圓拾貳錢
地租參圓八拾壹錢五厘

雜地 參町貳反參畝廿五歩
地價參拾四圓貳拾五錢(明治四十四年六月廿九日現在)
地租壹圓八拾八錢五厘

本 堂

境内建物 境内には本堂、不動堂、庫裡、鐘樓堂、山門等がある。

本堂 東向の木造、瓦葺、單層入母屋造、貳拾九坪貳合五勺六間半に四間半の建物で、堂内は内陣貳坪半、貳間半に壹間室、中五坪貳間半に貳間、左右外陣各六坪貳間に參間に區分せられ、尙ほ八尺軒六坪半六間に壹間と向拜參坪七合五勺貳間半に壹間半とが附設してある。内陣には本尊釋迦如來を祀り、今上皇帝聖壽萬安の尊牌を奉安し、達磨大師、大權修理菩薩、道元禪師、瑩山和尚等の像が安置してある。佛前には紫竹清風佛法、玄門同感應、左垂楊甘露山、陔海噬共沾濡右の對聯がかけてある。八尺軒には中央に寶篋西來の大額ありて、甘露遍塵寰、普渡衆生從佛願、左青蓮承寶座、廣行諸善順天心右の對聯が配してある。右上間には迎觀自在の大額が在る。左上間の佛壇には十一面觀世音菩薩像が安置してある。この堂は天保年間の再建に係り、爾後屢修理を経て、大正十年修繕、夏起工十二月竣工せられた。その際本堂の左側に書院六坪貳間に參間が附設された。

庫 裡

庫裡 本堂の北側に接続せる木造、瓦葺、二階造、參拾坪半七間に四間半の建物で、その内部は書院五坪貳間半に貳間、方丈五坪貳間半に貳間、居間、書齋、玄關、臺所等に區別

鐘樓堂

石門

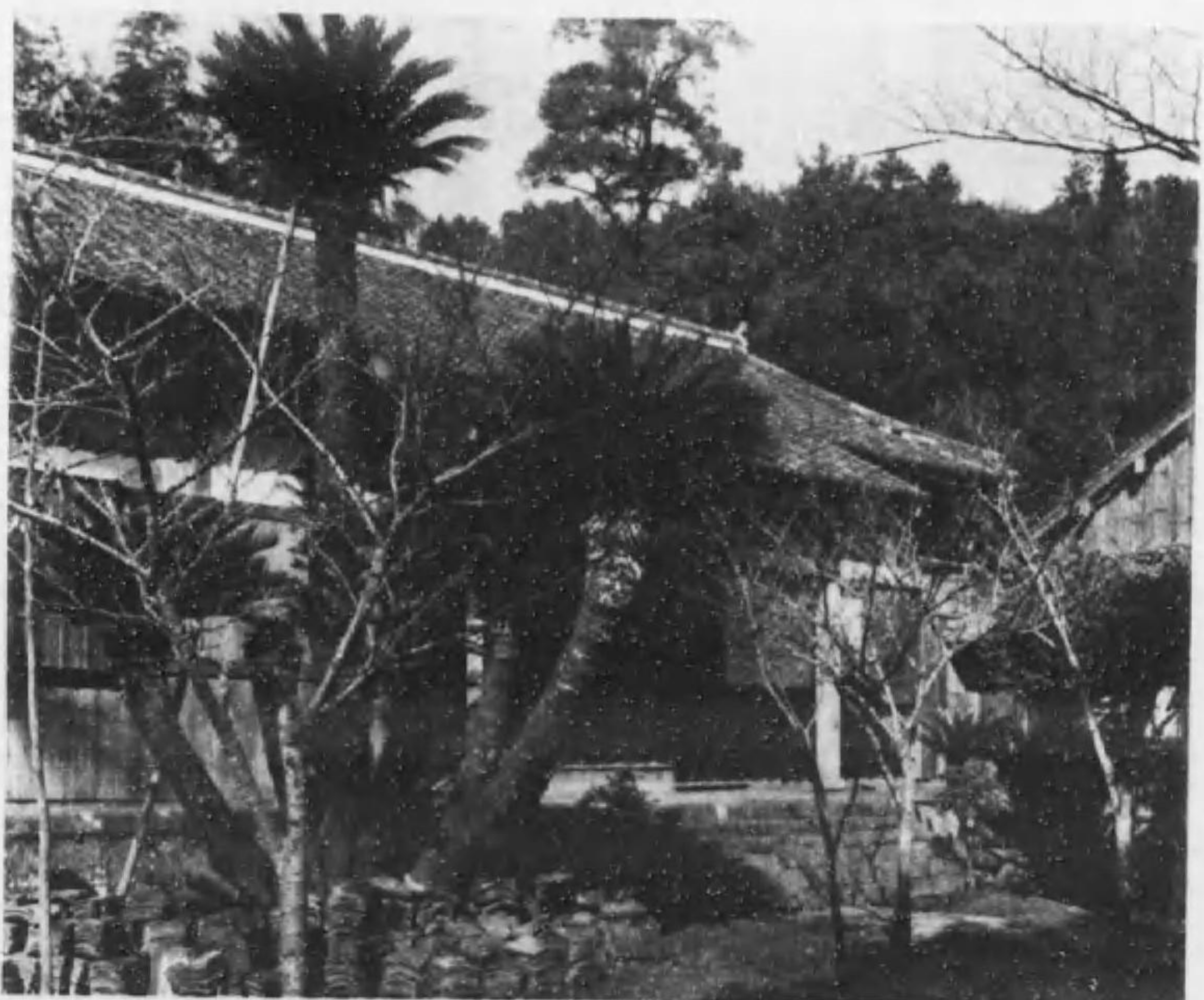
不動堂

されて居る。鐘樓堂 山門左側にある木造瓦葺單層入母屋造壹坪七合七勺方八尺の建物でもと本堂の前面右端に在つたが明治七年大風の爲めに吹き倒されたので現在の場所に移し建てたものである。

石門 本堂の前面にある外方内圓の石門高壹丈貳尺貳寸幅壹丈七尺五寸内部の高脊頂まで壹丈幅は八尺六寸で正面の頂には開基逆流の筆になれる瑠璃光山の四字を刻せる長方形の石額が箝挿してある。この門はもと奥山道路の下方なる今の貯水池の邊に在つたのを明治二十二年現在の場所に移したものである。不動堂 本堂背後上段に在る木造瓦葺單層入母屋造六坪壹間半に四間の建物で五尺の向拜口と幅貳尺の廻縁とが附設してある。内部は内陣參坪と拜殿參坪とに區分し内陣の中央に不動尊を安置し天滿天神左と秋葉大權現右とが其の左右に配祀されて居る。そして堂の前部梁上に陽其明の筆になれる不動尊の小額を掲げその右に秋葉大權現の標札をかけ左に龜井天滿宮の標札を懸けて居る。不動尊はもと當寺の前面なる分紫山の頂上に祀つてあつたのを明治三十四年八月此處に本建物を建造して遷座したものである。



秋葉大權現(上)と妙相寺本堂(下)



終大明神祠

地藏堂

秋葉大權現

終大明神祠 本堂背後なる庭園内に在る木造、瓦葺、單層切妻造六合六寸、堂間に四尺の建物である。

地藏堂 當寺入口石段の右側にある瓦葺、石壁の建物である。

秋葉大權現祠 當寺の背後より烽火山麓に登ること凡五町の所に東向きの平潤なる廣場がある。この廣場の一段高き所に奥行壹丈四尺參寸、幅九尺五寸、高七尺の岩窟を造りその内に高六尺壹寸入四尺八寸、前幅參尺の石祠を建て、その石祠内に秋葉大權現を安置し、石祠の側面に寛政五癸丑年八月吉日發願主知禪石工山下彦兵衛右、施主富永伊助左と刻してある。この石祠の兩側に小石祠一對と石製狛犬一對とが置かれその前に石卓が置いてある。寛政五癸丑年三月吉日澤井忠真敬建。維新前には石窟の左側前面の一庵に僧が定住して居た。現今參拜者の便を計り神體を天満宮と共に山麓なる不動堂に合祀したので、今はこゝに參詣するものは稀である。當權現祠は正徳五年の創設と傳へられて居る。

終大明神祠 秋葉大權現祠の南西の方にある石祠高五尺壹寸、入貳尺五寸、幅貳尺壹寸五分である。この石祠には寛政四年壬午年十一月吉日願主知禪荐企施主保寬助勢若干人石工山下彦兵衛と勒してある。現時神體は妙相寺本堂背後の小祠に

天満天神

祀つてある。創設の年代はつまびらかでない。天満天神祠、秋葉大権現祠の下手にある一石祠高六尺八寸、幅五尺五寸五分、享保二十四年卯月吉祥日と刻してある。現時神體は妙相寺内不動堂に合祀してある。祠前の石橋と石階とは東都龜井戸天神に擬し精緻を極めたものであつたけれども今は荒廢して居る。

水徳尊神石

水徳尊神石、天満天神宮の上手なる龜井戸瀧高貳拾壹尺の崖上に高參尺八寸幅參尺八寸の石がある。その瀧に向へる面に横に神道水と題し、其の下に水徳尊神左瀬織津姫命中央辨才有徳天右と刻し、左端に文化十一甲戌年、右端に三月吉日野村守平敬白と勒してある。

石燈籠

石燈籠 本堂前 高八尺 壹基
本堂右側大磐石上 高五尺 壹基
不動堂前 高六尺八寸 壹基

大乘妙典塔

大乘妙典塔 不動堂前 高六尺參寸 壹基
享保元年丙申大吉祥日 本古川町住人 願主 大本藤左衛門母敬立
願以此功德普及於一切我等與衆生皆共成佛道(銘)

建物の今昔

建物變遷表を次に掲げておく。

名	寶永四年	明治八年	大正十年
本堂	一〇、〇〇 貳間半に 四間	一六、二五 貳間半に 六間半	二九、二五 貳間半に 六間半
客殿	二四、〇〇 四間	六、〇〇 貳間半に 四間	六、〇〇 貳間半に 四間
衆寮	一五、〇〇 參五間	四〇、〇〇 五八間	三一、五〇 七間半 四間半
鐘樓	一五、〇〇 參五間	一、七八 方八尺	一、七八 方八尺
土藏	一〇、〇〇 貳五間	六、〇〇 壹間半に 四間	六、〇〇 壹間半に 四間
小堂	一〇、〇〇 貳五間	二、二五 方壹間半	二、二五 方壹間半
不動門	一〇、〇〇 貳五間	一、七八 方八尺	一、七八 方八尺
裏門	一六、〇〇 貳八間	二、二五 方壹間半	二、二五 方壹間半

寶永年間に山内に三尺坊觀音堂、天神社、毘沙門堂、稻荷社、金毘羅社、不動堂等の諸建物があつた。

佛像、什寶物、古文書、記錄等

一今上天皇陛下聖壽萬歲牌

木製

竪壹尺七寸
横四寸

壹基

長崎市史地誌編 妙相寺

佛 像

一釋迦如來像	木	尊	坐像木	高七寸八分 壺五寸二分	壹	體
一誕生佛像	木	尊	坐像木	高四寸四分 壺三寸五分	壹	體
一十一面觀世音菩薩像	木	堂	立像銅	高貳尺壹寸二分 壺參寸八分	壹	體
一達磨大師像	木	堂	坐像木	高壹尺七寸五分	壹	體
一大權修理菩薩像	木	堂	倚像木	高壹尺七寸五分	壹	體
一秋葉三尺坊像	木	堂	倚像木	高壹尺七寸五分	壹	體
一天滿天神像	木	堂	不動堂	高八寸七分 壺貳寸	壹	體
一不動明王像	木	堂	不動堂	高八寸七分 壺貳寸	壹	體
一毘沙門天像	木	庫	裡	高八寸七分 壺貳寸	壹	體
一永平道元禪師像	木	堂(繪像)	絹本着色	壺壹尺七寸 橫九寸五分	壹	基
一瑩山紹瑾禪師像	木	堂(繪像)	絹本着色	壺壹尺七寸 橫九寸五分	壹	基
一當山開山逆流像	木	倚像木	高貳尺參寸五分	壹	基	
一當寺歷代住持木牌	木	製	高貳尺參寸五分 橫參尺六寸	拾八	枚	基
一當寺歷代年譜板	木	堂	高貳尺參寸五分 橫參尺六寸	壹	枚	基

佛 畫 具

一出山釋迦像	紙本淡彩	法眼友信筆	壺參尺八寸四分 橫壹尺四分	壹	幅
一涅槃像	紙本着色		壺四尺參分 橫貳尺四寸壹分	壹	幅
一十六善神像	紙本着色		壺參尺八寸五分 橫壹尺七寸七分	壹	幅
一達磨大師像	紙本	天中題筆者不詳	壺參尺五寸四分 橫壹尺六寸四分	壹	幅
一花瓶	黃銅製		高九寸七分 徑六寸七分	壹	對
一磬	子		高八寸七分 分徑壹尺壹寸二分	壹	口
一大鼓	鐘	肥前國長崎海雲山普照庵禪寺現住一丈代奉寄進磬于一口爲菩提今紺屋町山口市喜兵衛寬延四年辛未秋七月吉日 金龍子作(銘)	長貳尺壹寸壹分 徑壹尺七寸八分	壹	個
一大鐘	鐘	通身是口隨考字宙懸在虛空百八圓成昔享保四己亥菊月吉日肥前長崎住柳井屋南右衛門喜捨妙相現住壽龍代(銘)	高壹尺五寸五分厚壹寸壹分 徑壹尺壹寸 龍頭四寸二分	壹	口
一梵鐘	鐘	瑠璃光山妙相寺鐘銘並序	高參尺四寸 厚貳寸二分 徑貳尺四寸 龍頭八寸	壹	口

雞鳴而孳々爲善者舜之徒也孟子之語良有以也吾取之鐘鳴而起孳々爲善者豈非佛之徒耶然則鐘也者法器之長而萬善之師也彼幽沈酷責之慘聞鐘聲則得安

樂載諸前史實可信也所以古來有志者不惜五家之財必鑄鐘以施精舍焉崎陽生田氏一峰居士素崇信吾道其孫齏羅宿恙居士憂之而歸向妙相三世毒龍和尚祈靈效于佛陀之真明依毒龍呪念之力乃得平安居士知鐘之功德最大欲鑄巨鐘一口施妙相蘭若以報德海之一滴而猶未也凶何毒龍圓寂石淵和尚嗣法席居士不以新故二其心要必就前緒復謂善也者以廣為最豈獨善焉者耶遂勸同志鑄巨鐘一口以施妙相蘭若惟願沒者以脫苦報而生樂土在者以增福壽而比山海石淵來而未銘于吾師古和尚和尚海雲十一代也命蒙序其顛末並為之銘蒙豈拒善者耶喜作銘云

法器云長 萬善聿彰 宏聲鯨吼 遠韵風揚 迎鳥破暗 送蟾鳴霜
胡蝶夢驚 正覺道場 淨知了了 真明光光 返聞歸本 功德無量
洞山三十九世前永平枝妙葩書

施主 生田甚三郎

諸藤久右衛門

林久吉

河內屋勘右衛門

古川權平
新屋五郎兵衛

享保十七年壬子八月吉日
現住妙相石淵敬誌

鑄工 安山氏藤原國久(銘)

高八尺參寸(內緣) 壹對

一聯 道光二十七年正月穀旦
紫竹清風佛法玄門同感應左
垂楊甘露山陬海澗共沾濡右
弟子沈邦憲敬立(銘)

鑄九尺 壹對

一聯 大清道光八年仲夏穀旦
甘露偏塵寰普渡衆生從佛願左
青蓮承寶座廣行諸善順天心右
沐恩錢塘弟子沈堪造敬立(銘)

鑄七尺五寸內緣六寸四分 壹枚

一額 沐恩錢塘弟子沈堪造敬立(銘)

鑄參尺壹寸五分內緣七寸 壹枚

一額 道光二十七年正月穀旦
仰觀自在

鑄四尺七寸 壹枚

一額 弟子顏懷源敬立(銘)
妙相禪寺 董愛山書

一額 大機和尚書

紙本 竪八寸八分 横參尺七寸

壹枚

一秋葉大權現鳥居額

竪壹尺八寸六分(内法)貳尺五寸七分(外法) 横壹尺五分(内法)壹尺七寸五分(外法)

壹枚

明和七寅閏六月遠州秋葉寺江詣長崎妙相寺往古より三尺坊鎮座之由言て秋葉寺同様の額を賜事願則方丈直筆此額給依掛之者也

一不動堂棟札

山口八左衛門(裏面銘) 竪參尺四寸貳分 横壹尺五寸八分(最廣部) 壹尺五寸(最狹部)

壹枚

一版木

秋葉山火防之札妙相寺裏

甲竪八寸九分横四寸貳分 乙竪八寸四分横參寸八分 丙竪七寸八分横貳寸五分

參枚

三尺坊御祈禱町内火難消除守護

竪參尺四寸七分 横參寸六分

壹枚

奉轉讀大般若經

竪八寸七分 横壹寸九分

壹枚

藥師如來 妙相禪寺什物

竪壹尺貳寸四分 横七寸

壹枚

元祿七戌年五月八日木屋次郎助寄附(裏銘)

正一位柘大明神護寶牘妙相禪寺

竪壹尺參寸九分 横參寸四分

壹枚

一妙相寺年中行事

半紙假綴

壹冊

一什物帳

奉書假綴

壹冊

古文書記録

歴代住持

開基

逆流禪順 暗臺中興當寺開山逆流順大和尚禪師 延寶七年より元祿七年十二月迄在職拾六年 元祿七年十二月六日示寂

二代

湛元祖澄 暗臺六世當寺二代湛元澄大和尚禪師 元祿八年より同十年迄在職參年 元祿十二年八月廿五日示寂

三代

壽龍性 當院開山壽龍性大和尚禪師 元祿十一年より享保十二年迄在職參拾年 享保十五年十二月廿六日示寂

四代

石淵默 前永平當寺四世石淵默大和尚禪師

明治三十九年七月起	一財產交割帳	美濃紙假綴	壹冊
明治十九年一月	一寺籍財產明細帳	美濃假綴	壹冊
大正四年十二月	一寺院所有地明細帳	美濃假綴	壹冊
一寺檀過去精靈簿	美濃	壹冊	
明治二十四年五月	一共有墓籍台帳	美濃半紙交假綴	壹冊
一妙相寺古地圖	大竪參尺五寸五分 横參尺五寸八分 小竪壹尺九寸四分 横參尺九寸貳分	貳幅	

歴代住持世系

- 五代 智順 前永平當寺五世智順大和尚禪師
享保十三年七月十日示寂。元文二年迄在職拾年。
寬延四年七月十日示寂。
- 六代 玄海英 前總持當寺六世玄海英大和尚禪師
寶曆五年より明和元年迄在職拾年。
安永七年十二月六日示寂。
- 七代 默傳龜 前永平當寺八世默傳龜大和尚禪師
明和元年八月より同八年迄在職八年。
寛政十年十月十日示寂。
- 八代 大空拙 前永平當寺九世大空拙大和尚禪師
明和八年より安永八年迄在職九年。
天明八年五月二十三日示寂。
- 九代 起雲春龍 前永平當寺十世起雲龍大和尚禪師
安永八年より天明三年迄在職五年。
享和元年六月十二日示寂。
- 十代 活步祖玄 前永平當寺十一世活步祖玄大和尚禪師
天明三年より文化元年六月迄在職貳拾貳年。
天保元年十一月九日示寂。
- 十一代 泰嶽義忍 前永平當寺十二世泰嶽忍大和尚禪師
文化元年より同八年迄在職八年。
文化八年十二月三日示寂。

- 十二代 南堂祖宗 當寺十三世南堂祖宗大和尚禪師
文化八年より同九年七月迄在職貳年。
文化九年七月廿九日示寂。
- 十三代 大廣慧觀 前總持當寺十四世大廣慧觀大和尚禪師
文化九年八月より天保十三年六月迄在職參拾壹年。
天保十三年六月五日示寂。
- 十四代 祥麟全瑞 前永平當寺十五世祥麟全瑞大和尚禪師
就任年月不詳。
弘化二年四月廿三日示寂。
- 十五代 道察 就任示寂年月不詳。
- 十六代 覺嚴禪定 前永平當寺十七世覺嚴禪定大和尚禪師
師就任年月不詳。
慶應三年十月二十日示寂。
- 十七代 孝麟 佐賀へ轉任の後不明
明治元年三月より退職及び寂年月日不明
- 十八代 廓庵道淳 十九世廓庵道淳大和尚禪師
就任年月不詳。
明治六年癸卯四月廿四日示寂。
- 十九代 龍眼道波 廿世龍眼道波大和尚禪師
就任年月不詳。

二十代

榮川雷音

就任年月不詳、明治十六年十一月迄在職。

廿一代

霖玉仙

明治十六年十一月廿九日より同十九年十二月廿四日迄在職四年。

廿二代

石田道戒

明治十九年十二月廿四日より。

當寺では、現住道戒を以て二十三世として居る。然るに長崎實録及び續編に據れば廿二世となる。當時の記録には第七世に天苗祖育が擧げてある。天苗は皓臺寺十五代住職で當寺住職となつた事實は無い。それで道戒を廿二代としたのである。

十四代
十三代
十二代

第六節 天長山太平寺

寛延三年九月創立

所在 長崎市浪之平町貳拾九番地 此の地は維新前長崎時代官支配彼杵郡戸町村浪の平郷内であつたが、明治五年長崎縣第一大区十小區肥前國彼杵郡戸町村浪之平百參拾九番地明治十一年郡區制實施後長崎縣西に在りて、背後に鎮彼杵郡同村番地となり、同廿一年長崎市に編入せられて今日に至つた。 鼎山を負ひ、天長山太平寺は浪之平町前面は西泊三菱造船所立神工場と相對して居る。

沿革 寛永十七年武州青梅鈴法寺に關係ある端翁門的と云ふ虛無僧が當地に來りて一寺を建立せんことを長崎奉行に願出でたので、時の奉行馬場三郎左衛門は之を許可した。是に於て端翁は八百屋町に一寺を建てた。併しこの寺は寺號を有せず、また、いづれの寺の末寺と云ふわけでもなかつたが、その後三十九年を経て延寶七年春に至り古町第五橋今の古町橋北角の地の側に表口三間奥行六間三尺の地に移り、同年二月二代及察は江戸に出府して、鈴法寺と本末の約を結び當寺を長福山玖崎寺と稱するに至つた。併し未だ年始八朔の禮を行ふの資格は無かつたが、享保五年に到り三代秀水が高林寺住持全超や皓臺寺十代笑巖等の

援助を得て奉行所に願出づるに及び、初めてその資格を許された玖崎寺創立後正に八十一年目であつた。

爾後玖崎寺は住持繼席の際には寺社掛町年寄に願出で長崎奉行の認可を得たる後本山へ願出づることになつて居た。

洪水火災

玖崎寺衰頹の極に達す

かくて玖崎寺の基礎は漸く固まりつゝありしに、享保六年七月に至り長崎に大洪水ありて、家屋の流失せしもの百二十戸、橋梁の流失せしもの四十六人の多きに達した。玖崎寺は古町第五橋の袂にあつたので、非常な損害を蒙り、更に其の後十九年を経て元文五年の冬に至り不幸にも自ら火を失して全焼し、復興の望は絶ね果てた。是より先皓臺寺第十代笑巖は隠栖の場所として淨泉院と云ふ庵を浦上村所在地不明に建てた。而して笑巖示寂の後は鐵舟本玄相繼きて庵主となつて居たが、淨泉院は寺院の資格が無かつたので、元文五年玖崎寺が全焼してその維持困難となるや、淨泉院は玖崎寺の寺號を譲受けんことを計企し、寛保二年の頃から内々の交渉を重ねたのであるが、延享元年に至り玖崎寺は本山鈴法寺にその窮狀を告げ、寺號を淨泉院に譲り、比較的經費を要せざる庵號を以てその實體を維持し従前通り虚無僧接待の任に當らんことを願ひ出でた然るに鈴法寺は玖崎寺の寺號譲與の件は事重大

なるを以て明年二月二十三日に開かるべき末寺の集會に語り何分の沙汰をなすべしと答へ、併せて玖崎寺が三十年來本末の禮を缺ぎ居ることを詰責し、取調の爲め伊豆國瀧源寺を差遣すべしと豫告した。是に於て淨泉院廬山は玖崎寺秀水に代りて更に書を鈴法寺に贈り、寺號譲與と云ふは單に寺號のみの譲與にして、地所家屋等を譲受くるものに非ず、舊玖崎寺の實體は庵として従前の通り持續し、虚無僧接待等のことに至りしは決して不都合を生せしめずと誓言し速に願意の許可せられんことを請ふた。

それから數年の間交渉を重ねた結果、寛延三年に至り鈴法寺より内諾の通知があつたので、淨泉院の廬山は同年の春關東に赴きて、鈴法寺と打合せをなし、同年四月十九日に至りて、漸く鈴法寺の承諾を得たので、金四拾兩内拾兩は離末金、拾兩は祠堂金、拾兩は玖崎寺四拾年來の怠納金拾兩は雜費を鈴法寺に納付して、遂に寺號譲受の約を結んだ。

是に於て鈴法寺は事情を具して寺社奉行に許可の申請をなせしに、寺社奉行より長崎奉行を経て願出べしとの指令があつたので、同年六月五日廬山は江戸を發して長崎に歸り、長崎奉行所に願書を差出した。かくして同年九月二十八日

に至り許可せらるゝに至つたのである。

そこで廬山は玖崎寺を皓臺寺の末寺となし、同第十代笑巖を開山と仰ぎ、鐵舟を第二代とし、本玄を第三代とせんことを皓臺寺に請ふて其の許諾を得た。

然るに皓臺寺より長福山玖崎寺と云ふ稱號に就きて異議を申出たので、寛延三年十一月天長山太平寺と山寺號改稱に一決したので、山寺號改稱の件を長崎奉行所に願出で、同年十月廿二日に至り之を許可された。

寶曆七年天長山太平寺は古町より新橋町今の日本赤十字社長崎支部の所在地に移轉し古町なる玖崎寺跡は従前の通り虚無僧の止宿所となつて居たが、明和三年三月に至り、鈴法寺の許可を得て松壽軒と稱することになつた。明治四年に至り大化宗は廢せられた。

庫裡再建

豐後羅漢寺
本尊什寶開帳

文政十二年十三代百鮮の時第十一代梵航は庫裡を再建した。

天保十一年三月十五日より十四日間十三代百鮮の時豐後國跡田村なる羅漢寺の本尊及び什寶が當寺に於て開帳された。

明治維新後當地諸寺院はいづれも一時窮地に陥りしが、當寺は開創後未だ多く年所を経ず、檀家も皆無なりし爲め、とりわけて、維持の困難を感じたので、皓臺

浪の平に移轉す

小曾根乾堂所
有地を寄附す
弘法大師像八
十八體寄附

寺住職高木忍海は同寺の檀徒なる小曾根乾堂とはかりて、當時未だ寺院の設なかりし浪之平方面に當寺を移轉せんことを計畫し、明治十年八月三十日に至り浪之平現時山手百三十九番地に四畝四歩餘の土地と二階建四十二坪の家屋一棟及び二階建六坪の土藏一棟とを購入して、地代七拾七圓建物代六百二十三圓合計七百圓太平寺をこゝに移轉し、新橋町の舊寺は翌九月十八日之を長崎縣廳に賣却した而して小曾根乾堂はその所有地壹千坪を當寺に寄附して、檀徒の墓地に充てしめた。

梵鐘鑄造

明治十三年住持玉仙の時當寺は檀徒中の篤志家より弘法大師像八十八體一人壹體づゝを寄附した。

組合及び法類

明治三拾三年森本金治郎、同金七郎、同たつ等は梵鐘一口を鑄造して之を當寺に寄附した。而して鐘樓堂が建てられた。

境内坪數

組合及び法類 組合は曹洞宗長崎縣第一宗務所に屬し、法類は長崎市なる皓臺寺、光雲寺、高林寺、妙相寺、東彼杵郡波佐見村なる慈雲寺等である。

境内 百參拾四坪五合七勺

地 價 參百貳拾貳圓九拾八錢

地 租 八圓七錢

境内建物 境内には本堂兼庫裡寶藏鐘樓堂等がある。
本堂 西向きの木造瓦葺重層入母屋造二十六坪六間中に四間の建物で庫裡を兼ね階上は居間となつて居る而して平屋一棟四坪方貳間が附設してあるその内貳坪は住職の居間二坪は玄關である階下即ち本堂は内陣(四坪方貳間室中(八坪参間に四間)上間左右各壹間に参間下間左右に在り等に區分されて居る。

内陣には釋迦文殊普賢三尊を祀り、今上皇帝聖壽萬歳の尊牌を奉安し、上間には弘法大師像八十八體 印度傳來の釋迦如來像臘石製達磨大權修理菩薩像等を安置して居る。

本堂背後の外屋七坪六間に壹間壹尺は位牌堂に充てられ本堂左側なる瓦葺平家六坪貳合五勺貳間中に貳間中は炊事場である。

この本堂はもと田口八造といふものゝ住宅であつた明治十年當寺移轉の際はこの建物をそのまゝに寺院に充てたが大正二年に至り平屋玄關兼住持居間と炊事場とを附設し且つ階上に大修繕を加へた。

寶藏 炊事場の南側なる瓦葺切妻造六坪貳間に参間の土藏で明治二三年の頃の建てられたものである。

鐘樓堂 本堂の右側前面なる木造瓦葺重層入母屋造貳坪貳合五勺方壹間半の建物で明治三十三年に建立されたものである。

佛像、什寶物、古文書記録、目錄等

一今上皇帝聖壽無疆尊牌	木製	高壹尺四寸貳分	壹	基
一釋迦如來像	木尊	高九寸壘座壹尺四寸壹分 舟後光以下全長貳尺	壹	體
一文殊菩薩像	臘侍	高九寸 壘座壹尺六寸七分	壹	體
一普賢菩薩像	臘侍	高九寸 壘座壹尺參寸參分	壹	體
一釋迦如來像	臘侍	高壹尺壹寸參分 壘座貳寸參分	壹	體
一十一面觀音像	木	高九寸五分 壘座壹尺貳寸五分	壹	體
一地藏菩薩像	木	高參寸八分 壘座四寸五分	壹	體
一大權修理菩薩像	木	高貳尺五分	壹	體
一達磨大師像	木	高貳尺五分	壹	體
一弘法大師像	木	高壹尺六寸	壹	體

佛具

- 一 弘法大師像 木堂 坐像石 高四寸 八拾八體
- 一 彌壇殿 木製 高參尺 前幅六尺八寸 入幅貳尺
- 一 須彌壇 木製漆塗 高參尺壹寸五分 前幅六尺參寸七分 入幅參尺
- 一 前机 木製漆塗 高貳尺九寸 前幅六尺參寸參分 入幅壹尺八寸
- 一 花瓶 眞鍮製 高七寸 口徑五寸九分
- 一 燭臺 眞鍮製 高貳尺
- 一 香爐 眞鍮製 高五寸五分 口徑六寸五分
- 一 香爐 眞鍮製 高五寸五分 口徑六寸五分 有志中ニ刻してある。
- 一 金籠 黄銅製 高參尺六寸
- 一 金籠 黄銅製 高參尺四寸
- 一 金燈籠 黄銅製 高參尺四寸

鎮鼎山八十八ヶ所弘法大師像である。明治十三年當寺住持露玉仙小曾根長太郎等の發起により檀徒篤志者より一人壹體づゝを奉納したもので平時は當寺に安置し大師祭の時各壹體づゝを彌壇に置いて鎮鼎山八十八ヶ所に安置する事になつて居る。

右の花瓶燭臺及び香爐には予時明治二十有五年仲冬新調之太平什具有志中ニ刻してある。

寛延四年秋七月吉旦金籠子造ニ刻してある

一 磬子

肥前國長崎海雲山普昭暗臺寺現住一丈代奉寄進磬子一口爲先祖菩提今紺屋町山口屋喜兵衛 高壹尺參寸五分 口徑壹尺六寸七分

一 木魚

明治二十年夏大般若眞讀之日海雲廿七世新添 高貳尺 徑壹尺九寸

肥前長崎浪之平町天長山太平寺廿七世玄旨代新添 高壹尺七寸五分 龍頭參寸九分 直徑壹尺貳寸五分 厚壹寸參分

施主 長崎市大浦郷

一 梵鐘

偈曰

洪鐘震響覺群生 聲徧十方無量土 含識群生普聲知 穢除衆生長夜苦 六識常昏終夜苦 無明被覆久迷情 晝夜聞鐘開覺悟 怡神淨刹得神通

明治三十三年夏安居日

長崎市史地誌編 太平寺

長崎市浪之平町

天長山太平寺

廿七世代新調

施主 森 本 金 治 郎

森 本 金 七 郎

森 本 た つ

當寺安居

化主 原 田 益 宗

一雲 版

一佛 祖曼陀羅

絹本彩色

竪七尺參寸二分

壹

幅

下方左右兩隅に一疊上人傳狀大和尚左、透源院自光宗榮居士右、藤原左助筆とある。繪縁は金泥木葉模様傳へ云ふこの幅はもと小曾根乾堂の寶藏であつたのを當寺に奉納したものであると。

一釋 尊御繪傳

紙本彩色

竪四尺七寸

參

幅

豐後水谷大洞慈通暗臺寺玉仙瓶城助力長崎縣北松浦郡佐々村貳百四拾參番戶總光松隆編輯出版明治二十五年四月十日出版
森本金次郎他二十五人寄贈(銘)

一涅槃 像

絹本着色

竪六尺六寸二分

壹

幅

一涅槃 像

絹本着色

竪五尺參寸七分

壹

幅

此曼陀羅者原田上田上寺什物矣爲口島原城主高力左近大夫靈供其口屬某生所寄附也則崎陽畫家元仲口之云年行歲移而流傳於當寺四世法印寬應取得之維時安永玉年丙申口二月也紙表太幅而倦卷舒故累口破損矣昔文政七年歲舍甲申秋口而再治焉五世弟子寬儼敬記
寬儼は當市高野平大福山寶輪寺住持であつた。

一涅槃 像

絹本着色

竪壹尺六寸參分

壹

幅

一普門示現施無畏之圖

紙本着色

竪四尺壹寸四分

壹

幅

一楊柳觀音像

紙本

竪四尺四寸壹分

壹

幅

小曾根乾堂恭寫
(丙子春日)
海雲大慈贊

一十六善神像

絹本着色

竪四尺壹寸九分

壹

幅

一十六羅漢像

絹本印刷

竪參尺八寸參分

拾

幅

一地獄變相圖

絹本着色

竪壹尺七寸七分

壹

幅

一 地獄圖

一 吉祥山永平寺寶藏

繪師倚陽種村久
五郎彩色
紙本着色

竪四尺貳寸
横壹尺壹寸七分

壹幅

一道元禪師行跡圖

明治二十一年彩色之
天長山二十七世
紙本着色

竪四尺四寸
横貳尺壹寸

壹幅

一 衝立

長湯等觀筆
牡丹に鷲圖
着色

竪四尺
横五尺九寸

壹基

一 太平寺由來書

正徳五乙未年云々より
嘉永五年子十二月迄
美濃假綴

壹冊

一 由緒書

享和二年五月
美濃假綴

壹冊

一 公用本録諸願記簿

慶應四年辰三月七日より
明治六年十一月九日迄
美濃假綴

壹冊

一 小鐘雲版施信助成簿

明治十六年十月
牛紙假綴

壹冊

一 二十五代引續交割帖

妙相寺へ移轉
大正八年
美濃假綴

壹冊

壹冊

一 寺籍財産明細帳

六月十日
美濃假綴

壹冊

壹冊

一 過帳

明治十年以降
美濃假綴

四冊

壹冊

一 墓籍臺帳

明治十年創設同三十二年七月再更改正
美濃假綴

壹冊

壹冊

一 地物永代賣渡證文之事

第貳百五十七號

壹枚

壹冊

歴代住持

開基

笑巖同眉 笑巖同眉大和尚

二代

浮翁鐵舟 浮翁鐵舟和尚

三代

聚雲本立 聚雲本立和尚

四

三代四代の間監寺某あれど其の名及び年月不詳
以上は淨泉院庵主としての在住なれども笑巖を以て開山として居るので
茲に掲ぐることにした。

記録

- 四代 廬山浙江 中興廬山浙江和尚
寛延三年九月(寛延三年中興)より天明七年迄在職參拾八年。
寛政元年六月十七日示寂。
- 五代 天苗祖育 天苗祖育大和尚
天明七年より寛政四年九月迄在職六年(一本には天明八年より寛政六年迄あり)
寛政六年九月廿一日示寂。
- 六代 愚翁義賢 愚翁義賢和尚(長崎志續編には五代とあり)
寛政四年より寛政五年十二月迄在職貳年。
寛政五年十二月四日示寂。
- 七代 葛山惠亮 葛山惠亮和尚
寛政六年より同七年迄在職貳年。
文化五年十一月八日示寂。
- 八代 逸道宗賢 逸道宗賢和尚
寛政七年より同九年四月迄在職參年。
寛政九年四月廿二日示寂。
- 九代 月海道光 月海道光和尚
寛政九年より文化二年六月迄在職九年。
文化二年六月朔日示寂。
- 十代 諦道教觀 諦道教觀和尚
文化二年七月より同十一年迄在職拾年。
天保六年正月元日示寂。
- 十一代 一瞿曇翁 一瞿曇翁和尚

- 十二代 鐵水梵航 鐵水梵航和尚
文政十四年二月より文政三年九月迄在職四年。
文政十四年三月十四日示寂。
- 十三代 悟谷拙道 悟谷拙道和尚(尾州へ轉住)
天保四年十一月より天保八年十一月迄在職拾四年(天保四年三月より十一月迄永昌寺より兼帶)
安政五年七月十二日示寂。
- 十四代 不山百鮮 不山百鮮和尚(日向へ轉住)
天保九年より天保十一年迄在職參年。
文久三年六月二十一日示寂。
- 十五代 寬峰 天保十一年より弘化元年迄看坊五年。
玄應祖雄 玄應祖雄和尚(若州小濱發心寺へ轉住)
弘化元年より弘化貳年五月迄在職貳年。
- 十六代 俊芳祖萼 俊芳祖萼和尚
弘化二年五月より同年十二月迄在職八月。
- 十七代 俊方道哲 俊方道哲和尚(高林寺へ轉住)
弘化二年十二月より嘉永六年三月迄在職九年。
慶應四年三月十二日示寂。
- 十八代 果山得成 果山得成和尚(城州高山慈眼寺へ轉住)

十九代

全苗泰教 全苗泰教和尚
嘉永六年四月より安政四年三月迄在職五年。
示寂年月日不詳。
安政四年四月より文久三年七月迄在職七年。
明治六年四月七日示寂。

二十代

廓庵道淳 廓庵道淳和尚
文久三年七月より慶應二年十一月迄在職四年。
明治十一年一月十二日示寂。

二十一代

欽山玉州 欽山玉州和尚
慶應二年十二月より明治元年二月迄在職參年。
示寂年月日不明。

二十二代

千丈雪岩 千丈雪岩和尚
明治元年三月八日より明治三年六月十七日迄在職參年。
明治四年四月十二日示寂。

二十三代

大安 大安和尚
明治三年六月十七日より
退任及び示寂年月日不詳。

二十四代

義道 義道和尚(俗姓島田)
明治十一年十一月迄在職。
就任及び示寂年月日不詳。

二十五代

金峰玉仙 金峰玉仙和尚
明治十一年十二月より明治十六年十月迄在職六年。

二十六代

稻葉道關
明治十六年十月より明治十七年十月迄在職貳年。
明治十七年十月十四日示寂。

二十七代

竹内萬靜 明治十七年十月より明治十八年六月迄監寺貳年。
加藤玄旨 明治十八年六月五日より明治三十七年三月八日迄在職貳拾年。
明治三十七年三月八日示寂。

二十八代

佐野即成 明治三十七年三月八日より同八月九日迄監寺六月。
明治三十七年八月十日より。

太平寺の前身たる長福山玖崎寺の歴代住持世系を便宜の爲め左に掲ぐ。

初代 端翁門的 延寶七己未年八月二十五日示寂。

二代 及察 隱居後還俗して一治と云ふ。

三代 瑞翁秀水 隱居後還俗して八治と稱し延享四年丁卯正月三日歿す。

四代 青山 在職中示寂。

五代 角豊 隱居後還俗して新藏と稱す。

七代 月堂探心

附考

四代より七代迄は秀水後見。初代より七代まで在職年月不詳。二代、四代、五代、七代等示寂年月日不詳。

第五章 眞言宗

第一節 醫王山遍照院延命寺

元和二年創立

所在

醫王山遍照院延命寺は長崎市寺町參拾參番地、この地は維新前は長崎代官

として居たが、維新後明治五年長崎縣第一大区七小區肥前國彼杵郡長崎村伊良林郷字下平となり同十年同西彼杵郡同村同郷同字を改め、同二十年同縣同郡上長崎村伊良林郷字下平となり同大正二年四月寺町新設により現在の番地と成つた。で左は長照寺、右は興福寺に隣接し、正面は寺町街路を隔て、日本赤十字社長崎支社と相對して居る。

沿革 慶長元和の頃當地に吉利支丹宗行はれ、神道佛教の弘布普からざるに際し、備前岡山の産で眞言僧龍宣と云ふ者が薬師如來の像を負ふて當地に來り、中紺屋町倉吉氏方に滞在して盛んに密教の奇特を説き、多くの歸依者を得たので、奉行長谷川權六の許可を得て、現在の地に一寺を創建し、薬師如來を本尊としたが未だ寺號を公稱するに至らなかつた。時に元和二年であつた。然るに同年四月より八月にかけては當地に大に疫病が流行して、老若男女のその殃に罹る者

長崎總町祈願所

が甚だ多かつたので、龍宣は謹んで疫病の退散を樂師如來の尊前に祈りしに、祈禱の効驗ありしにや、疫疾終熄して衆庶始めて安堵の思を爲すに至つた。そこで市民の信仰日に加はり、參詣者は踵を接するに至つたので、長崎奉行長谷川氏は痛く樂師瑠璃光如來の靈驗に感動し、當寺を以て永く總町安全祈願の寺院たるべしと命じた。爾後當寺は長崎港繁昌、本朝異國商船海上安穩の祈禱懈怠無く正五、九、十二の各月には朔日より三日間を修法の期とし、長崎奉行所を始として諸役所は勿論惣町中に家持借屋を問はず、毎戸別に祈禱の守札を配付し、又奉行交代前及び奉行役所修理竣成の際には特別に祈禱修法の上息災安全の門札を配付することゝなつた。夫れで惣町より毎年祈禱料として一ヶ所より銀八分五厘宛、總計參貫目餘、壹匁より銀壹分五厘宛、總計壹貫四百目餘、都合四貫五百目餘を收納するの恒例であつた。

元和七年龍宣は大師堂方參間聖天堂方貳間地藏堂壹間中に壹間等を境内に建て、寛永三年京都仁和寺に到りて其の末寺たる事を許可せられ、尙ほ遍照院と稱せしは此の以後に屬する法流一通りの相傳を受け、所化を集めて論議指南すべき資格の免許狀を得、且つ永く院家兼帶を免されて歸崎した。

大師堂、聖天堂
地藏堂創建
仁和寺末
遍照院
院家兼帶



延命寺開基龍宣

延命寺二代尊覺



傳へ云ふ、龍宣の郷里岡山に薬師院があつたが嘗て深夜院主が曼陀羅祕法修行中忽如として堂外に聲あつたけれども其の何物たるやを知らなかつた。然るに黎明に及び堂外に、一つの裏物が零ちて居て、其の中に長一尺餘の相好端正なる一薬師佛像が入つて居た。院主は大に驚喜し、之を堂上に安置して年を経た。龍宣は其の靈驗の著しきを識れるにより院主に懇望してこの佛像を得たのが即ち當寺の本尊であつたと。

又寺傳に云ふ、寛永十六年一説に十九年とあり龍宣が堂宇の修繕及び建立のため寄附金募集中一日隣刹興福寺の唐僧如定が龍宣を訪ねて、予曩に夢に香衣を着けた一僧に遇ふたが、その僧が予に告げて、自分は堂宇を建立したいと思ふけれども力足らず、願はくば助力せよと云つたので、予は之に向つて何方より來れるかと問しに、西隣の醫師であると答へた。其時予は夢ながら是れ薬師如来化身ならんと思ふたので、錢二千を喜捨せん事を約したが、夢覺るの後も尙ほ光氣の見耀たるを見た。予は誓つて夢裡の誓に背かじと云ひつゝ、緡錢五百五十を寄附し、相共に感泣して去つた。其の後約束の殘額を漸次に施入したと、爾來薬師如来の靈異は、崎港はもとより遠近に語り傳へられて信仰する者がいよゝ増加

した。

寛永七年、龍宣は長崎奉行竹中采女正の助縁に依り本堂方六間を建て一説に此時奉行は銀五十貫目を寄附して工事を達成せしめたとも云ふ。なほ功德院参間に拾間をも境内に創建したが、院號は延寶三年三代覺眞の時公稱許可せらる。尋いで同十一年、稻佐村に寶珠山萬福寺本尊辨財天を創建し、同十四年八月權律師に任せられ、翌十五年三月權少僧都となり、同二十年には權大僧都に昇進した。而して同十八年四月醫王山の山號と延命寺の寺號とを稱することを許可せられた。山號寺號御免許之事令披露處即可號醫王山延命寺旨御室一品宮御氣色候所也仍執啓如件 寛永十八年卯月十七日

- 本堂建立
- 功徳院
- 寶珠山萬福寺
- 山號寺號公稱
- 醫王山延命寺
- 寶林山青光寺
- 梅檀山能仁寺
- 白巖山圓福寺

正保二年、龍宣の法子慶順は寶林山青光寺本尊青面金剛を出來大工町に創建して當寺の末寺と爲した。同四年、僧長音は妙音院本尊釋迦如來を桶屋町に創建したが、後之を旂檀山能仁寺と改めて當寺の末寺と爲した。慶安元年龍宣は浦土村に白巖山圓福寺本尊山王權現を創建し、翌二年愛染院四間に六間及び普門院参間に七間

愛染院普門院

境内除地

覺

一延命寺地子銀五拾參匁四分

右之地子寛永廿未之年より永代被爲 免許御老中

御添狀在之に付而如此候也

慶安四年卯十月廿四日

- 黒川 兵衛 花押
- 馬場 三郎 左衛門 花押

延命寺住持

地子銀の免除地は、朱印地も同様なりとて、當寺は爾後朱印地同様の振合を以て待遇せられた。

同年、時の長崎奉行は、銀參拾貫目を下附して堂塔の修繕及び庫裡の新築を助援した。承應三年二月十八日當寺前住持龍宣は遍照院の院號を許可せられた。

諸堂修繕

朱印地格待遇

龍宣院號許可

辭令左の如し

院號御免之辭令披露之處不可有相違之旨

惣法務官御氣色所也仍執達如件

承應三年二月十八日

遍照院龍宣御房

山門建立

寶珠山萬福寺

多良山寶圓寺
岩屋山神通寺

二代尊覺
福壽院兼帶
三代覺眞
最勝院兼帶

明曆三年二代尊覺は當山門間口五尺壹寸奥行貳間を建てた。木材は、立山役所の建築に用ひられたものを使つた。現存門扉の如きは當寺のものである。萬治元年同上の時、寶珠山萬福寺は當時の末寺となつた。蓋し同時は從來當時の兼帶であつたが、土地遠隔にして法務多端なる爲め、當寺の僧龍盛をその第二代住持たらしめたのである。萬治三年、尊覺は多良山寶圓寺を大村に、岩屋山神通寺を浦上村に創建した。寛文八年第三代覺眞は白巖山圓福寺を末寺と爲して當寺の僧覺忍を定住せしめた。同十三年八月廿九日一代限り院室最勝院兼帶を命せられた。先是當寺二世權大僧都尊覺は、院室福壽院兼帶を命せられた。三世以下歴代院室兼帶となり、何れも一代限りであつたのが、九世猛雄の代より永代院家に列せられた辭令は次の如きものである。

御直末所望之事令披露候之處不可有相違之旨

惣法務官御氣色之候也仍執達如件

寛文十一年八月廿九日

肥前長崎醫王山遍照院

延命寺覺眞御房

二代尊覺は學徳群を抜き經營その宜しきを得、當寺の基礎はその時代に於て動かすべからざるものとなつた。延寶三年覺眞は本山智莊嚴院より長崎に役僧派遣の際に於ける宿坊として高野庵 參間に五間を建て、貞享二年には福壽院 參間に六間寂照坊及び求水坊を創建した。

元祿二年 四代寛雄の時從來唐船海上往返安全祈願初穂料として唐船壹艘毎に白銀壹枚を奉納して居たが、同年より改めて白銀貳兩宛を納むることゝなつた。總町より祈禱料を奉納する様になつたのも此の頃よりであつた。同八年二月九日、第四代寛雄は廣澤西院流の傳授をうけた。

廣澤西院法流相傳

廣澤西院流傳授之事自八結並金玉異水主迄六通貞記三代別記灌頂諸書悉

高野野
福壽院創立
寂照坊求水坊
唐船寄進
總町祈禱料

四代寛雄廣澤
西院流傳授

御法流地

一切經購入

修繕

經藏木尊

諸堂修繕
常法談林所
古義派を新義
派に改む

長崎市史地誌編 延命寺

七五六

授與畢自今以後可被令與隆廣澤之法流者也但主六帖重書貞記別記等者兩
三輩之外不可傳授之者也仍附法狀如件

元祿八年二月九日

前大僧正孝源

寛雄御房

右の如く廣澤西院流の傳授を受けた寺を當時御法流地或は御末寺と云ひ相
傳なき寺を御門徒と稱へた。同九年正月寛雄は春野彌三次若杉喜右衛門及び惣
町の喜捨によりて明版一切經を購ひ、代銀拾貳貫貳百五拾目、同十年長崎奉行より工
費助成として銀參拾貫目を下附せられて、鎮守堂、御影堂、廊下等の改築修繕を行
ひ、同十二年長崎奉行丹羽遠江守より唐製釋迦佛壹體の寄附をうけて之を經藏
の本尊と爲した。此の釋迦木像は前年彼に漂ふて肥前國松浦郡に到つたのを漁人網して之を獲
平戸侯の之を長崎に送つたので長崎奉行は之を延命寺に祀らしめたのである
同十五年四月その開眼供養式を舉げた。其の際濱武治兵衛等は文殊普賢の二菩
薩像を新調してその脇侍と爲した。同十四年銀參拾貫目を長崎會所より借受け
て諸堂に修繕を加へた。寶永三年九月十二日當寺は眞言宗常法談林所となつた
辭令左の如し。

密乘新義常法談之事以志願不淺令免許之訖自今已後夏冬報恩講年々無闕

如可挑法燈提誨學徒者也

寶永三年丙戌年九月十二日

小池坊僧正亮貞 判

長崎延命寺

智積院僧正覺眼 判

爾後當寺住持は代々新義の學徒を集めて宗門の論議を興行すべき一學林の
資格を備へたのである。正徳五年七月五代晃雄は濱武治兵衛幸政等の喜捨によ
りて喚鐘一口を鑄た。而して享保三年堂宇に修繕を加へた。其の際長崎奉行は銀
貳百貳拾貫を下附した。同年より在留唐人は毎年當寺に參詣し、謝禮として銀若
干を當寺に贈ることゝなつた。同九年晃雄は豊後竹田の城主中川氏の請に依り
て異變の際に當寺境内を同侯兵卒の宿陣地となすことを約諾した。世俗之を陣
屋と稱した。爾後中川侯の家臣にして當地に來る者多くは當寺に止宿し、中川侯
は年々手當として米貳拾俵六石を贈つた。同二十年六代鳳雄の時唐船每一艘より
當寺修葺料として年々銀參百目宛を收納する事となつた。同年十二月鳳雄は本
山より色衣着用を免許せられた。寶曆六年七代德雄は諸堂に修繕を施した。その
際長崎奉行は工費として銀貳貫目を下附した。同九年八月十一日德雄は仁和寺

中川侯陣屋
唐船修葺料定
例寄進
色衣着用許可

梵鐘鑄造
諸堂修繕
唐人參詣

長崎市史地誌編 延命寺

七五七

七代徳雄相承院兼帯

長崎市史地誌編 延命寺 七五八
内相承院兼帯となつた。從來の住持は何れも院室兼帯なりしが、其の院名は各代不同であつたが、徳雄以降累世相承院兼帯と云ふ事に定まつた。
兼院室之事相承院之旨
惣法務宮御氣色之所候也仍執達如件
寶曆九年八月十一日 判奉

仁和寺宮御教提灯下賜

同年八月十三日、仁和寺宮より御紋附提灯の御寄附があつた、左に其の辭令を掲げやう。

御紋提灯 壹 對

右御尊前

御寄附候訖於世用者全可被相憚候也

寶曆九年八月十三日

鳴瀧宮内卿 花押
土橋大藏卿 花押

肥前國長崎

延命寺徳雄御房

安永元年九月、圓成房雀雄は第八代住持となつた、當寺に住持任命辭令の保存

せらるゝもの八代の分のみであるから今之を左に掲げて參考に供しやう。

圓成房雀雄

右宣補肥前國長崎醫王山延命寺住持職之旨被下仰候處也仍如件

明和九年九月十五日

大藏卿 花押奉

同年第八代雀雄は祖師堂、廊下、庫裡等に修繕を加へた。

祖師其他再建
九代猛雄網代乘與許可

安永元年看坊圓成は祖師堂、庫裡廊下を再建した。天明五年九代猛雄は網代乘輿の使用と平絹紫指貫の着用とを免許せられた。同年猛雄と前住雀雄との間に爭論起りて、遂に長崎奉行の裁斷を仰ぐに至り、雀雄は境外隱居を申付けられた。

鐘樓堂再建
御室御所御用所
九代猛雄

寛政四年七月、猛雄は鐘樓堂を再建した。文化元年五月朔日、當寺は御室御所御用所を命せられて、御制戒書壹枚、御紋附紫幕貳張、同布幕貳張、御繪符貳枚、翠簾貳枚、御紋箱提灯貳張、同高張提灯、同騎馬提灯貳枚等を賜はり、尋いで同月十六日開山龍宣は權僧正を追贈せられた。而して同月二十日、當寺は相承院兼帯を命せられ、尙ほ翌六月八日、猛雄は權僧正に任せられた。

長崎延命寺

右九州筋便宜場所に付御用所に被仰付候事

長崎市史地誌編 延命寺

文化元年五月朔日宮御印

御制戒書 壹枚

御紋附紫幕 貳張

同 布幕 貳張

御會符 貳枚

翠 簾 貳枚

御紋箱提灯 貳張

同高張提灯 貳張

同騎馬提灯 貳張

右今般 御用所に被

仰付候に付被渡置候勿論猥に被相用間敷旨候 以上

文化元年五月朔日

執達當番

谷 上 總 介 花押

延命寺相承院芳祐

繪

御直末 延命寺

一諸殺生之事

一伐採竹木之事

一參詣之輩喧嘩狼藉之事

右依 御寺法被制止畢堅可相守旨御室御所教令之處也仍如件

文化元年五月

(裏に宮御焼印有り)

芝築地 中務卿 花押

吉田 近江守 花押

本多 丹後守 花押

延命寺相承院

右多年法義精勤に付爲法義取締

權僧正御執

奏可被成下候事

文化元年五月朔日

上卿 廣橋大納言 宣旨

長崎市史地誌編 延命寺

文化元年六月八日

權大僧都猛雄

宣任僧正

奉

藏人頭中辨藤原國長

權大僧都猛雄

右中辨藤原朝臣國永傳宣

權大納言藤原朝臣胤定宣奉

勅許人宣任權僧正者

文化元年六月八日

主殿頭兼左大史等博士小槻宿禰以寧奉

總法務親王廳下

肥前國長崎延命寺

宜早任解狀令永兼帶相承院室事

右現住權大僧都猛雄解狀備謹檢案內長崎者其地瀕海洋跨四方諸國僅一葦買
船商船舳相接故其人民富庶非佗方之所能及也當元和中當寺開山龍宣察後
來之當如是希化度之廣及掛錫于當寺而精研三密時偶疫癘流行天札者夥矣而

宜禱所持念之藥師如來者其得靈應若影響然匹夫匹婦之愚亦知密法之可尊焉
府司悅天主教禁行後衆心之已歸正法命宣以勸建一寺而益知所歸依遂降免地
租之命且感如來之靈驗爲當府總祈願所於是隸屬于
王門賜醫王山延命寺之號當府有密寺權輿於當寺也嗣後世々造營修繕至今門
廡殿堂至佛像經具略備矣會雖兼帶院室恐後世及失墜更願永兼帶院跡以久盛
儀文倍衆人歸仰之心若免所請莫幸於斯者任請賜永兼帶相承院跡訖彌轉三密
法輪益祈天下泰平加提撕於四衆及教化于人民所仰如件寺宜承知莫敢違失故
下

文化改元五月廿日

公文丹後守藤原

別當前大僧正

近江守源

權僧正

從儀師

大僧都

從儀師

權大僧都

大威儀師

當寺境内なる福壽院、寂照坊、求水坊の三坊は既に解取つてあつたが再興の必

福壽院再興

經藏擴張

延命寺騒動

要があるので、文化五年六月猛雄は當寺座敷先に參拾參坪を建繼き、福壽寂照二坊を復興し、更に翌六年八月經藏狹隘なるにより、之を改築し、求水坊を以て之に充て、從來の經藏は物置土藏とした、同年境内墓地境の懸崖崩壊して鎮守堂を破つた、同八年正月十六日夜猛雄は舊大村藩士片山清七の爲めに殺された、世に延命寺騒動と云ふ。

附考 延命寺夢物語に據れば、猛雄はもと大村藩士で小林宇右門と云ふ者であつたが、同僚内海善右衛門の妻に通じ、その夫に傷を負はせて脱藩したので、重罪にも處せらるべき筈のところ、同藩士片山主膳及び延光寺住持知雲和尚の哀訴によりて助かり難き一命を助かりて延光寺の弟子となり、名を光雲と改め、後延命寺の僧となりて名を猛雄と改め、延命寺の住持に拔擢せられ、遂に權僧正に昇進したのであつた。また片山清七と云ふのは片山主膳の子であるが、此の事件の後に父主膳は故ありて官祿二百石を沒せられた爲め、窮迫の餘、長崎に來り諏訪社に雇はれて居たが、江戸へ上らうと云ふ志があつたので、猛雄に旅費を請ふたのであつた。然るに猛雄は主膳の舊恩を忘れたのか、清七を遇すること冷酷で旅費を借し吝み、却つて侮辱を與へたので、清七は憤怒に堪へず、遂に文化八年、正

月十日夜之を殺し金を奪ふて京へ脱走したと云ふことである。猛雄歿後、前主崔雄及び僧慈本などが後住たらんとした爲めに紛擾が起つたが、同年四月に至りて後住問題は解決した。

十代字權僧
正昇進
諸堂再建修理

聖無動寺の紛

大 風
火 災

同年二月に至り市民は當寺が長崎總町總祈願所たるを好まざるため大徳寺に總祈願を託するに至りしも、奉行所門札のみは従前の例に依りて當寺より之を獻呈した。同十年十代字雄は權僧正に任じ、高野庵貳間に貳間を取り崩し假堂を以て之に充て、同十二年には鎮守堂を文政三年には愛染院及び庫裡等を再建し、更に同四年七月銀貳拾貫を長崎會所より借りて、諸堂に修繕を加へた。鎮守堂も同年に至つて工事全く落成した。同四年願成寺後住推薦の手續につき當寺は聖無動寺と議合はず、葛藤を生じたが同七年八月に至りて漸く解けた。同五年十一月境内庫裡の傍に井を掘り、六十餘日を費して優良なる甘泉を得た。豊前國城村の者井堀りの妙手なり此の井戸は佐吉の穿つ所である。同十一年八月十一代猷雄の時大風襲來して塔頭普門院、庫裡及び練塀等を倒した。嘉永四年八月十六日朝大師堂より火を發して本堂、鎮守堂、書院、庫裡等悉く烏有に歸し、燒失する所の寺寶も亦少くなかつた。翌五年六月猷雄は大師堂及び本堂の再建に着手した。尤も本堂は假殿の儘としておいた。その

幕吏止宿

萬福寺直末の件

寺勢恢復

寺印改定

青光寺廢紀

際中川侯は工費として金百兩を寄附した。同四年三月同上の時幕吏目附下向當寺に止宿したが其後も引續き此事があつた。幕末多事外國交渉事件相續き幕吏の當地に來る者が多かつた。同年五月淵村なる萬福寺を本山直末とするの問題が起つたが當寺の不同意で沙汰止となつた。文久元年正月猷雄は愛染院修繕に着手し、同月看坊法翫を除籍した。猛雄狂死後寺内常に動搖して寺運頗る衰微したが、此の頃より哀運挽回の緒に就いた。慶應三年十一月、權僧正慈秀は本山の命によりて第十二代善雄の席を繼ぎ、青光寺看坊知海及び能仁寺看坊法瑞を罷免した。兩僧は世上の非難をうけて居たからであつた。同年十二月當寺の寺印は從來延命寺とあつたのを醫王山と改めた。明治二年十三代慈秀の時青光寺は、借財の爲め其本堂を除き、自餘の家屋及び敷地を悉く債權者の爲めに沒收せられた。同年五月左の如き山内規定が作られた。

- 山内規定の事
- 一 授戒の儀は如法則可相守事
 - 一 住持の外に法主無之事
 - 一 右は弟子中法主の隨下知に可致代勤助法之事
 - 一 檀家法事或は御祈禱直談に相極法主へ無沙汰に致出勤間數事
 - 一 於寺内稱私擅直對御祈禱致修行御札守等出す間數事
 - 一 寺役使僧に罷出私用に逗留仕間數事
 - 一 無據私用に付下山の節は預め日限相斷可申事

- 一 寺用私用下山の先々にて無據逗留に相成候はゞ其譯以使者相斷可申事
- 一 無往來にて致他國間數事
- 一 附相背致出奔候は弟子受買可相除事
- 一 三時の勤經念申間數候事
- 一 尤客對或者無據用事差支は格別の事
- 一 後夜出勤相濟候はゞ掃除等心懸可申事
- 一 附四九日社堂の掃除生花等念申間數事
- 一 初夜より寢所の引籠致休息間數事
- 一 湯壺沐浴之節往還共に斷出可申事
- 一 附獵に致道寄間數事
- 一 一夜分寺外へ出遊無用之事
- 一 附無據用事之節者斷出可申事
- 一 諸客相對叮嚀に可致挨拶事
- 一 紋白の袈裟色衣等は從 御本山蒙御免用ひ來候事
- 一 濡頂以上之僧侶黒衣飛紋紗用候事
- 一 同色製袈帽子用ひ候半帽子之事
- 一 四度加行以上は夏高宮冬木綿衣尤色地製袈無用之事
- 一 住持人体木蛇目傘用ひ候事
- 一 尤看坊の人体遮蛇目傘事
- 一 未濡頂の僧俗日傘無用之事
- 一 不應身之分限に好之美服無用之事
- 一 手遊ひ者勿論他人の物を盜掠め候儀は元來御法度之事
- 一 於寺中喧嘩口論堅無用之事

右貳拾參ヶ條堅可相守候事

追規之事

- 一末寺勤式之儀は法用は勿論其外五節句並毎月三日例勤可致候事
- 一寺中住持看坊たり共本坊へ朝晩勤式に罷出候事
- 一役僧其時の老分より相勤御用向萬事出勤いたし尤別に役料無之事
- 一納所の儀者僧俗に不拘無勤銀尤夏冬の節は衣服を仕向俗輩數十年忠勤退役の節は別段に相應の仕向有之候事
- 一男役の儀は曉六ツ之鐘は勿論寺内掃除嚴重に可致様堅相候守候事
- 右之數ヶ條被不爲相背様心得可申もの也

明治二年巳五月 日

當山執事

圓福寺、萬福寺神社に改めらるる
縣廳寺院管轄

神葬反對意見

同五月本山より勸誡使特派の報あり、十月に至り使僧が長崎に來つた。當時當地事件あり、耶穌教は漸を追ふて各地に蔓延した。佛敎は耶穌教の蔓延を防止すべき唯一の敎なるに、僧侶は唯格式になづみて安逸を食ふのみで甚しきは教理すら解せざる者があつたので、勸誡使が各地に臨み鼓舞戒。是より先き排佛棄釋の聲高く、且つ諸制度の改廢ありて寺院の維持頗る困難と成りし爲め、僧侶の還俗する者寺院の廢滅する者等が踵を接したが、當寺の末寺圓福寺及び萬福寺も遂に廢止され、前者は山王社、後者は淵神社と改稱された。

同年七月寺院よりの諸願届類は、向後一切長崎縣廳に差出すことゝなつた。同三年二月各寺檀徒中其の筋の神式喪祭獎勵に因り佛敎を棄つる者多く、各寺院

市内寺院組合

院家、院室、稱號廢止

市内辻堂解除

青光寺不動堂

能仁寺合併
當寺、稻荷社
復、稻荷社

皆各憂色あり、此の月當寺住持慈秀は神葬につき反對意見を其の筋に提出した。同四年三月其の筋の命に依り、市内寺院は組合を組織し、月番によりて市内寺院と官廳との連絡交渉に當ることゝなつたが、此の年の月番は左の通りであつた。

- | | | | |
|-------|----------------------------------|-----|-----|
| 略臺寺三月 | 大音寺 <small>四月以下
毎月輪番</small> | 本蓮寺 | 延命寺 |
| 大光寺 | 光永寺 | 正覺寺 | 清水寺 |
| 春徳寺 | 崇福寺 | 寶輪寺 | |

同時に社寺町方掛と云ふ一課が、縣廳内に新設せられ、同年五月には從來の院家、院室等の稱號は廢止するの令出で、各寺院は等しく地方官の管轄となつた。爾來官位、院家猶子等の執奏が停止となり、獻上物は廢止せられ、菊御紋章の使用は嚴禁せられた。同年八月長崎市内に於ける辻堂全部解取の命令ありて僅に残れる青光寺本堂も解取らざる可からざるに至つた。然るに本尊不動明王を崇信せる老若及び當寺の住持は、その滅亡を悲しみ、請ふて堂前に一小堂を營み、僧侶を定住せしめ、辛うじて寺號の消滅を防ぐことを得た。明治十八年十月十五日五代尊厚の時西山能仁寺は維持困難の爲め境内愛染院に存名合併せられた。

同二十一年二月、當寺舊鎮守稻妻稻荷大明神を當寺内に祀る事となつた。境内

本堂・大師堂
合棟
山門石門建立
庫裡全焼

現勢
年中行事

建物の項参照。同二十四年十一月十六日瓦葺の時工を起して、嘉永四年火災後假堂の儘となれる本堂と大師堂とを合して一棟に改築し、翌年春落成したが、費金八百餘圓を要した。同三十三年五月には石門が建てられ、同四十年十八代祐寂の時には山門が再建された。大正四年四月高祖弘法大師開創一千百年記念塔が前庭に建立された塔の高貳間半。題字は智等大僧正の筆になれるものである。

大正五年二月十六日二十代祐寂の時火を失して庫裡一棟が全焼した。その際も大徳寺紫螺堂に掛けて在った有名なる東海普陀山の一大扁額長貳丈幅七尺及び對聯二枚は當寺什物と成つて奥書院に立掛けて在ったのが何れも烏有に歸した。翌六年二月改築落成。同年八月廿一代舜龍の時法號石を山門脇に建立した。費金七百五拾圓。檀越百田熊吉等の發企によるのである。

現在僧侶數四名。檀家百五拾戸。信徒八百あり、年中行事左の如し但毎十五日夜の布薩會二十日二十一日兩日の月並御影供は毎月行事である。

正月元日―三日 修正會 王經讀誦大般若經轉讀
修正會にて秘法を修したる町内家内安全木札(二百五十枚)紙札(百枚)は之を市内に配付する。往時總祈禱所たりし唯一の紀念は之のみである。

寺格

二月 月十五―二十一日 涅槃會、厄除御影供 大般若經を轉讀す御影供は十五日より二十一日迄一週間晝夜に亘り布教する

三月 月 彼岸會

四月 月八日―二十一日 釋尊誕生會 正御影供 其數壹萬で奉納米は五拾俵に及ぶ

六月 月十五日―二十一日 開山忌 誕生會(厄除御影供)

七月 月八日―十五日 盆施餓鬼 盂蘭盆會

八月 月九日 聖天祭 觀世音祭

九月 月十日 彼岸會(布薩會とも云) 檀信徒萬靈總供養をなす

十月 月十五日―二十一日 御影供

十二月 月二―八日 佛名會 成道會(臘八會)

寺格 寛永三年、開山龍宣が上京して遍照院の院號を許可せられし際には、乗物に乗り、伴僧貳人、若黨貳人及び草履取壹人を伴ひ、長柄挾箱貳個を持たせたので長崎に歸りし後も右の格式によるのであつたが、後色衣を許可せられ、また院家兼帶、常法談林所、長崎總祈願所として朱印地同格の待遇を付與せられたのであるが、文化元年五月、九代猛雄が權僧正に陞任したので、左の如き格式行列を許可せられた。

行列

一 御室御所より御里坊迄参内の節

金紋挾箱—先從麻上下—近習麻上下

先引供羽織袴—先從麻上下—金紋挾箱—先從麻上下—近習麻上下

網代乘輿—近習麻上下—沓持金紋挾箱—又供—笠籠
近習麻上下—傘持金紋挾箱—又供—笠籠

笠籠—押—朝献上白木長柄貳棹

釣臺貳指

一 御室御所御里坊より参内の折行列書

但公家御門の驅放迄乘輿仕候

素襖 同—布衣 同—沓持退紅—從僧—白丁—白丁—白丁—草履取同

素襖 同—布衣 同—朝 朝昇白丁—雨皮持白丁—黒素絹淺黄指貫 紋五袈裟裝 末廣杏—草履取同

素襖 同—布衣 同—朱傘持白丁—從僧—白丁—白丁—白丁—草履取同

合羽籠—釣臺—押—麻上下
押—麻上下

猛雄参内の際は、拜謁以前に、公卿室を以てその控室に充てられたと云ふことである。而して公卿席は、殿上の上、殿上の間は諸大夫席の上であつたと云ふことである。翌二年正月、長崎奉行所に於て年頭の禮をつとむる際には、猛雄は第一席に居て朱印地格式ある寺の住持禮席より一尺進みて年頭賀辭を述べ、その達があつたので、其の通りにつとめたが、咄臺寺大音寺等の如き由緒ある寺より異議を申し立てたので、翌三年以後は、別日を以て禮を勤むるやうに申渡された。當寺は、猛雄の權僧正任官後、寺内修飾はもとより、器物等に至る迄善盡し美盡しであつたが、猛雄枉死後、當寺は頓に衰微した。併し當寺は地子御免の證文地にして且つ院家兼帶地であつたので、談林所、南都永福寺、香取觀音寺、皆朱印地同格と同等の待遇をうけ、以て明治維新に至つたが、明治四年五月に至り斯くの如き待遇は全く廢止された。

組合 當寺は、眞言宗古義派長崎縣法務支所管區に屬し、現今長崎市内同宗寺院中、八坂町清水寺、下筑後町聖無動寺二ヶ寺を以て組合寺とする。維新前は新義古義派なるが、故に以上三ヶ寺と別派であつた。

境内 千五百八拾五坪 東西四拾貳間、南北四拾參間

長崎市史地誌編 延命寺

組合
境内

内 有租地 七百八十六坪
地 價 金千參百四拾七圓七拾六錢
此地租 金參拾參圓六拾八錢

境外宅地五百六拾坪

長崎市西山町地價金五拾六圓七拾七錢 もと宅地五畝拾六歩地
價金拾六圓八拾貳錢七
厘同壹反貳畝參歩此地價金參拾六圓七拾九錢七厘であつ
た明治廿八年八月卅一日合併して現今の坪數に改めた。

宅 地 六畝七歩長崎市伊夏林郷字下平

地 價 金貳拾壹圓四錢貳厘

寶永年間以降 千八百坪

當寺由緒書に依れば

一當寺總境内貳千四百貳拾五坪

内

千六百坪 畑地の分御免地

四百七拾七坪 野地の分被下地

貳百貳拾六坪

此御地子銀四匁六分參厘 毎年庄屋方へ相納申候
新橋町々所除此地子銀八匁壹歩四厘五毛町乙名方へ毎年相納む

明治八年 千五百八拾坪

境内建物 境内には、本堂、大師堂、合併聖天堂、經堂、鎮守稻荷社、地藏堂、手洗場書

境内建物の配

境内建物

院、庫裡、愛染院、能仁寺、福壽院、高野庵、普門院、鐘樓、石門、山門等の建物がある。

大師堂

本堂 西北に面してをる。本堂と大師堂とを併せて一棟と爲し、廊下 四間半に
よりて庫裡に接して居る。木造、瓦葺、單層、入母屋造五拾七坪、間口九間半、奥行六間の建
物で、内大師堂は參拾參坪、本堂は貳拾四坪である。前面には、向拜及び欄干を附せ
る三尺幅の濱椽があつて、後方に間口八間半、入貳間の位牌堂がある。本堂には藥
師尊、大師堂には遍照殿の大額がかけてあるが、此の額は何れも當寺十六代良瑞
の筆である。大師堂は内陣拾貳坪半、貳間半に五間、脇間左右各七坪半(壹間半に五間)外陣
五坪、壹間に五間、外脇間七間半、壹間半に五間等に區分され、内陣正面宮殿内には弘法大
師を祀り、宮殿外には鏡一面を安置し、前面に大前机、大壇壇上に六器を配置す、禮盤等
を置き、左右に各一對の青銅大燈籠、大花瓶を配して居る。内陣天井は百九拾區劃
の格天井に花卉の繪ありて、筆者不明、佛天蓋が懸け、外陣楣間には讃岐國海岸山
岩屋寺の額が掲げてある。

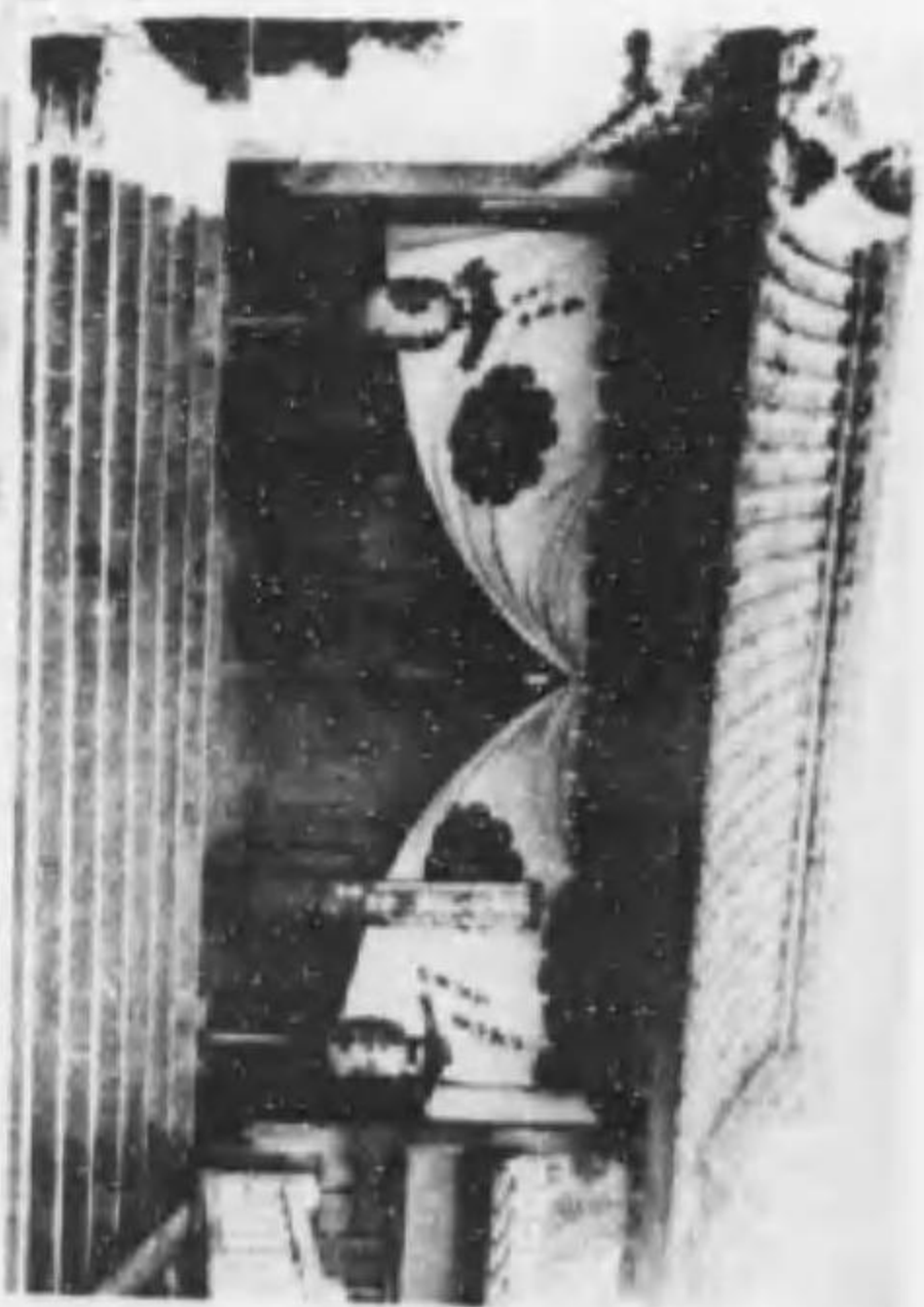
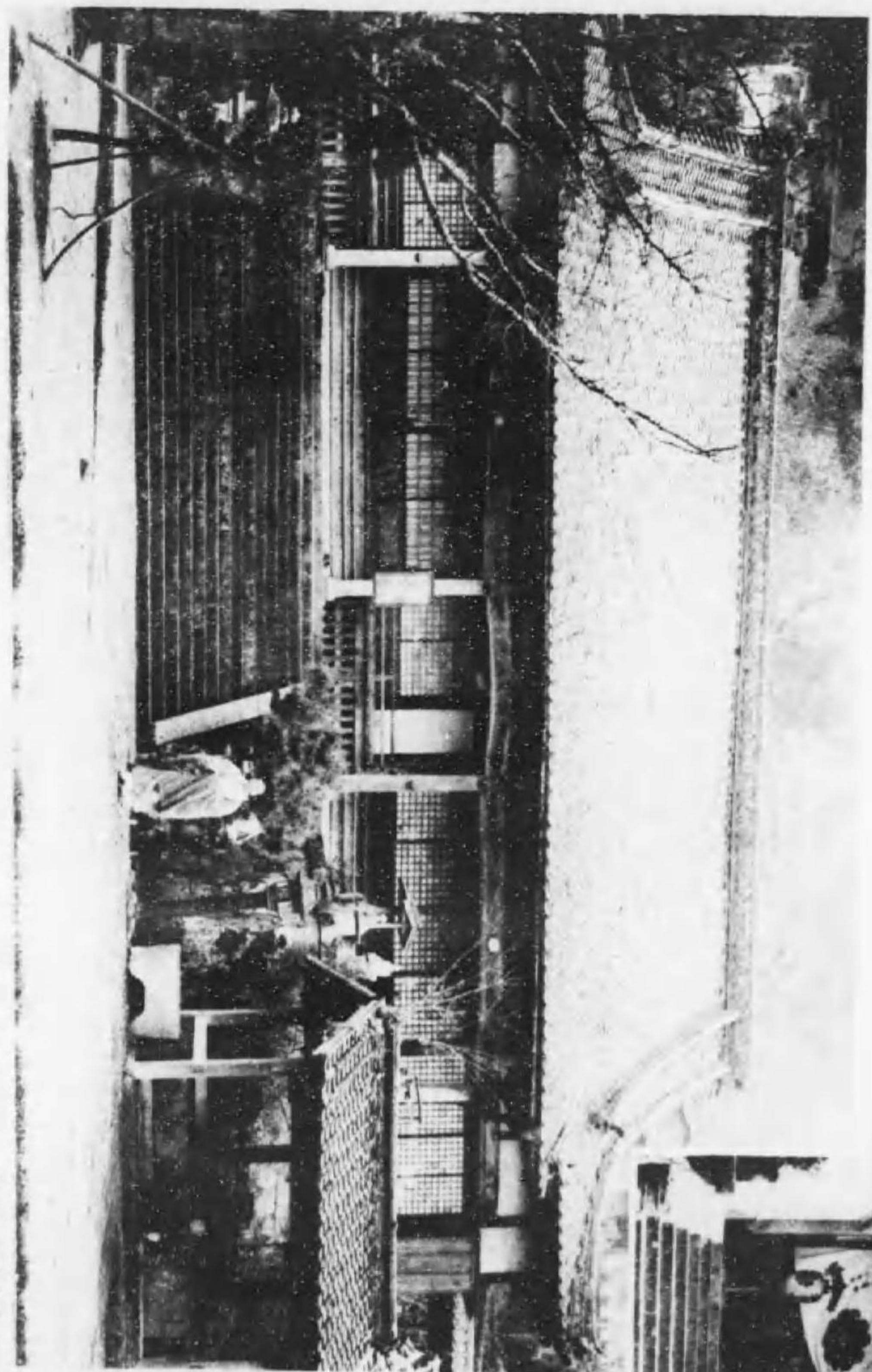
本堂

本堂は、大師堂と同じやうに室内を區分してある。但し右脇間がない。正面宮殿
内には開山龍宣が備前岡山より供奉せし藥師尊の寶像を祀り、大壇上には、今
上皇帝寶祚無窮の尊儀が奉安してある。内陣の格天井貳百區劃には雲龍花卉等

が描いてある。これはもと大徳寺紫螺堂の内陣に使用してあつたもので紫螺堂の賣却された際、當寺に此の建物全部を購入して薬師堂の建築を計畫して居たのが、急に工事に着手するに至らず、そのうちに購入材木が腐朽しかけてきたので、使はれるだけの材料を以て堂宇の修繕及び本堂の建築に用ひたのである。即ち薬師堂は前述の如くその柱、梁、瓦壁等の大部分は紫螺堂の材料を用ひたのである。特に本堂内外装飾、彫刻物、繪畫あるものなどは悉く大徳寺の材料である。左脇間右脇間なしには正面佛壇に不動尊を、その左に舊能仁寺猪ノ子辨財天を、その右に當寺傳來の辨財天を、安置して居る。佛前器具の配列は略々大師堂のそれに同じ。位牌堂は、堂後に在りて檀信徒の位牌壇を設く。

當寺の本堂は、もと大師堂と相並んで居た。今の本堂は、嘉永四年大火の後先づ大師堂六間に五間半が建てられて、本堂薬師堂は假造であつたが明治廿五年の春、假本堂薬師堂は解かれて現在の薬師堂が大師堂に増設されたのである。

聖天堂 聖天堂は、本堂の左に在りて、廊下によりて本堂と相接して居る。木造瓦葺、單層寄棟式七坪半、貳間半に參間で之を内外陣の二つに區分する。外陣貳間半に壹間は參拜所で正面に歡喜天の横額が掲げてある。内陣五坪、貳間半に貳間正面



延命寺本堂左の山門
山門の門扉は
舊立山後所の
門扉なり

大師堂

中央壇上には十一面觀世音菩薩、その左右には聖天尊、前面圓盤上には大聖歡喜天尊、左には毘沙門天が祀つてある。この堂は嘉永四年火災後大師堂と共に建立されたものである。

大師堂 二つある。本堂の前、紀念塔の後方に在るものは方五尺の木造、瓦葺平屋で、大正八年四月材木町金秀氏が奉納したものである。功德院前に在る者は石龕内に大師が安置され方四尺の拜殿が附設してある。本紙屋町夜修行中四十餘名の寄進したものである。

地藏堂

地藏堂 三つある。

(イ) 聖天堂の左側前面に在るもの 木造瓦葺平屋五合(五尺に四尺) 明治三十六年三月新築したもので、諏訪町より之を祭る。

(ロ) 聖天堂前面下殿に在るもの 木造瓦葺平屋六合六寸(壹間に四尺) 紺屋町より之を祭る。本堂は當寺境内中の小堂中構造最も巧緻である。

(ハ) の南に在るもの 木造瓦葺平屋四合四寸(方四尺)で柱梁悉く丹朱で塗つてある。本大工町中から祭つて居る。

觀音堂

觀音堂

地藏堂の南に隣接するもの、延寶八年四月造立する所の觀世音菩薩(石像)を本尊とし居る。木造瓦葺平屋壹坪四合(間口壹丈八尺)女人講中より祭る所である。

稻妻稻荷社

經藏

明版大藏經

鐘樓

長崎市史地誌編 延命寺

七七八

稻妻稻荷社

紀念塔の後方大師堂の東に接して居る。木造、瓦葺、平屋、壹坪貳合五勺、五尺に壹間半、當寺鎮守として古來より祀れる神社である。

延命寺境内稻荷祠俗稱稻妻大明神者、明和二年六月三日寺主道光所創建云、當時祈禱者雲集焉、明治四年有故移于無凡山、爾來十數年、香火殆絶、今茲二十一年二月、邑之父老相謀、新作石祠、以奉祀于舊地、而賽者倍初、父老之志於此不泯矣、明治二十一年二月、賜琴石齋四道仙詩。

經藏

經藏 聖天堂の左側前面に在りて長照寺境に近い。木造、瓦葺、單層、切妻、七坪半、間口參間、奥行貳間半、で元祿十二年肥前國松浦郡に漂着する所の釋迦如來坐像を正面に安置し、文殊、普賢、二菩薩の像を、その左右に配して、經藏本尊と爲して居る。この經藏中には明版大藏經、元祿九年正月吉日購求、縮冊大藏經及び佛典、漢籍等數千冊がある。その外青面金剛像、閻魔大王像、二王尊、高七尺も、大徳寺山門にありしもの、等の木像がある。この本堂の創建年代は詳かならず。その位置が自餘の諸堂から隔たつて居るので、創建以來未だ曾て回祿の災に罹つたことがない。明治三十五年に修繕を加へた。

鐘樓

鐘樓 石門の左側に在る木造、瓦葺、單層、切妻、造貳坪七合餘、方壹丈にして、正徳五年六月第四世寛雄の時、中紺屋町倉吉八郎兵衛、樺島町松田次兵衛が捐資創建したものを、寛政四年七月第九世猛雄の時、本博多町村上榮藏が再建したもので、爾來

書院、庫裡

手洗場

石門

之に修繕を加へて今日に至つた。

書院、庫裡 本堂の下端に在りて西南に面して居る。木造、瓦葺、平屋、八拾六坪、内書院は參拾七坪、七合五勺、七間半に四間半、庫裡は五拾貳坪、貳合五勺の建物である。書院は悉く之を客室に充て、庫裡は方丈、衆寮、居間、臺所等に之を區分してをる。この建物は、大正五年火災後、同六年二月の新築に係るものである。

手洗場 建坪貳坪、貳間に壹間で、本堂の階段側に在る。明治八年十一月總町から寄進したものである。

石門 石造、半圓形、全長壹丈貳寸、横幅壹丈、で左右支壁は各六尺參寸、内法高七尺七寸、横幅八尺、悉く石材を以て疊み、正面頂部に小曾根星海の筆になれる醫王山の三字を刻す。左右門柱支壁に創建年月日及び寄附者芳名を録し、傍に高五尺の碑石を建て、石門建設の由來を勒して居る。左の如し。

石門 因

茲醫王山延命寺其本尊者高祖弘法大師尊信之藥師如來是也、余住持己來、延命講衆之信徒、偕相謀爲如來及高祖欲建石門、喜捨金壹百圓、附寺尙謀檀家信徒之諸君、不問金錢之多寡、使爲其贊助、遂收其功、爾云。

願以此功德 上報於四恩 普及六趣類 同入甘露門

維時明治三十三年第五月吉辰

長崎市醫王山延命寺十六世住主

釋 良 瑞 謹建

發企者 薄 井 卯 三 郎

世話人 田 島 益 太 郎

山 門

山門 新橋街及び寺町西北に面して居る。木造、瓦葺、單層切妻造、拾坪四間に貳間半

立山奉行所門

の建物で、明治四十年に建てたものであるが、門扉のみは明暦三年當山門創建の

際立山奉行役所の大門に用ひたものを下賜されて、當寺の山門に使用したものである。

土 藏

土藏 書院の裏、興福寺境に在る。木造、瓦葺、單層切妻造、七坪半、參間に貳間半の建

物で、元祿五年四代寛雄の建つる所で、爾來修繕を加へて今日に至つたのである

攝待所

攝待所 鐘樓堂の側に在る。木造、瓦葺、平屋九坪方、參間の建物である。之は新橋

町より建立したもので、この外、維新頃までは天滿神祠、求水坊、寂照坊等の社祠坊

法華三昧塔

法華三昧塔 高壹丈壹尺ありて、聖天堂の左側に在り。唐僧東阜心越の撰並に

書にかゝる左記の塔銘が刻してある。但その碑文は随分長いので、碑面には文中

一丙の文字と最終の年月及び東明以下の文字とが刻してある。

長崎醫王山延命寺法華三昧塔銘

夫塔有如來舍利阿育王所造八萬四千之塔或有如來髮毛爪齒等塔或有磚塔石塔琉璃瓦塔經中有多寶佛塔未聞有法華三昧塔者何也。是寺前住法印尊覺導師者堅持顯密年並八旬、迺聖化當來無非爲此一大事。因緣出現於世、開示悟入佛之知見也。所以四方善信咸慕師之妙法、難遇甚。是希有遠近緇素樂善好施者無不趨然而至。緣是四衆傾誠、特伸恭請、以示法要。師亦不辭年邁、欣樂爲衆宣揚此經三月有餘。其住持阿闍梨覺真公善於繼述、得第當機、故爾緇侶雲臻、聽衆日集。何止數千人、施設供養者五百餘人。豈異靈山一會儼然未散、况世尊在昔、猶云此經藏固無人能到、而於此際、值浮木孔幸耳。得聞皆是夙藉微勳、同契大乘之緣。因聞得解、因解得悟。入法華三昧者衆矣。在會緇素各以瑩潔石子寫就。是經全部更將存沒親屬之名。十萬有餘。并書共貯。復造石塔而供養之。經云聚沙爲佛塔、皆已成佛道。塔成謂余而記之。予深喜合掌而讚曰。如來昔在耆闍崛山、萬二千人俱入於無量義處。三昧身心

不動放眉間白毫相光照于東方萬八千世界靡不周徧今於此處十轉法輪所說經法以應斯瑞豈待重宣義而作記之云何能得是經阿含云佛出世時惟四處起塔日生處得道處轉法輪處入涅槃處若經典所在之處皆應起塔供養當知是道場諸佛於此得阿耨菩提諸佛於此而轉法輪諸佛於此而般涅槃由此三法而成祕藏佛住其中即是塔之義也蓋以此經深奧功德難量譬喻無窮聞而隨喜皆獲勝因故淨名云日月何故行閻浮提欲以光明除衆暗暝東是光始西是其終有終始者其惟聖人乎未發心者令其發心未究竟者令其究竟菩薩亦爾諸衆亦然一方既爾諸方亦然普願盡法界有情無情見者聞者共證法華三昧云爾銘曰 延命密寺地華靈祥名斯勝槩山號醫王琳宮紺碧口口紆蒼經行禪窟次第成行法印願固尊覺行彰堅持顯密嚴凜雪霜年逢八表法被四方信心虔切易企榮望不辭衰邁爲衆轉揚宣示祕奧理事端詳字々現瑞句々放光天華墜座天樂盈堂恒久乞士愈度金湯各發至念膽寫梵章華言爛熳玉偈鏗鏘復建石塔供奉覆藏見者聞者功德難量現存獲福超拔先亡生々世々所用舟航法華三昧醍醐妙漿人々共契個々承當開示悟入諸法實相橫說豎說山高水長說無所說究竟寂常聞無所聞遍界清涼諸佛於此法日輝煌智慧解脫似海汪洋普天率土悲願高昌四恩總報三有盡償時歲丁巳且月中暘

謂余記此拱度以庠聊綴數語而作贊襄冀傳萬古克紹永芳
又衆姓立石偈曰

法華三昧塔衆姓所共成如此真三昧人當用力行天龍常擁護六合得彌清只願悟斯理檀波處七盈維時延寶五年六月望且法華三昧塔成衆姓立石流芳漫書此偈以識不朽

延寶五年歲次丁巳林鐘月望月吉旦

東明野衲心越敬撰並書

壹基

法華寶篋全身塔

高壹丈貳尺

華嚴塔の右側に在りその銘次はの通りである。

法華寶篋全身塔銘

教傳東海	法化衍昌	靈山未散	寶塔低昂	安禪極唱	出現醫王
古今道合	本迹開彰	三宗法印	三學宏綱	秀雲密布	舌相廣長
見龍大智	作證難量	青蓮馥郁	玉海流香	九旬談妙	八月精詳
善信在會	共施茶湯	七十餘人	終始清涼	復建寶塔	雲漢高翔
風荷月渚	表刹輝煌	供奉聖像	顯密經章	釋迦多寶	應現中央

華嚴塔

元祿庚午參年應鐘拾月吉日

法華塔右側

高堂文貳尺

壹基

華嚴塔銘并序

夫華嚴者五時之始而頓大之數也新舊異譯華梵義同余自壯歲深信此經發大願力灑血書寫三十餘年迄于今茲乙未之秋也畢全功故就醫王山下建塔供養勒石傳諸不朽示其功德願以此功德普及於一切我等與衆生皆共成佛道因爲之銘銘曰

華嚴性海 普濟群生 事理無碍 法界圓明 頓機先被 如日初晴
 十玄兼包 六相雙并 住行向地 增進道成 甚深微如 功德洪宏

醫王山第四世寬雄法印

弟子幸阿寂照敬建

正德乙未五歲秋九月廿八日

右の他最勝王經法身塔寶篋卵塔等がある。

高野山開創記念塔

高野山開創壹千百年記念塔

本堂前に在り、花崗石四角塔

基礎臺(高五尺方壹間)を加へて貳拾六尺で正面には五佛梵字の下に「爲高野山開創千百年記念塔檀越二世安樂矣裏面に天正四年四月吉日左に五拾有億僅過千百年龍華曉猶遠赫々法燈傳石に青黄赤白衆色誰所染皆是天真妙休也泉涌寺長老大僧正智等書臺石に廿世現住真律師寂廿一世茂里舜龍とある。

石門碑 前に掲げた通りである

法號石 山門前左側に在り、大正八年一月現住茂里舜龍及檀信徒百田熊吉、山田吉太郎等の發

企建立する所で正面に南無大師遍照金剛の八字を刻す石材は花崗石で高九尺五寸。

石籠燈

1 聖天堂前階段左右に壹對、寛永十九年井本四郎左衛門が奉納したものがある。燈石と竿石とのみで火袋なし。

2 本堂前階段左右に壹對、高六尺享和元年十月河副定雅同定恒が奉納したものである。

手水鉢

イ、本堂前階段側にあるもの、花崗石高貳尺五寸、入貳尺幅參尺、元祿八年四月吉日の文字がある。

境内石佛像

口、聖天堂に在るもの高貳尺幅貳尺五寸入壹尺五寸元禄三年十二月十一日の文字がある。
ハ、稻妻稻荷社前に在るもの徳貳尺圓形蓮葉狀をなす。臺石に寛政九年の文字がある。徳貳尺の圓形蓮葉形

境内石佛像 境内には、弘法大師像九十五體、地藏菩薩像六十四體、彌勒菩薩像一體、觀世音菩薩像六體、不動明王像一體、閻魔大王像一體等が本堂の前後、庫裡前面、功德院、愛染院附近に配置されてある。内書院下に於ける約五十體の弘法大師像と聖天堂後の彌勒菩薩像とは、往時無凡山内に祀つて有つた者を、維新後神佛混淆禁止の爲め、當寺に移したものである。彌勒菩薩は坐像で臺石に銘が有る。

茲於當山敬建八十有八ヶ所靈場謹以慶應四年歲次戊辰春二月摩訶日修設
開眼

供養焉

尊師延命寺兼相承院現住慈秀識

村上武兵衛源榮高

舊跡及び天然物

關伽水洞

關伽水洞 庫裡後方石壁中に在り、第二世尊覺法印の鑿つ所で、その深さ五六十歩、廣さ人を容るゝに足り、燭を乗りて入れば、洞中に泉ありて石竇より出て、芳冽掬す可べきものがある。寺僧が法を修むる毎にこの水を汲んで關伽の水と爲

南蠻井

したものである。
南蠻井 當時山門内左側に在つて、上窄く下寛く且つ深くして泉質極めて清新であるといふ。併しいつの頃よりか石を以て蓋と爲し絶えて汲用しなかつたが、近頃は土石を以て埋めて仕舞つてある。この井は南蠻人の造つたものと云ひ傳へられて居る。

長崎圖志泉井の條に左の記事がある。

又古井在延命寺前、閻門之旁、爲石所蓋、故老云此井極深、上窄下寛、蠻賊實作之、當寺建物の今昔左の如し

建物の今昔

名	稱	文化文政年間	明治八年	大正十年
本堂	不詳	五、〇〇坪	五七、〇〇坪	九間半に六間 大師堂と合併
大師堂	不詳	參參、〇〇	五間半に六間	
聖天堂	不詳	六、貳五	方貳間半	
大女師堂	不詳		七、五〇	貳間半參間 方五尺
天女堂	不詳		四、七〇	方四尺
地藏堂	不詳	壹、五〇	壹間半に壹間	五尺に四尺 壹間半に四尺

親音堂	稻妻稻荷社	鐘樓	書院	庫裡	手洗場	石門	山門	土藏	攝待所	功徳寺	普門院	愛染院	高野庵	福壽院
山門側にあり	七、五〇 参間に貳間半	不詳	同前	同前	同前	一〇、一〇五間に貳間	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前
壹、四〇 壹丈に五尺	壹、貳五 五尺に壹間半	在□□リ 坪數記載なし	四〇、〇〇 八間に五間	四〇、〇〇 八間に五間	四〇、〇〇 八間に五間	一〇、〇〇 五間に貳間	七、五〇 参間に貳間半	四、〇〇 方貳間	四、〇〇 方貳間	六、〇〇 参間に貳間	六、〇〇 参間に貳間	庫裡參〇、〇〇 六間に五間	庫裡參〇、〇〇 六間に五間	壹四、〇〇 四間に参間半
壹、四〇 壹丈に五尺	七、五〇 参間に貳間半	貳、七〇 方壹丈	參參、七五 七間半四間半	五貳、貳五 七間に壹間	貳、〇〇 貳間に壹間	壹〇、〇〇 四間に貳間半	七、五〇 参間に貳間半	九、〇〇 方参間	四、〇〇 方貳間	六、〇〇 参間に貳間	四、〇〇 方貳間	四、〇〇 方貳間	四、〇〇 方貳間	壹四、〇〇 四間に参間半

寶永年間の諸建物明細書無し今略す

佛像、什寶物、古文書記録等

佛像

一今上天皇寶祚無窮尊儀	一藥師如來像	一藥師如來像	一釋迦如來像	一文殊菩薩像	一普賢菩薩像	一不動明王像	協侍 矜迦羅童子像	一不動明王像	一十一面觀世音菩薩像	一辨財天像
高貳尺壹寸	高壹尺六寸五分 臺壹尺六寸 參分 舟後光より全長四尺參寸八分	高壹尺八寸	高壹尺九寸 臺貳尺四寸 舟後光以下六尺	高壹尺七寸 臺貳尺七寸	高壹尺八寸 臺參尺八寸	高參尺壹寸七分	高壹尺壹寸	高壹尺九寸五分 臺五寸七分	高貳尺四寸 臺壹尺壹寸六分	高八寸 臺壹尺參寸五分
壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹
基體	體	體	體	體	體	體	體	體	體	體

一辨	財天像 (六臂) 本堂	坐像木	高九寸四分 臺壹尺壹寸七分	壹	體
一辨	財天像 (□□□□經藏)	坐像木	高壹尺壹寸七分 臺壹寸五分	壹	體
一毘	沙門天像	立像木	高九寸五分 臺六寸五分	壹	體
一愛	染明王像	坐像木	高壹尺參寸五分	壹	體
一青	面金剛像 經藏	立像木	高參尺五寸 臺壹尺六寸	壹	體
一弘	法大師像 本堂本尊	坐像木	高貳尺五寸 臺壹尺七寸	壹	體
一賓	頭盧尊者像 本堂	坐像木	高貳尺參寸 臺壹尺壹寸	壹	體
一二	王尊像 經藏	立像木	高七尺	貳	體
一閣	魔王像 經藏	坐像木	高貳尺七寸 直徑九寸	壹	體
一鏡	天下一津田和泉藤原吉長(裏面鏡)	前幅五尺壹寸 入四尺 高八尺		貳	面
一宮	殿			壹	基

佛具

一須	彌壇	本尊前	塗朱	前幅八尺壹寸 入參尺五寸五分 高參尺參寸五分	貳	基
一大	前卓	本尊前	朱塗	前幅六尺壹寸五分 入壹尺貳寸 高貳尺八寸七分	貳	基
一大	盤	本尊前	漆塗	高壹尺六寸七分 方五尺參寸	貳	基
一五	具足	本尊前		高壹尺五分 徑九寸貳分	壹	對
花	瓶	本尊前		高壹尺六分 徑九寸五分	壹	對
燭	臺	本尊前		高貳尺貳寸 臺壹尺九寸	壹	對
香	爐	本尊前		高五寸四分 徑六寸六分	各	壹筒
一磬	子	本尊前		高壹尺壹寸 徑壹尺貳寸九分	各	壹筒
一金	燈籠	本尊前		高參尺四寸 高四尺四寸 高參尺四寸	各	壹對

明治二十五年九月吉日第十五世良瑞代石村清次外同行者奉納
 明治四十一年長崎延命寺現代良偉祐寂吳榮一外六十五名奉納
 本尊前文化五年正月北島與一外二名奉納
 大師前明治四十二年醫王山延命第十八世住職少僧正祐寂代百田熊吉外廿七名奉納

長崎市史地誌編 延命寺

一殿

鐘

高壹尺七寸五分
龍頭高五寸五分
厚壹尺貳寸七分

壹

口

一手

爐

真鑄製

高壹尺六寸九分
橫幅壹尺七寸參分
厚壹尺七寸參分

壹

對

一喚

鐘

高四尺 直徑貳尺貳寸
龍頭高壹尺厚參寸

壹

口

醫王山延命密寺鐘銘并序

海西肥前州長崎醫王山延命寺者昔寬永之初龍宣和尚開基之地也和尙本貫備前州人而欲恢吾密教於此負笈飛錫而來當時西洋邪宗樹黨張教誑誘時人本邑宰尹馬場利重黑川正直且懼且憂偏謀退邪徒因請和尚持加敬重和尚瑜伽力驅邪歸正因茲忝奉鈞命賜地而建道場永爲鎮護鄉邑之刹是吾佛法之威力也本堂安於藥師尊之金像故山名醫王會稱天降之尊焉其締構之始入興福主如定禪師之夢焉造立之資助師諾捨貲覺後知尊也又昔年本邑炎上左右寺院盡爲焦土此獨幸免也凡此尊妙應昭明煥著不可勝紀耳願宣師之功豈不偉哉吾師法印寬雄大和上者當山第四世也住持二十有餘稔稟性篤實柔仁修瑜伽觀六時不廢兼以營建爲已任往歲退隱寺側以謝世塵當寺素有蒲牢一口形小而不足爲集徒警衆之用志願新鑄巨鐘然囊裡無餘長不得早圖爰有邑之濱武氏法名亨譽宗山居士

者臥病臨終將黃金許多兩信施寬長和上又有博多屋了快居士者同志寄捨白銀數十兩和上褒之以爲鑄鐘建堂之資猶至其不足者有力之檀越等併力輸出因命覺氏與匠巨鐘及堂一時成師使予作之銘予不能拒爲之銘銘曰

長崎之地 開三密門 安樂師佛 永感冥恩 娑婆佛事 音聲爲根
維茲鯨吼 直是真言 山鳴谷應 雲飛水奔 覺眠遠近 發信朝昏
三界六趣 齊悟心源 鑄是實器 化功最偉

正德五乙未年七月吉祥日

延命寺第五世法印晃雄謹誌

治工安山彌兵衛藤原國久鑄

助資檀主

濱 武次 兵衛 幸政
母 天譽 貞山 尼
妻 福田 氏 女
博多屋勘左衛門政次
母 壽快 信 女

佛畫

- 一釋迦如來像 法橋野榮筆 絹本着色 懸四尺貳寸七分 橫貳尺壹寸四分 壹幅
 斯尊像肥前國長崎延命寺法印寬雄乞予開眼供養懇請不獲峻拒令遂其密軌者也昔元祿二祺仲冬三日識焉 醍醐報恩院休隱 前法務前大僧正有雅(銘)
- 一涅槃像 絹本着色 懸四尺貳寸七分 橫四尺貳寸貳分 壹幅
 奉再補涅槃尊像一幅重遂開眼供養軌則畢寶永七 庚寅二月望日長崎醫王山延命寺現住法印寬雄(銘)
- 一三尊佛像 絹本着色 懸四尺五寸四分 橫參尺八分 參幅
 肥前長崎醫王山延命密寺什寶者也享保元年丙申八月吉祥日延命第四世退隱老比丘寬雄謹誌(銘)

妻 林 氏 女
 室 岡田室居士
 生田甚三郎由相
 松尾甚之助孝範
 室岡次郎左衛門正終
 松田彌兵衛延貞
 同志施財四衆若干人
 賀古市郎右衛門重好

- 一藥師如來像 東寺御繪所 姉崎永喜筆 絹本着色 懸貳尺七寸九分 橫壹尺壹寸九分 壹幅
- 一不動明王像 弘法大師筆 絹本着色 懸參尺六分 橫壹尺壹寸八分 壹幅
- 一愛染明王像 弘法大師筆 絹本着色 懸參尺六分 橫壹尺壹寸八分 壹幅
 以上弘法大師御筆不動愛染二幅爲現世安穩臨終正念後生後生善處奉寄進高野庵施主庄右工門妻(銘)
- 一五大明王像 紙本着色 懸參尺貳寸七分 橫壹尺四寸 壹幅
 金剛吼菩薩龍王吼菩薩無畏十力吼菩薩雷電吼菩薩無量力吼菩薩
- 一吉祥天像 絹本着色 懸參尺貳寸九分 橫壹尺貳寸四分 壹幅
- 一多聞天像 絹本着色 懸參尺五寸九分 橫壹尺六寸參分 壹幅
- 一梵天像 絹本着色 懸參尺五寸九分 橫壹尺六寸參分 壹幅
- 一風天像 絹本着色 懸參尺五寸九分 橫壹尺六寸參分 壹幅
- 一十一天像 紙本着色 懸四尺貳寸七分 橫壹尺六寸七分 貳幅對
- 一尊形兩界曼荼羅 絹本着色 懸貳尺七寸六分 橫貳尺貳寸六分 貳幅對
 明治四十四年五月高野山清淨心院寄附之於長崎市延命寺(銘)
 文化元子年延命密寺權僧正猛雄求之(銘)
- 一雨寶童子像 紙本着色 懸貳尺四寸七分 橫壹尺七寸 壹幅

- 一大般若本尊十六善神像 横四尺七分 壹 幅
明治三年正月吉辰奉納醫王山延命密寺權僧正慈秀上人代施主龜屋武助(銘)
- 一達磨像 慈雲自畫贊 紙本着色 横壹尺參寸四分 壹 幅
贊に一花開五葉あり
- 一篋魔曼茶羅 紙本着色 横四尺八寸 壹 幅
明治八年孟秋
- 一篋魔天曼茶羅 新成表裝 横四尺九寸 壹 幅
新成表裝 絹地着色 斯談覺天曼茶羅一幅者大津山氏某病患類之砌祈命於此覺天如□□應因茲爲報恩謝德課畫工令圖之途開眼供養之軌則納干崎陽醫王山延命精舍密場尙亦禱壇主子孫永而已正德三癸巳載十一月十六日延命退隱沙門法印寬雄謹誌焉(銘)
- 一種字敷曼茶羅 紙本着色 横四尺四寸四分 貳 幅對
紙本
- 一種字五大虛空 紙本着色 横四尺四寸四分 壹 幅
享和元年辛酉年正月元日より一ヶ年之間修行之醫王山遍照院現住萬隆猛雄令造之(銘)
- 一真言列祖 御室顯畫筆 紙本 横壹尺〇壹分 壹 軸
龍猛菩薩以下十八人を盡く中臺山大日寺惠圓傳得の銘あり
- 一八祖大師像 紙本淡彩 横貳尺六寸五分 八 幅對
高野山清淨心院寄附之於長崎市延命寺(銘)
- 一與教大師像 紙本着色 横壹尺貳寸五分 壹 幅
横壹尺四寸

此與教大師尊像者令請醫王現住法印鳳雄修開眼供養之密軌畢寬保元年十月十九日天文庚申智積交衆ノ砌令圖者也寶珠山萬福寺沙門普雄謹誌(銘)

- 一天阿上人像 智積院 紙本 横參尺七寸 壹 幅
泊如僧正贊
- 一天滿天神像 仙厓筆 紙本 横貳尺參寸六分 壹 幅
横六寸參分
- 一歷代住持繪像 絹本彩色 横貳尺七寸四分 拾 參 幅
初代 權僧正龍宣和尙像 横貳尺貳寸七分 壹 幅
 貳代 尊覺法印像 横壹尺九寸 壹 幅
 參代 覺眞法印像 横貳尺七寸貳分 壹 幅
 四代 寬雄法印像 横壹尺四寸參分 壹 幅
 五代 宏雄僧正像 横參尺貳寸八分 壹 幅
 六代 鳳雄法印像 横貳尺九寸貳分 壹 幅
 七代 德雄法印像 横壹尺七寸五分 壹 幅
 八代 雀雄法印像 横壹尺二寸七分 壹 幅
 九代 猛雄像 横參尺四寸壹分 壹 幅
 十代 孚雄權僧正像 横參尺貳寸四分 壹 幅
 十一代 猷雄權僧正像 横參尺貳寸九分 壹 幅
 横壹尺參寸九分

書畫

三 代	僧正善雄和尚像	紙本彩色	竪參尺參寸五分 横壹尺貳寸四分	幅
三 代	祐寂法印像	絹本	竪貳尺八寸七分 横壹尺貳寸貳分	幅
一 弘	法大師筆蹟	紙本	竪貳尺五寸五分 横九寸參分	幅
一 白	隱自畫賛	紙本着色	竪四尺貳寸五分 横壹尺六寸	幅
一 猛	虎圖	紙本着色	竪五尺六寸貳分 横參尺四寸	幅
一 寶	珠圖	紙本	竪四尺九寸五分 横五尺五寸七分	幅
一 牡	丹圖	紙本	竪四尺貳寸七分 横壹尺五寸七分	幅
一 桐	鳳凰圖	紙本着色	竪參尺壹寸四分 横五尺七分	幅
一 會	符		高貳尺六分 横四寸七分	個
一 額	藥師尊		高參尺五寸 横八尺	面
一 額	通照院		高參五寸 横八尺	面
一 額	白巖山		高 横□	面
一 額	浦上圓福寺に掲げたものである		幅壹尺七寸 高四尺五寸	面

額

大正二年七月吉祥日長崎市新町山下徳市奉納額面壹厘錢を配して七重塔を成す以下三面は本堂内に掲ぐ
 四國靈場第四十五番伊豫國浮穴海岸岩屋寺景
 明治二十六年九月吉祥日長崎市同行奉納

一 額	第一番延命寺		高三尺七寸 横七尺	壹面
一 額	大正三年三月廿一日弘法大師開創千百年醫王山延命寺第十八世僧正良偉祐寂代百田熊吉馬場安次郎外三十九名奉納額面に左の一句あり みな人の命の延びる寺へ来て二世の快樂をうくるうれしさ		高七寸 横貳尺五寸	壹面
一 壁	板			拾五枚
一 佛	前彫刻物			貳箇
一 版	木			拾八枚

辨財天真言(一)亥子辨財天家内安全祈收(一)辨財天御札(一)辨財天御供米(一)百味飲食
動化帳(二十九番能仁寺(一)以上能仁寺分
青面金剛(一)修正祈禱願以上青光寺分

一大

藏

經版本

内拾參部百八册汚損

六拾四部

九百壹册

一大淀三千風撰並書醫王山延命寺記

竪九寸參分
横參丈七尺貳寸

壹卷

西九崎陽醫王山

境内

尊

阿風は 山岫の古松より

出て衆病悉除の床を深しめ通變東方の畔月は延命寺院の池水に移りて
人の窓を照す納六度萬行履の 社風光を狩めくる當寺の絶景をほのか
鳶茸おして惣門に 石階五十歩をたざる御音耳に響し風頭の麓盤々たる
廣庭正面の本堂には醫王延命の二額錐毛入木の點畫飛龍雲水を卷き猛虎吹
嵐にいきおふしばらく内陣に膝歩して諸尊をぬかづきあしがくしをすべり
て案内を乞ふ重節のやり戸をあけてこなたといふあり中瓶かよひの侍者と
みへていたいげなるがいていりぬあるじの大徳立はゝにみたまふて異種嘉
賓さねをこそもどめつれと余どうやくしく法耀を賀し清茶香菓の燕樂酬

し行脚の塵談事終りて住禱西南の羅障子餘波なくをしひらき此眺景を自負
していかにやく他の國より吾寺例の轉合かきてなら茶代に物せよとはや
紫石嘉竹の二童子をさうどかせそゝきあげてせめきこゆやをらおもちと向
上は并しばしは樺來唇がまねして虚楯と勾欄に靠しは誠に門外錦帆はしり
群山畫軸をのべしひたりいさやさは疎愚の古入道が此景艶に統翻を狭寓言
俗の内扣釐毛迄打ほゝろげて撓睨分別顔こそ太心なれよしさもあらばあれ
酔のたはふれなれば扱て此精林の靈徳には餘所の目路まで奪とりて見るに
は先むかうに立山松の嵐を含みては瑜伽上乘の理をほのめかし屏風山の緋
ざくらは霞につゝみて赤肉中臺の相を秘す追すかいて東照の宮ばしらふと
しきたてゝ堯月舜日も此の山の端をてらすめる幣の追風には他國つ波もゆ
りあひたり右にけちがく石の花表木ノ間に古久たるはこれぞ當所の鎮氏諏
訪の神籬朱閣玉宇赫々とおかまれたまふ左に頸捏ば窟山といへり名におほ
法性の室戸にゆへづきて阿海日を吐きて真如の波紅蓮をさゝげ畔月風を吞
んで法性ノ窟青燈をかゝぐなるげにと密雲のくもりみはれみくしきだつは
かつは吾妻富士のはらからなめり霞をこゆる歸鴈も羽をたれ東風にゆらる

来燕もよは腰を勞せんとおかしくやかつ雲のかよひ路にしはし目とまる
 寶珠山は辨天の社頭ごさめれ白頭の嵩のよこほりふしたるがさらかなれば
 雪を名乗るもさる事ぞかし山畑のたかうひくう畔々の曲徑を鎌ますら薪女
 の往かふさま遠目鑑のうちにちいさくてもめたし身投石のうらみ
 貌にねくれたれ柳のもつれたるも名すら哀なるにたて髪の里はかついかづけ
 なるもいらめきたり嵐にむせぶ香燒の松はをのれとけふりて乳木の餘波は
 高祖大師の未然を植テたまふにやと遙拜心にしみにし月の宿かる西ごまり
 霧にひがめる高崎江よりこなたには今やさくらにゆする梅が崎木々うれに
 小家三ツ五ツかやぶきのぐしより夕氣のかほりうちなびくもおくゆかし出
 島の家居棟をならべちやむぬりの出格子草木のすがた迄異風なるぞめづら
 かなるおほし高樓彩色の二柱船ばらむだの網がらくり八方の帆あや前後自
 在のうけひらき羅錦の吹なかしは龍蛇火鱗をあふるがごとし信に黄髪が海
 大路の鍊磨は古城鷄林蒙古國李鬼奴などのつばく島までめぐりわたれる
 此嘶すら景によそへて耳おごろおごろしくやさて稻佐江に直下すればさら
 に西湖三百里を一濤にたへ松島一千島も一船にうかへたりみさごあぢむ

らの波瀾の曲蟻の友よぶごり船のかかり猶はた沙鷗錦鱗を追たてく市中
 の長袖衣紋銚琢小大おほき御坐の新艘に風暮浪簾をかけまはし線笛琴鼓颯
 々て可蓋コツブをかたぶけては夏山を吸ひ一爐の紫煙は象外の仙香をたく
 べ家櫻野梅もおもてを恥ぬげにく世は淳朴の風にのどかに人は豊樂の雨
 にうるおふ時しなればもろこしわたりのよきぬ着たる商船珍財をはこぶ
 入帆日々につごひうらの苦屋を始として數萬の塵竈富煙悠々く辻橋々々の
 轟き早歌の聲止む時なしかくて遠見に食指たゆむばかりなれば繪むしろぬ
 ざり飛石ひと馬下駄に貫竹の鞭して庭ばらの逸好をみれば先乾の隈に金
 剛石の動一百とまじろかす火災を護る臥龍石陸梁たる麟梅は朝の露にいき
 ほひ屈曲たる龍松は夕の風に駟をゆづるおほとがさくらの花曇りは臙月と
 同氣し八千世椿三千とせ桃此外千種の花苗定家かづら西行柳芝蘿をかたし
 き百花を枕とせし畫工もこゝによらなん馬遠の山水の圖徽宗が花鳥の軸も
 左にまくべし詩寶歌客四句にほだし百鳥簾外に韻を囀り群嶺坐間に峙いか
 なる絶學無爲の閑道者もすこしは心うきたむ山海城市盆中に見るかの不
 死の藥を尋し蓬萊は只此藥王如來山なるべしと

稻佐江にさすの薬のあれはかは
もろこし船もこゝにより来る
事はや此景繁をひとり物せんに
は靈鷲の屏風を狸毛齋に吐かせ
白鷺の池水道場を開發してたび
なんやと袷衣を引とめたまふ
普天大樹下の賓かつは忍辱身
利益しなれば否に所なふやが
て東都の公程にうたへ給ひし
に事やすらかに御下言ありて
そこばくの山林曠々たる境内
を賜したまふ幸に大むかしは
まのあたり醫王の舊號を字せ
しに祥瑞ありて此尊を請待せ
しより世こそつて歩を運び沓
音踵をかさね袖すりもやむ事
なしこれにより住持獨一無比
の丹誠至心のしるしにや招か
ざるに財寶を投うつ檀越すだ
きよばざるに良材をはこぶ紀
路土州の船長襲來すやがて名
匠をよばひ寸墨小板に圖し籠
に繩をはへて岫を崩て地形を
ならし磐石をあつめ疊々たる
石垣を築き工職斧鉞を丁丁と
をとづれしかば本堂はさらな
り客殿方丈三ツ棟四ツ棟にか
さなり年を追ひ月をかさねし
かば當所の繁榮異帆の入津雲
につゞき霞につらなる都鄙の
高舶五百重の波ま絶へやらず
一向此尊の威神力によれり
瑞驗いづればあれご曾近當所
火災の難風しきりにきそひ
左右の隣寺前後の

屋灰塵となりしに煙中につま
まれながら當院獨り柴生菽生
の垣一重もつつがなかりし
事は未曾有の驗佛者なりと道
俗いまに嘯りしあるは正夢の
告をかうふり幻に現形し給ひ
奇異ふしぎのしるしかぞふる
に翰ちびぬべしかくて二三世
尊覺覺眞兩師の傑德現任寛雄
和闍に至り諸尊の修福堂社の
造榮基をつらね軒をかさね所
せくことすら護摩供の主尊牛
索明王一橛手半の御裳木はか
けまくもかたしげなき高祖五
筆大師阿字の爪刀曼字の曲尺
をもてかたみをかれし天上天
下の惠眼うるはしく災魔退失
の利劔いさましく身柱ひやゝ
かに毛孔いよたちぬおなしく
おはん手づるの愛染堂八耳太
子の善逝尊猶權化のすさみ樂
音辨天女は愛憐のわくばこば
れかゝり白蓮池中に神舎をし
めて立給ふかつはた佛法守護
の荒神宮石字の經塔寶篋印塔
二基苔をかぞひて古久たり勤
行助成の達中普門壽福の二院
をむかへてつきししいまはた
什物寶物傳記の畫圖は文庫に
こぼれあまれりさてしも現の
寛雄阿闍梨は蘭志秀薰質かう
ばしく其碩德の譽れは高野智
積に席をならぶる人なく且暮
行業薰修の袂ゆへしく三密瑜
伽の禮盤溫坐のさむるいとま
なく色心不二の香衣を服し四
曼相即の細をかづき六大具德
の玉の緒をつまぐり五智一

朶の拈華をかざし五蘊皆空の蘭香をたき内には胎金含氣の心觀を秘し外には他縁解脱の神咒をすし各坐の雲衲は平等大會のすたらをととなふ護摩の紫煙大千になびき加持の瑞雨は九衢にそゞく馬肝に飼ふともあく時のあらむやしばらく肘を曲飪茶に喉をひて寓言戲道の舌頭をゆるべ當寺中尊の本縁を尋ぬるに往昔山陽備の前州藥師院にして時の院主一夜道場にいり秘法執行のうしみつばかりに堂外ほのかに美妙の聲般々ときこゆ東雲がらすの明を告しかば階をすべりそなたにむかひ出しにあやまたすあやしのふくさものありこる手もたゆむばかりのみかほりなればわなゞぎながらほろゞげみればおほん長一櫃二指の醫王善逝御裳體は紫金銅の鑄人肌の如來にてぞ心まぞかりける世には久かたのあま降佛といひならはせり高驗たゞひなかりしそれより光陰悠にをしうつりて元和の始め當寺開基の初祖龍宣大徳かの備寺の住侶成しが因縁ありて當所に錫をとゞめしばらく居をいこひたまふ比しも疫病に在俗おほくなやみしが祈徳加持の力勢にことゞく平癒しぬれば貴賤これをよろこびの聲悠々として陌にみり其の徳孤ならねば時の補任政道の官長此和閑の業徳を賞して曰く當寺は四夷八蠻往來の湊なれば

邪宗門あふれのゝしる事を愁て彼の徒退散のため眞言密法の聲宗實相の耳なれ雀は有無の中々をとこなへ開法積徳の鳩鳩は本有の空にもうめく索索たる松の聲は飛三鈴のめいばくをかり涓々たる水の音は頭獨鈴の威言をかたるこれみな萬法阿字の命風にもれざる事のゆゝしきやむべなるかな法々無二の宗土即身成佛の大上乘南天開塔初見の實法傳々來々せし八葉の嶺摩尼窖の御廟に鎮座たまふ生佛遍照金剛大師一切衆生心苗を愛憐おぼして西域中華の如海をくみて七瀬のなかれにうつし無窮湧出の法脈なればあふけはいよゞ高野の杉みごりの色にさかへたり聿風雲の思ひに住して下手の長尻百づらの損あり歸去來我鳴立澤の芹畑まさにあれなんと思ひ立なから中

顯密の御法の場はうす墨の

中道にさく花ざくらかな

此は元祿卯さくら月弓はりの朧ぐれに筆をぬぐひしかいよはた如來にむかひて花見の摘てもたるを御佛の御手に生ふてふつぼすみれつみもむくひもけつくすり也

湖山散人無不作軒

鳴立庵主... 東往居士三千風旅机

享保二十年より明和三年まで諸願届綴

美濃假綴

壹冊

明和四年より天明元年まで諸願控

美濃假綴

壹冊

一從御室御所御觸書の寫

美濃假綴

壹冊

一聖無動寺色衣願に付諸取

美濃假綴

壹冊

一延命寺境内並由緒書

美濃假綴

壹冊

一馬込要心

美濃假綴

壹冊

一延命寺僧正成行後諸書付

美濃假綴

壹冊

一諸願控帳

美濃假綴

壹冊

文政四年五月吉日(文政七年迄)

美濃假綴

壹冊

安政三年六月より同十二月迄(萬延元年正月迄記有り)

美濃假綴

壹冊

安政七年正月(文久二年十二月迄)

美濃假綴

壹冊



總町祈願所繼續依頼狀

子三月	一中川様御狀控	美濃假綴	壹	冊
文化元年五月廿日	一相承院兼帶許狀	奉書	壹	冊
一辭	開山龍宣より九代猛雄迄の諸辭令を集む	美濃假綴	壹	冊
明治二年より三年迄	一御室御所より御奉書之寫	美濃假綴	壹	冊
慶應丁卯歲十一月	一記	延命寺慈秀代 美濃假綴	壹	冊
辛未歲	一公事出入の儀に付書付	美濃假綴(虫蝕)	壹	冊
一起	一立書雛形	美濃假綴	壹	冊
文化九年十月	一相承院權僧正御禮參内献上物以下勘録	美濃假綴	壹	冊
嘉永五年十一月	一御歎申上候口上覺	半紙假綴	壹	冊
教護所用	一本山諸規則	半紙假綴	壹	冊
寶曆九卯四月	一御奉行並寺社掛年寄附	小奉書假綴	壹	冊

竪壹尺貳寸四分
横貳尺四寸

- 明治十一年六月
一 檀家委任狀
美濃假綴 壹冊
- 正徳二年二月
一 正徳年間延命寺藏書目録
美濃假綴 壹冊
- 一 什寶目録
四世寛雄法印手記也 牛紙假綴 壹冊
- 一 御當家御代々御法號御忌日之覺
八月朔日二月十三日八月朔日 本二ツ折 横壹尺六寸 壹冊
- 一 改年目録献上禮狀
橋本民部他兩人より延命寺兼相承院芳納宛八月朔日分は久留遠江介より同上宛 参通
- 丑十二月
一 天草山方地役人改革大庄屋字御免狀
美濃 壹通
- 正徳四年十二月
一 天草大庄屋存置願及許狀
美濃 横八寸三分 貳通
- 明治六年正月
一 天草郡大庄屋拾人存置並に苗字許可願
美濃 横八寸三分 壹通
- 天草代官揖斐十太夫より差出せしものなり
- 文久二年正月
一 延命寺末萬福寺人別調
奉書 壹枚
- 享和三年七月
一 菊御紋付紫御幕御寄附願
美濃 横九寸五分 壹枚

以上

貳張

菊御紋付紫御幕
右不肖之寺院恐入奉存候得共以 御法愛本尊前爲莊嚴御寄附成被候
様奉願候此段宜御沙汰可被下候以上

長崎延命寺

相承院印

享和三年七月
御室御所

御役所

- 文化元年六月八日
一口宣案 奉書 横壹尺壹寸貳分 参枚
- 文化元年(猛雄文化九年八月廿六日(宇雄)文政八年三月十六日(献雄)の三通なるが文
面は本文中に記載したから茲に之を略す
- 文化元年五月廿日
一 相承院室兼帯免狀 奉書 横壹尺貳寸四分 壹通
- 元禄十五年八月十二日
一 仙嚴院忍宅壽洞居士祠堂料受領覺 奉書 横壹尺四分 壹通
- 元禄五年八月
一 永代讓渡申家屋舖之事 美濃 横九寸五分 貳分 壹通

文久元年五月

一奉 歎 願 口 上 覺

奉 書

横壹尺壹寸

壹

通

中川侯へ借入金相談状なり宛名は田伏市郎左衛門里見庄二郎

一地子銀永代免許状

奉 書

横壹尺九分
横壹尺五寸二分

壹

通

覺

一長崎延命寺地子銀五拾參分

右之地子銀寛永廿未之年より永代爲免許處御老中御添書狀在之に付

而如此候也

慶安四年卯十月廿四日

黒川 與兵衛 印

馬場 三郎左衛門 印

延命寺住持

明治二年五月 一山内 規定之事

横壹尺七寸

壹

通

一切支 丹 調 掟

横八尺八寸

壹

通

嘉永二年以降

美 濃

參

冊

一過 去 帳

美 濃

壹

冊

一墓 地 臺 帳

美濃假綴

壹

冊

一墓 地 圖

一藥師如來靈驗記拔書 未 完

美濃假綴

壹

冊

一延命寺繁昌歌

美濃假綴

壹

冊

末寺及び末庵

維新前當時は末寺四ヶ所末庵四ヶ所を有せしも現時存在するものは次の諸庵のみである。

功徳院(能仁寺併合能仁寺は聖無動寺の次に記述す)

本 尊 不動明王 維新前は弘法大師を本尊とした

寛永七年創建

山門 右側上段に在る、木造、瓦葺、平屋、切妻造四坪方貳間の建物で寛永七年開

基龍宣の創建したものである。明治十八年十月西山郷能仁寺は維持困難なるに

因り當院に合併して名のみ存する事に成つた。沿革不詳

普門院

本 尊 十一面觀世音菩薩

慶安貳年創建

功徳院に隣接せる、木造、瓦葺、平屋、切妻造六坪參間に貳間の建物で、當山開基龍宣

長崎市史地誌編 延命寺

末寺及び末庵

功徳院

普門院

愛染院

の創建したものである。沿革不詳

愛染院

本尊 愛染明王

慶安貳年創建

當寺石門左側に在る。木造、瓦葺、平屋切妻造で、内部は、本堂四坪、方貳間庫裡、參拾坪、五間に六間等に區分されて居る。慶安二年當寺開山龍宣の創建したもので、現在の建物は、何年頃の建築なりや詳らかでない。維新前本院には、本尊の外に不動尊、毘沙門天、辨財天、地藏尊、弘法大師、仁王尊が祀つてあつた。

高野庵

高野庵

本尊 大日如來 維新前は弘法大師を本尊とした

延寶參年創建

山門の左側に在りて福壽院と相並んで居る。木造、瓦葺、平屋切妻造拾坪四間に參間半の建物で、延寶三年二世尊要が高野山智勝嚴院より毎年當地に出張する客僧を止宿せしめんが爲に創設したものである。沿革不詳

福壽院

福壽院

本尊 多聞天

貞享貳年創建

愛染院の下段なる。木造、瓦葺、平屋切妻造拾四坪、四間に參間半の建物で、貞享二年本寺三代覺眞の創建したものである。沿革不詳
以上の外文政の頃までは

寂照坊

求水坊

の二庵が存在して居たのであるが、沿革は詳らかでない。右の他當寺末寺たりし、青光寺、圓福寺、萬福寺等に就いては廢寺の部に於て記載しやう。

歴代住持寺世系

開山

龍宣 贈權僧正法印龍宣大和尚
元和二年より慶安元年迄在職參拾參年、
萬治三年六月二日示寂

二代

尊覺 法印尊覺
慶安元年より寛文四年迄在職拾七年、
延寶八年七月二十五日示寂

三代

代覺 眞 法印覺眞和尚

長崎市史地誌編 延命寺

歴代住持

- 三 寛文四年より貞享四年まで在職貳拾四年。
元禄二年十月一日示寂。
- 四 寛雄 法印寛雄和尙
貞享四年より正徳二年迄在職貳拾六年。
享保十五年五月十五日示寂。
- 五 宏雄 法印宏雄和尙
正徳二年より享保二十年三月迄在職貳拾四年。
享保廿年閏三月七日示寂。
- 六 鳳雄 法印鳳雄和尙
享保廿年三月より寶暦三年六月迄在職拾九年。
寶暦三年六月十四日示寂。
- 七 徳雄 法印徳雄和尙
寶暦四年より明和二年五月迄在職拾貳年。
明和二年五月六日示寂。
- 八 雀雄 法印雀雄和尙
安永二年より天明三年迄在職拾壹年。
文化九年十月二十二日示寂。
- 九 猛雄 權僧正猛雄大和尙
天明五年より文化八年正月迄在職貳拾七年。
文化八年正月十七日示寂。

- 十 孚雄 權僧正孚雄大和尙
文化九年より文政七年八月迄在職拾參年。
文政七年八月十四日示寂。
- 十一 青光寺 文政七年八月より同八年迄看坊貳年。
獻雄 權僧正獻雄大和尙
文政八年より文久二年八月迄在職參拾九年。
文久二年八月二十日示寂。
- 十二 善雄 法印善雄大和尙
文久二年九月より慶應二年四月迄在職五年。
慶應二年四月十三日示寂。
- 十三 慈秀 權僧正慈秀大和尙
慶應三年正月より明治四年迄在職六年。
示寂年月日不詳。
- 十四 龍海 大僧都龍海大和尙(生國久留米)俗生靈松
明治四年五月より明治十七年一月迄在職拾四年。
明治十七年九月二十日示寂。
- 十五 尊厚 中僧都尊厚大和尙(生國伊豫)俗姓奥
明治十七年一月より同二十一年四月迄在職五年。
明治二十一年四月七日示寂(世壽五拾貳(二)書に五月十七日とあり)
- 十六 良瑞 權少僧正良瑞大和尙
明治二十一年十月廿日より同卅一年四月迄在職拾壹年。

十七代

良暢 少僧都良暢大和尚
明治三十一年五月參拾日より佐賀縣正善寺より赴任同廿三年十二月廿日迄在職
三年岡山縣上道郡藥王寺に轉任

十八代

智等 大僧正泉智等大和尚(大本山御室仁和寺門跡)
明治三十三年十二月二十日より同三十四年七月五日迄兼住職貳年

十九代

祐寂 少僧正祐寂大和尚
明治三十年四月七日下ノ關國分寺より赴任同四十年九月廿四日迄在職八年

二十代

光範 大僧都光範大和尚
明治四十一年九月廿四日より同年十一月迄在職三月朝鮮龍山寺へ轉任

二十一代

祐寂 少僧正祐寂大和尚
明治四十二年九月二十六日より大正五年四月十八日迄在職八年再任
大正七年二月十八日示寂世壽六拾九

二十二代

茂里舜龍 中僧都舜龍大和尚
大正五年四月十八日河内龍泉寺より赴任

第一節 長崎山清水寺興成院

元和九年創立

所在 八坂町百番地。この地はもと長崎代官支配肥前國彼杵郡長崎村高野平郷に屬して
平郷に同十年同縣西彼杵郡同村同郷同廿年同縣同郡下長崎村同郷となり同廿一年長崎市に編入前記番地となつた當寺は眞言山の麓に在りて右は
八坂神社に隣接し、正面は小島郷正覺寺と相對し、西南は波靜なる長崎灣を隔て
て三菱造船所、稻佐山公園等を望み、眺望が佳い。

沿革 當寺は元和九年僧慶順の開創したものである。慶順はもと山城國八幡
の産で、俗姓を水野と云ひ、夙に剃髮して京都音羽山清水寺に入りて光乘院に住
したが、感ずる所ありて諸國巡錫の途に就き、旋り廻りて元和中長崎に來り、錫
を小島郷の民家に駐め、日夜眞言の祕法を修め、大慈大悲の誓願を説いて教化に
努めたので、歸依するものが漸く多くなつてきた。當時幕府は吉利支丹宗門の撲
滅につとめ、佛教に對しては出來得る限り援護を與へて居たけれども、吉利支丹
教徒の潛勢力はなほ侮るべからざるものありて、佛教は徹々として振はなかつ
たので、長崎奉行長谷川權六は慶順の努力を多とし、若し彼にして寺院建立の志

土地選定に就
ての傳説

本尊の由来

清水寺 興成院 瑞光石 山號由来

あらば敷地を付與せんことを約した。それで慶順は然るべき靈地を得て寺院建立の素願を達せんことを期して居たが、會々或夜前庭に出でしに、東の方に當りて白氣の立ち昇るを認めためたので、翌早朝光の發する所に到りしに、一箇の大石があつて、光はこゝから發するのであつた。慶順は之を見て是れ正しく平素信奉する所の觀音大士の示現なるべしと打喜び、奉行に請ふてその地を得、假の堂宇を建て、護持の觀音大士像をこゝに奉安した。この觀音大士像はもと京都清水の内院に在つたもので、佛匠運慶の作と傳へられ、一説には、延鎮僧都が佛匠と共に作つたものであるとも云はれて居る。延鎮が清水の本尊高八尺の像を作らんと思ひ立ちし時、先づ試に作りし八寸の像がこれであつて、はじめ主馬判官盛久の護身佛であつたが、後光乘院に傳はり、慶順が諸國巡錫の際奉持したものであるとも云ひ傳へられてゐる。即ち慶順は法縁によりて當寺を清水寺興成院と稱し、石を瑞光石と名づけた。時に元和九年であつた。

當寺の山號長崎山の由来に就ても一つの傳説がある。或日慶順が外浦町で一の庫鍵を拾ふたが、其持主が更に分らないので仔細にこの庫鍵をしらべてみると、柄の所に長崎山の三字が刻してあつた。彼は之も觀音大士のお授けかと打喜



清水寺開基慶順

清水寺二代亮愿



第一回の改修

末次船の額

除租

び遂に長崎山を以て當寺の山號としたのであると傳へられて居る。

當寺の建物は創立當時匆卒の際に建立されたものであつたから、寛永四年に至りて之を改築した。實に創立後四年を経て居た。その際島原城主松倉豊後守重政は堂前に瓦を敷いたり、石欄を繞らしたりして、偏に京都の清水寺に擬し、且つ境内に松を多く植ゑて後年境内の風致がよくなるやうにした。

寛永十年末次船の大額が奉納せられた。これは末次氏所有の御朱印船の船頭石本庄左衛門等の奉納にかゝるものである。

寛永十八年七月二日長崎奉行柘植平右衛門及び馬場三郎左衛門は慶順に地子金免除の幕命があつたことを通告した。寺記に左の記事がある。

坪數九百八拾五坪、此成銀參拾貳匁八分餘
但上島壹反拾匁宛也

右之地子當已之年、被下候 但御年寄衆御添書有之候以上

寛永十八年巳年七月二日

柘植平右衛門

馬場三郎左衛門

伊藤小左衛門の鐘

石欄改築

慶順寂

全部免租

改築

清水寺紀縁碑

祖師受染堂

有馬氏宿陣地

同十九年 同上の時 筑前博多の商人伊藤小左衛門は、京都三條釜座伊豆守藤原直次作の梵鐘一口を奉納した。

正保三年南京人文從周等は資を捐てて本堂前の石欄を改築し、同時に堂前に石を敷きつめた。

承應元年五月二十一日開山慶順が示寂したので、亮愿その席を繼ぎて第二代の住職となつた。亮愿は顯密の教義に通曉して世に盛名があつた。當寺住職は此の時代より清僧となつた。

承應二年當寺地全部免租の恩命があつた。

寛文八年歸化唐人何高材及び其の子何兆晋等が資財を喜捨して、堂塔の造營成就するに至り、堂後に重建清水寺紀縁碑が立てられた。文は唐僧獨立の撰したものである。

貞享三年第三代實榮は祖師堂淨名庵愛染堂常樂庵瑞求庵等を新築した。

元祿八年九月の頃 同上の時久留米藩主有馬氏は當寺に請ふて異變の際には當寺を以てその出陣宿衛地と爲すことにしたので爾後明治四年まで年々拾人扶持を當寺に寄進したものである。

享保四己亥年當寺住持瑞桂は林丘寺普明院宮より菊桐御紋章附燈籠一對を下賜せられた。

此御紋之燈籠此度林丘寺普明院宮様より清水寺へ御寄進あそばされ候幾久しく觀音前へお供養被成御寺繁昌おはしまし候やうにと思召され候めでたくかしく

普明院宮様にて

亥二月廿七日

榮 春

長崎清水寺

瑞桂比丘

尙ほ先達御給候御紋附之御法衣並菊桐御紋伊達道具箱御免遊され候御禮としてこま／＼之御ねん之入らせ候事御満足に思召し候

寛保二壬戌年住持洞賢は當寺が上皇を始め奉り皇族方御安泰の爲めに長日御祈禱永代勤行の廉により特に菊御紋章附縵幕の使用を免許された。

寶曆拾庚辰年住持長賢は大師堂を本堂の側に建てた。

長崎市史地誌編 清水寺

八二三

如法眞言律
勤行許可

したので之を仁王門にかけた。寶曆十三癸未年九月住持長賢は本山より眞言律にて勤行の件を許可せられた。當寺に左の許狀が保存されて居る。

一長崎清水寺興成院者繁華之地に付僧侶不如法之儀共有之候而者護持難相成後代法儀永續無心元候得者向後如法眞言律にて相勤度由今般檀家一統願之尤之至に存候非餘儀人法興隆專要に候得者願之通永代如法律に而可被相勤之條不可有相違候仍許狀如件

本寺

清水寺光乘院

密

賢 花押

寶曆十三癸未九月

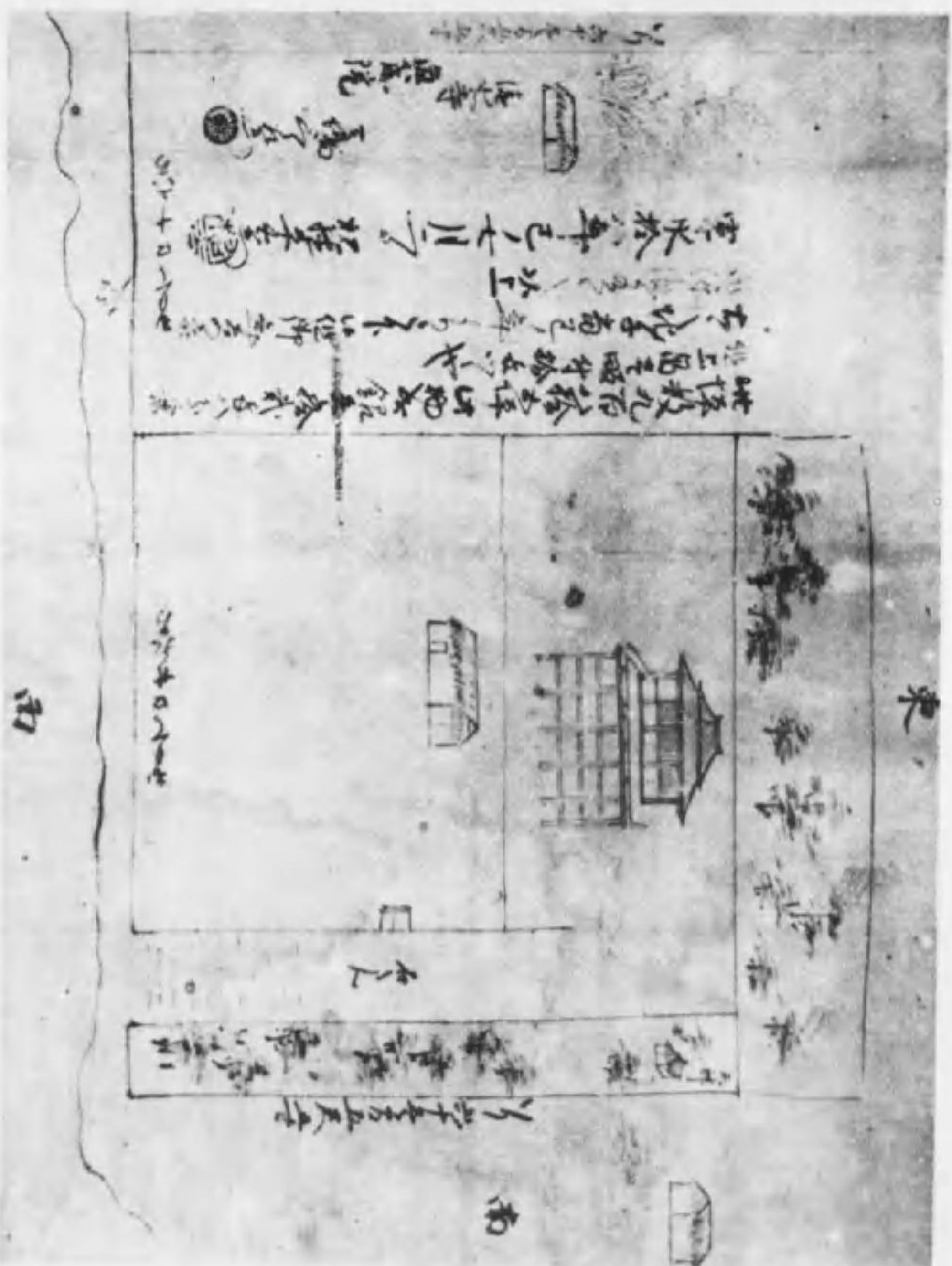
師範

同寺 義觀院

實

賢 花押

長崎清水寺



(左)石光瑞と(右)寺水清の時當立刻

興成院長賢御房
同 惣檀家中

明和八年辛卯年九月四方田慈輔は資を捐てて石門を立てた。享和三癸亥年在唐王氏荷主王桐峰は銀五貫目を當寺に喜捨した。文化五戊辰年四月唐船主より唐船壹艘につき銀百目宛を當寺へ永代寄附した。其の旨の申出があつたが長崎奉行は之を許可した。同六己巳年四月南都一乘院宮の御用を以て當寺の本山たる京都清水寺一住光乘院は當寺に下向したが、同年六月廿三日本山の名を以て不如法なる廉により看坊智玉に退隱を命じ、尋いで八月廿五日放埒なる廉により看坊賢靈智玉のあそを受け看坊となつた人にも退院を命じた。爾後無住なるため、光乘院は當寺住持を兼ねることになつた。當時太平の久しき僧俗の墮落甚敷特に當地は寺院の給與が豊かであつ爲め他の寺に於ても戒飭さるゝ僧侶が少なくはかつた。同八辛未十二月愛染堂五坪貳間に貳間半が建立された。同十癸酉年八月慧達は當寺第十二代の住持となつた。文化六年以降今年まで京都清水寺の光乘院が當寺を兼帯して居たのであつた。

愛染堂建立

長崎奉行牧野大和守雲龍の額を奉納す

唐船寄進
有馬氏聖天堂
を建つ

本尊開帳

文政の大風

長橋局菊御紋
付幕及翠簾等
寄附

大火のため
聖天堂
廊成
興成
庫待
攝待
物置
等類焼す

文政二己卯年二月唐船壹艘より銀百目宛拾艘限り寄附の件が許可せられた。

同五壬申年久留米侯有馬氏は寺内に聖天堂拾貳坪参間に四間参方下屋附廊下五間餘を建立した。

文政七甲申年三月三日より晴天廿一日の間本尊千手觀世音菩薩の像傳聖徳太子自作が開帳された。

文政十一年戊子年八月九日夜大風のため境内の松及び椎の木五本が吹き倒された。

天保六乙未年長橋局より菊御紋章附幕拾張翠簾參拾枚及び御紋附提灯を當寺に寄贈があつた。

天保十四癸卯年十月二十四日の夜出来鍛冶屋町より出火したが強風のため火勢猛く今籠町今鍛冶屋町油屋町今石灰町新石灰町高野平等に延焼し家屋五百六拾貳戸土藏五棟南光寺良泉院寶輪寺快行院等其の災に罹り當寺も遂に類焼の厄に遭ひ聖天堂参間半四方三方は壹間の下屋附廊下壹間に五間興成院座舖廻七間に間拾庫裡五間に六間攝待所貳間半に四間物置参間に六間二王門参間に四間等焼失し大師堂と本堂とが僅に災厄を免るることを得た。

そこで同年十月銀七貫目を長崎會所から借りて再建に着手したが弘化二年十二月には長崎惣町より銀拾五貫目を寄附することになった。尤も右の寄附銀は一時に集まらなかつたので拾年賦返納の仕拂方法により長崎會所より右の銀額を借用した。そして嘉永四年に至りて聖天堂庫裡等の再建が成就した。

同上再建

天保十四年冬長崎會所より借受けた銀七貫目の返納方法は弘化元年より拾年賦にて毎年七百目宛唐方置銀及び銀札等にて仕拂ふと云ふことであつたが、後貳拾年賦に改められた。

安政五戊午年五月第十三代忍達は兩部印信を許可せられた。

安政六己未年従來幕府より年々給與された銀參貫目は當年より受領を停止さるることになった。之は幕末に至りて幕府は長崎の寺院に充分なる保護を與ふることが出来ないやうになつたからであつた。

明治四年には廢藩置縣が實現さるるに至りし爲め元祿の頃より久留米侯有馬氏より年々給與し來りたる拾人扶持も亦同年を限りとして停止さるゝことになつた。

明治六年六月當寺は法相宗の兼修を止め專一に古義派眞言宗の寺院となつた。

忍達兩部印信
を許可せらる
銀參貫目給與
止む

久留米侯有馬
氏給與に係る
十人扶持停止

古義眞言宗の
寺院となる

た此の時當寺住職白井護邦は同年五月以來修學の爲め上洛して居たので鑑坊山田玄眞は住職の代理として左の通り其の筋へ届け出でた。

一古義眞言宗法相兼眞言家に有之候處方今相改唯如法眞言宗に相成申候に付此段御届申上候也

明治六年第六月十四日

畑地寄附

非常立退所

長崎縣權參事横山貞秀殿
明治七年四月溝口退藏及び溝口喜十郎は高野平字愛宕東下の畑參反四畝貳拾八歩を當寺に寄附したので、當寺境内より常樂庵と八十八ヶ所弘法大師像とを此處に移し、尙ほ此處を非常の際の避難所と定めた。

靈雲寺の末寺
となる

明治三十三年當寺は八坂神社と相議して境界をとりきめた。
明治四十二年一月當寺は京都清水寺との關係を絶ちて、新に東京本郷區靈雲寺の末寺となつた。左に許容狀を載せておく。

許容狀

長崎縣肥前國 長崎市

清水寺

右は成規に依り正當の手續を経て加末を許容し寺籍に登録す度て本山法規を守り、宗風顯揚に可抽丹誠之狀仍如件

明治四十二年一月廿七日

眞言宗總本山靈雲寺第十五世

貫首 光野正行

境内 境内五千四百七拾參坪五合壹町八反貳畝拾壹步中

東西七拾貳間壹尺餘、南北四拾七間

内

寺院建物敷地 貳千九百八拾八坪九反九畝拾四步、無稅地

市街宅地 四百坪八坂町無税地

寶永拾八年七月

九百九拾八坪東西六拾壹間五尺五寸南北拾六間

地子銀參拾貳匁八分壹反歩に付地子銀拾匁但しこの地子銀免除

承應貳年

六反五畝六分半 東西七拾貳間壹尺餘南北貳拾七間内表口七間

總高五石七斗貳升壹合免租

寶永四年

千九百六拾八坪横四拾七間整七拾貳間壹尺

内

表口 貳拾七間 入七拾貳間壹尺 長崎奉行馬場三郎左衛門の時地子免除

表口 貳拾間 入七拾貳間 長崎奉行黒川與兵衛の時地子免除

表口 七間 入拾九間 瀧水口として長崎奉行黒川與兵衛の時地子免除

明治八年

五千四百七拾參坪五合(壹町八反貳畝拾參歩半) 東西七拾貳間壹尺餘 南北四拾七間餘

組合及び法類

本堂

本尊

脇侍

組合及び法類 内 九百八拾五坪は寛永十八年地子御免許 東西七拾貳間壹尺南北貳拾七間餘承應癸巳年地子御免許
組合及び法類 東京市本區郷湯島靈雲寺と筑後久留米東林寺は當寺の法類
で、當地延命寺及び聖無動寺は組合寺である。

本堂 境内上段に在りて、南西に面せる。木造、本瓦葺、單層、入母屋造六拾四坪七間五尺に八間壹尺の建物で、其の周圍南、西、北及び東の一部には、幅壹間半宛の石疊を設け中央貳拾五坪五間に五間を内陣と外陣とに充て居る。内陣は前方一間通の外は全部板張で、正面中央佛壇高參尺前幅貳間入五尺の上部には萬字を印せる紫色の帛帳を掛け、壇上に寛文三年高島四郎兵衛の奉納に係る宮殿を置き、其の内
に本尊觀世音菩薩像三體を安置してある。中央なる十一面千手觀世音像 傳延鎮
僧都作は錦にて之を包み、囀子のうちに安置し、左に寶永元年五月山崎觀音寺以
空僧正より當寺に寄附したる木蘭樹千手觀音像を、右に文政十三年長崎志賀氏
等の奉納した大悲觀世音の像を安置し、宮殿の前の囀子に聖德太子の作と傳へ
らるゝ十一面千手觀世音の像を安措して居る。而して勝敵毘沙門、勝軍地藏王の
二脇侍は左右脇壇壹坪參合餘の所に安置してある。この脇侍を奉安するのは京
都清水寺の例に倣つたものである。

二十八部像

本尊像と脇侍像との間の壇上に二十八部の神像が安置されて居るが、二十八部の像とは即ち左の通りである。

- 那羅延堅固 大辨功德天 密迹金剛 大梵天王
- 摩醯首羅王 帝釋天王 東方天 金色孔雀王
- 毘樓勒叉 摩和羅女 毘沙門天 毘樓博叉
- 滿善車王 神母天 五部淨天 羅陀龍王
- 迦樓羅王 緊那羅王 阿修羅王 金一大王
- 乾闥婆王 娑迦羅王 金毘羅王 滿仙王
- 摩喉羅王 散脂大將 畢婆迦羅王 婆藪仙人

内外神
十二神符

壇前には前机讀經盤金燈籠一對等が配してある。内外陣の間には金網戸ありて、内陣の架上の函に十二神將宮毘羅大將 安底羅大將 伐折羅大將 額備羅大將 迷企羅大將 珊底羅大將 因陀羅大將 波夷羅大將 毘揭羅大將が安置してある。

外陣七坪半五間に壹間半、内五坪疊敷は明治二十年の頃までは全部板間で、ことさらに廊下との境界を設けなかつたが、明治三十年頃より現今のやうになつたと



清水寺本堂(上)と本堂前(下)

匾額

云ふことである。外陣正面の梁上に頼川藤左衛門の奉納に係る清水寺の大額唐僧木庵題がかけてある。その兩側に奔馬圖の額寛永九年西村忠庵奉納繫馬圖の額寛文十三年奉納などその外南無阿彌陀佛の文字ある額傳聖德太子筆曾我五郎時致仇討圖額元禄五年十二月奉納末次船圖額寛永十一年七月石木氏その他より奉納したもので爾來度々修繕された等がかけてある。

廊下拾五間に壹間半の正面中央には大香爐石臺に附着が置いてある。而して梁上には寛文十二年溫陵陳聯の奉納に係る慈悲世界と題せる額がかけてある。これは吳泰字は大和の書いたものである。

尙ほこの廊下には當寺二王門圖額伊勢群參圖額明和九年奉納俳句の額嘉永四年六月奉納西國順禮圖額文化四年正月奉納洋船圖額等がある。

この堂は寛文九年何高材何兆晋等の喜捨によりて建立したもので爾後度々修理を受けて今日に至つたのである。

堂前の石壘及び石欄は寛永四年松倉豊後守の捐資によりて設けられたもので、石壁と同時に築造されたものである。後唐商等の喜捨によりて今の形狀に改築された。

何氏本堂を建立す

石壘 石欄

大師堂

開山木像
親鸞木像

大師堂 祖師堂、浄名庵又は喜見庵とも云ふ。本堂の西手に在る木造、瓦葺、單層入母屋造、參拾參坪、五間半に六間の建物、疊敷で堂ある。内は内陣、開山堂、親鸞堂、外陣の四つに區分されて居る。内陣、貳間半に參間半、正面なる佛壇、高參尺、幅壹間、入壹間には弘法大師の像が安置してある。其の右が開山堂で、左が親鸞堂である。開山堂の壇、幅壹間半、入參尺の中央に當寺開山慶順の像ありて、左右に十二世慧達、十三世慧等及び久留米侯有馬氏等の木牌五基が安置してある。親鸞堂の壇、開山室に同じ上中央に親鸞の木像親鸞在世の時讚岐屏風補なる善通寺に詣りて、大師を拜して深く之を慕ひ、親しく我小像を作りて善通寺に納めしが、明治十年の頃同寺の住職、この像を携へて當寺に來り、開帳せし際、當寺第十五代護邦が工匠をして之を摸刻せしめたものであると云ふを左に阿彌陀如來像、右に地藏菩薩像等が安置してある。内陣の左右各參坪、其の前面參坪、兩側中央拾壹坪、五間半に貳間等は皆外陣、疊敷である。

この堂は貞享三年の創建に係り、寶曆十一年に改築したもので、最初は四間に五間の建物であつた。もとこの本堂には徐朝漢の筆になれる有求必應の文字ある額ありて、それに長崎の人高原道琢の書いた日月暉天盲者不見、雷霆振地聾者不聞の對聯が配してあつた。尙ほ文政頃にはこの堂の前面及び兩側より奥の院の邊りまで廿餘株の櫻樹があつたと云ふことである。

大師石堂

聖天堂

觀音堂

大師石堂 大師堂の前面なる小高き處にありて、岩窟内に弘法大師の像が安置してある。石祠高五尺、幅參尺、入五尺、(内參尺位は岩窟)左右兩壁に觀世音菩薩の坐像が刻んである。

聖天堂 當寺内中下段に在る。もと護摩堂と稱し、今の庫裡の玄關附近に在つたものである。今の聖天堂は文政五年有馬氏の建立に係るもので、天保十四年の大火に類焼し、弘化元年再建され、明治に入りて大破するに至りしに因り更に重建され、以て今日に至つたものである。この建物は東南に面せる木造、本瓦葺、重層寄棟式、貳拾五坪、方五間の建物で、正面向拜口は本瓦葺、搏風造である。内部は内陣、方參間、外陣、拜殿、五間に壹間、廻廊、左右各壹間に參間、宛後、方壹間に五間等に區分されて居る。内陣、板張は中央に在りて、その正面壇上には十一面觀世音菩薩像、中央勝軍地藏王像、左勝敵毘沙門天像、右が安置せられ、前面に毘沙門天が祀つてある。この外門徒の寄託に係る羅漢坐像、眞鍮製及び釋迦如來、愛染明王、不動尊等の像がある。拜殿、疊敷の楯間には歡喜天の額がかけてある。

觀音堂 觀音堂は二つある。一は本堂の後なる木造、瓦葺、平屋、貳坪半、貳間半に壹間である。内に三十三體の觀音石像が安置され、その下壇の一隅に巡禮武左衛門夫

婦武左衛門は孫兒を貢ふの石像がある。武左衛門は長崎古町の産で、毎年西國巡禮を行ふこと前後三十餘度に及んだと云ふことである。

今一つは前者の後上段の平地に在る木造板葺平屋建、貳間に參尺で、うちに八十八體の観音石像が安置してある。その石像にはいち／＼施主の姓名が刻んである。

地藏堂

地藏堂 二つある。一は本堂の背後観音堂の西隣にある。木造、瓦葺平屋、四尺に壹間で、その内に安置せる地藏尊は萬屋町上の切より祀つて居る。今一つは其の隣に在る。大正八年八月の創設に係るもので、築町より祭つて居る。

不動堂

不動堂 大師堂の東北なる石階の上に在る。寶塔形、木造、瓦葺平屋建、方五尺の建物で、それに拜殿方六尺が附設してある。

稻荷社

稻荷社 大師堂の左側上段に在る。石祠、龜幅參尺、入貳尺、五寸高、四尺五寸で、五社大明神及び小櫻姫大明神が祀つてある。俗に櫻姫美人大明神又は吒吉尼天とも云ふ。この石祠は寛政元年五月中旬濱武元珍、同元備等の奉納したもので、別に寶曆七年五月西濱町山下氏の建立したものが今猶ほ右側に遺存して居る。この稻荷社の縁起につき長崎名勝圖繪に左の記事がある。

清水寺縁起
一、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
二、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
三、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
四、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
五、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
六、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
七、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
八、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
九、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
十、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
十一、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
十二、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
十三、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
十四、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
十五、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
十六、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
十七、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
十八、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
十九、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
二十、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
二十一、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
二十二、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
二十三、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
二十四、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
二十五、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
二十六、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
二十七、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
二十八、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
二十九、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
三十、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
三十一、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
三十二、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
三十三、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
三十四、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
三十五、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
三十六、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
三十七、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
三十八、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
三十九、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
四十、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
四十一、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
四十二、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
四十三、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
四十四、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
四十五、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
四十六、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
四十七、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
四十八、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
四十九、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
五十、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
五十一、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
五十二、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
五十三、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
五十四、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
五十五、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
五十六、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
五十七、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
五十八、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
五十九、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
六十、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
六十一、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
六十二、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
六十三、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
六十四、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
六十五、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
六十六、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
六十七、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
六十八、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
六十九、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
七十、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
七十一、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
七十二、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
七十三、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
七十四、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
七十五、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
七十六、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
七十七、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
七十八、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
七十九、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
八十、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
八十一、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
八十二、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
八十三、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
八十四、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
八十五、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
八十六、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
八十七、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
八十八、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
八十九、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
九十、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
九十一、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
九十二、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
九十三、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
九十四、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
九十五、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
九十六、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
九十七、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
九十八、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
九十九、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、
百、昔、山崎村に清水寺あり、其の縁起、

清水寺縁起

慶順本寺開基の頃方丈の室に白狐出で告る事あり。因て稻倉魂の神を勧請して是を守護せしむ。其頃寺の側に金子源右衛門と云へる者ありしか。直實正確の性質にて、人皆佛源右衛門と呼ひなせり。其妻深く観音を信して日毎に佛前に詣でけるが、一日參詣の歸るさに、一の狐社段に向ひ、源右衛門か妻を待か如くにして腹を抱へて蹲踞せり。其体を見るに腹大にして胎あるが如くなれば、いたはりの意を起してふところに抱き入れつゝ家に歸りて、彼是と心を用ひけるに、程なくこたつの中に一狐兒を産みいだせり。夫婦の者深く憐み、親子の狐を介抱し、其子を甚太郎狐と名つけて本の社に納めけるとそ今に源右衛門の子孫寺の下に在りて、庭中に小祠を設けて是を祭り、九月三日を例祭の日として、多くの小兒來り集り、戯れ遊ぶを常とす。是もまた彼甚太郎狐のおひさきを祝ふことゝろとかやきこねぬ。

鐘樓堂 石門の左側なる木造、本瓦葺、重層、入母屋造、五坪四合四勺、方貳間貳尺の建物である。腰に廻り椽ありて高欄を設け、斗組下は袴腰である。鐘は寛永十九年伊藤小左衛門の奉納したものである。鐘樓堂は初め現在の處より稍東北に偏りし位置に在つたと云ふことである。而して創建後幾たびか修繕を経たが、維新後